

三 浦 市 地 域 防 災 計 画 (資 料 編)

令和 7 年 4 月改訂
三浦市防災会議

目 次

1 連絡先一覧

1-1	神奈川県	1
1-2	市町村	4
1-3	医師会・歯科医師会・薬剤師会	6
1-4	災害拠点病院（横須賀・三浦保健医療圏）	6
1-5	災害協力病院（横須賀・三浦保健医療圏）	6
1-6	神奈川県警察	7
1-7	消防機関	7
1-8	自衛隊	8
1-9	海上保安庁	8
1-10	防災関係機関	9
1-11	災害協定締結先	10

2 情報伝達

2-1	気象警報・注意報の種類及び発表基準（三浦市）	13
2-2	気象庁震度階級	14
2-3	津波警報・注意報・津波予報の種類と解説	15
2-4	南海トラフ地震に関する情報	17
2-5	防災情報関連サイト	18
2-6	三浦市防災行政無線	19
2-7	地震情報の伝達系統	23

3 被害状況の報告

3-1	被害の分類認定基準	24
3-2	火災・災害等即報要領	27

4 避難

4-1	地区別避難先一覧	38
4-2	避難情報	41

5 医療・救護等

5-1	市内医療機関一覧	43
5-2	市内医薬品取扱業者一覧	45

6 遺体の処理

6-1	火葬場	45
-----	-----	----

7 防疫

7-1	ごみ処理施設	46
7-2	し尿処理施設	46
7-3	汚水処理施設	46
7-4	し尿収集の委託状況	46

8 ライフライン（給水関連）

8-1	配水池施設一覧	47
8-2	鋼板プールによる貯水量・給水範囲	47
8-3	100トン型飲料水兼用耐震性貯水槽一覧	47
8-4	応急給水用資機材整備状況一覧	48

9 物資・復旧資材

9-1	防災備蓄倉庫等一覧	49
9-2	主要備蓄品一覧	50
9-3	自主防災隊器具庫一覧	51
9-4	自主防災隊スタンドパイプ配置一覧	52
9-5	広域応援活動拠点施設	52

10 緊急輸送

10-1	公用車両一覧	54
10-2	車両給油取扱所一覧	55
10-3	緊急輸送路	56
10-4	大震災発生時における緊急交通路指定想定路線	56
10-5	ヘリコプター臨時離着陸場一覧	57
10-6	緊急物資受入施設	57
10-7	船艇等の接岸可能地点一覧	57

11 条例・要綱

11-1	三浦市防災会議条例	58
11-2	三浦市防災会議委員名簿	59
11-3	三浦市災害対策本部条例	60
11-4	三浦市災害対策本部要綱	61
11-5	三浦市災害事前体制	64
11-6	三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例	65
11-7	三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	68
11-8	三浦市災害見舞金等支給規程	71
11-9	三浦市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱	73
11-10	三浦市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱	75
11-11	三浦半島・相模湾排出油等防除協議会会則	77

12 消防団

12-1	消防団詰所及び車両等一覧	80
------	--------------	----

13 砂防等

13-1	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	81
13-2	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所図	82
13-3	土砂災害警戒区域一覧表及び土砂災害特別警戒区域一覧表	83
13-4	土砂災害警戒区域図	87
13-5	砂防指定地	88
13-6	準防火地域指定図	88
13-7	過去の浸水被害一覧	89
13-8	水防法・土砂災害防止法により、避難確保計画を作成する要配慮者利用施設	90

14 危険物等事業所関連

14-1	危険物貯蔵施設	92
14-2	液化石油ガス事業所数	92
14-3	高圧ガス保安法対象事業所数	92
14-4	火薬類事業所数	92

15 教育

15-1 市内学校一覧	93
15-2 応急教育の実施場所一覧	93

16 市域を所轄する神奈川県機関の防災業務の要約

16-1 横須賀三浦地域県政総合センター	94
16-2 鎌倉保健福祉事務所三崎センター	97
16-3 東部漁港事務所	99
16-4 横須賀土木事務所	102
16-5 水産技術センター	105
16-6 神奈川県警察三崎警察署	111

17-1 様式（被害状況調査等）

【様式第1号】住家・非住家等被害調査表	112
【様式第2号】市有建物被害調査票	113
【様式第3号】その他被害状況調査票	114
【様式第4号】人的被害状況調査票	115
【様式第5号】行方不明者捜索届出書	116
【様式第6号】死体処理台帳	117
【様式第7号】埋葬台帳	118
【様式第8号】避難所設置及び収容状況	119
【様式第9号】避難所収容者名簿報告書	120

17-2 様式（火災・災害等即報）

【第1号様式（火災）】	121
【第2号様式（特定の事故）】	122
【第3号様式（救急・救助事故）】	123
【第4号様式（その1）】	124
【第4号様式（その2）】	125

1 連絡先一覧

1-1 神奈川県

(代表番号 045-210-1111)

(1) くらし安全防災局

局 名	部室課名		グループ等名	電話番号	夜間・休日 連絡先	防災行政 通信網	住 所	
				FAX番号				
くらし安全 防災局	総務室		総務経理グループ	045-210-3414			〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	
				045-210-8829				
			企画調整グループ	045-210-3418				
				045-210-8829				
	防 災 部	危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425		3425 3579		
				045-210-8829				
			企画グループ	045-210-5945		3426 3580		
				045-210-8829				
			応急対策グループ	045-210-3430		3427 3581		
				045-210-8829				
			訓練指導グループ	045-210-3433		3428 3582		
				045-210-8829				
			情報通信グループ	045-210-3441		3422 3423 3424		
				045-210-8829				
			消防保安課	企画グループ	045-210-3444			3429 3583
					045-210-8829			
				消防グループ	045-210-3436			3430 3584
					045-210-8829			
				L P ガス・火薬・ 電気グループ	045-210-3484			
					045-210-8830			
				高圧ガス・コンビ ナートグループ	045-210-3489			
					045-210-8830			
	休日・夜間の気象予報			当直員	045-210-6409			

(2) 各局等

局 名	部室課名		グループ等名	電話番号 FAX番号	夜間・休日 連絡先	防災行政 通信網	住 所
政策局	総務室		総務グループ	045-210-3018		2402	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
				045-210-8817			
	自治振興部 市町村課		調整グループ	045-210-3166		2403	
				045-210-8822			
総務局	総務室		総務グループ	045-210-2125		2404	
				045-210-8816			
文化スポーツ観光局	総務室		総務経理グループ	045-285-0904		3471	
				045-210-8951			
環境農政局	総務室		総務グループ	045-210-4021		2416	
				045-210-8844			
福祉こどもみらい局	総務室		総務グループ	045-210-3615		2411	
				045-210-8831			
健康医療局	総務室		総務グループ	045-210-4618		2420	
				045-210-8863			
	保健 医 療 部	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869		2423	
				045-210-8858			
		健康危機・ 感染症対策課	災害医療グループ	045-210-4634		2421	
				045-633-3770			
		県立病院課	調整グループ	045-210-5043		2422	
				045-285-9002			
		健康増進課	母子保健 グループ	045-210-5043		2424	
				045-285-9002			
	生 活 衛生部	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-5811			
				045-210-8864			
		薬務課	献血・薬物対策 グループ	045-210-4964		2425	
				045-201-9025			
産業労働局	総務室		総務グループ	045-210-5515		2426	
				045-210-8867			
県土整備局	総務室		総務グループ	045-210-6015		2429 2430	
				045-210-8878			
会計局	会計課		総務グループ	045-210-6714		2442	
				045-210-8895			
企業局	総務室		総務危機管理 グループ	045-210-7015		2443	
				045-210-8900			
議会局	総務課		総務グループ	045-210-7524		2450	
				045-210-8907			
教育局	総務室		総務グループ	045-210-8020		2451	
				045-210-8920			
人事委員会事務局	総務課		総務グループ	045-651-3243			〒231-0023 横浜市中区山下町32
監査事務局	総務課		総務グループ	045-285-5077			〒231-8588 横浜市中区日本大通1
				045-285-5085			

(3) 水防本部

局 名	部室課名		グループ等名	電話番号	夜間・休日 連絡先	防災行政 通信網	住 所
				FAX番号			
県土整備局	河川下水道部	河港課	河川防災グループ	045-210-6491			〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
				045-210-8890			
			水 防 本 部	045-210-6520		2000 2001	
				045-210-8890			

(4) 出先機関

局 名	部課名	電話番号	夜間・休日 連絡先	防災行政 通信網	住 所
		FAX番号			
横須賀三浦地域 県政総合センター	総務部 県民・防災課	046-823-0210		3600 3700	〒238-000 横須賀市日の出町2-9-19
		046-824-2459			
県央地域 県政総合センター	総務部 県民・防災課	046-224-1111		3607 3608 3609	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
		046-224-9820			
湘南地域 県政総合センター	総務部 県民・防災課	0463-22-2711		3611 3711	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
		0463-23-0599			
県西地域 県政総合センター	総務部防災課	0465-32-8000		3615・3616 3715・3717	〒250-0042 小田原市荻窪350-1
		0465-32-8111			
	総務部 足柄上県民・防災課	0465-83-5111		3718 3719 3720	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
		0465-83-4591			
総合防災センター	防災企画課	046-227-0001		3643 3743	〒243-0026 厚木市下津古久280
		046-227-0027			
衛生研究所		0467-83-4400		2629 2630	〒253-0087 茅ヶ崎市下町屋1-3-1
		0467-83-4457			
水産技術センター	管理課	046-882-2311		2626 2627	〒238-0237 三浦市三崎町城ヶ島養老子
		046-882-3790			
東部漁港事務所	漁港課	046-882-1232			〒238-0232 三浦市晴海町1-7
		046-882-1236			
鎌倉保健事務所	企画調整課	0467-24-3900		2633	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13
		0467-24-4379			
	三崎センター 管理企画課	046-882-6811		2634	〒238-022 三浦市三崎町六合32
		046-881-7199			
横須賀土木事務所	工務部 急傾斜地第二課 河川砂防課・道路維持課	046-853-8800		2602 3722(水防室)	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5
		046-853-7443			

1-2 市町村

市町村名	部 署 名	電話番号	夜間・休日の 連絡先	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号			
横浜市	総務局 危機管理課	045-671-2171 045-641-1677	045-674-2525	2010・2011 3010	〒231-0005 横浜市中区本庁6-50-10
川崎市	総務企画局 危機管理本部	044-200-2840 044-200-3972	044-200-3939	3022	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相模原市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208 042-769-8326	042-707-7044	3030 3033	〒252-5277 相模原市中央区中央2-2-15
横須賀市	市長室 危機管理課	046-822-8357 046-827-3151	046-822-0119	2040 3040	〒238-8550 横須賀市小川町11
平塚市	市長室 災害対策課	0463-21-9734 0463-21-1525	0463-21-3240	2050 3050	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌倉市	市民防災部 総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373	0467-44-0119	2060 3060	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災安全部 防災政策課	0466-25-1111 0466-50-8401	0466-22-1114	2070 3070	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災安全部 防災対策課	0465-33-1855 0465-33-1858	0465-33-1855	3080 3082	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	くらし安心部 防災対策課	0467-81-7127 0467-82-1540	0467-82-1111	2090 3090	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部 防災安全課	046-873-1111 046-873-4520	046-873-1111	2100 3100	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
三浦市	防災危機対策室	046-882-1111 046-864-1166	046-882-1111	2110 3110	〒238-0111 三浦市初声町下宮田5-11
秦野市	くらし安心部 防災課	0463-82-9621 0463-82-6793	0463-82-5111	3120 3122	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚木市	市長室 危機管理課	046-225-2190 046-223-0173	046-223-1511	3130 3132	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	市長室 危機管理課	046-260-5777 046-261-4592	046-263-1111	2140 3140	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部 危機管理課	0463-94-4865 0463-95-7613	0463-94-4711	2150 3150	〒259-1188 伊勢原市田中348
海老名市	市長室 危機管理課	046-235-4790 046-231-2343	046-231-2111	2160 3160	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	くらし安心部 危機管理課	046-252-7395 046-252-7773	046-255-1111	3170 3172	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	総務防災部 防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328	0465-74-2111	3180 3182	〒250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	市長室 危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701	0467-77-1111	3190 3192	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉山町	総務部 防災安全課	046-876-1111 046-876-1717	046-876-1111	3200 3202	〒240-0192 葉山町堀内2135
寒川町	町民部 町民安全課	0467-74-1111 0467-74-2833	0467-74-1111	3210 3212	〒253-0196 寒川町宮山165

市町村名	部 署 名	電話番号	夜間・休日の 連絡先	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号			
大磯町	政策総務部 危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991	0463-61-4100	3220 3222	〒255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	総務部 防災安全課	0463-71-3319 0463-73-0134	0463-71-3311	3230 3232	〒259-0196 二宮町二宮961
中井町	地域防災課 防災班	0465-81-1110 0465-81-1443	0465-81-1111	3240 3242	〒259-0197 中井町比奈窪56
大井町	総務安全課 防災安全室	0465-85-5002 0465-82-9965	0465-83-1311	3250 3252	〒258-8501 大井町金子1995
松田町	総務課 安全防災担当	0465-84-5540 0465-83-1229	0465-83-1221	3260	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	総務防災課 防災安全班	0465-75-3643 0465-75-3660	0465-75-1122	3270 3272	〒258-0195 山北町山北1301-4
開成町	企画部総務部 防災安全課	0465-84-0326 0465-82-5234	0465-83-2331	3280	〒258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部 総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577	0460-85-9574	2291 3290	〒250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131 0465-68-5119	0465-68-1131	3300 3302	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991	0465-60-0119	3310 3312	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-7703 046-285-4091	046-285-3131	2320	〒243-0301 愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767	046-288-1211	3330 3332	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216

1－3 医師会・歯科医師会・薬剤師会

区 分	名 称	電話番号	防災行政 通信網	住 所
		FAX番号		
医師会	神奈川県 医師会	045-241-7000 045-241-1464	3901	〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館 3 階
	三浦市 医師会事務局	046-881-2376 046-881-2392		〒238-0221 三浦市三崎町六合32 三浦合同庁舎内
歯科医師会	神奈川県 歯科医師会	045-681-2172	3903	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
	横須賀市 歯科医師会事務局	046-823-0062 046-823-0084		〒238-0046 横須賀市西逸見町1-38-11 ウエルシティ市民プラザ 2 階
薬剤師会	神奈川県 薬剤師会	045-761-3241 045-751-4460	3904	〒235-0007 横浜磯子区西町14-11
	三浦市 薬剤師会事務局	046-888-1511 046-888-7118		〒238-0113 三浦市初声町入江76-1 佐藤薬局初声営業所内

1－4 災害拠点病院（横須賀・三浦保健医療圏）

名 称	電話番号	防災行政 通信網	住 所
	FAX番号		
横須賀共済病院	046-822-2710 046-825-2103	3924	〒238-8558 横須賀市米が浜通1-16
横須賀市立市民病院	046-856-3136 046-858-1776	3925	〒240-0195 横須賀市長坂1-3-2
湘南鎌倉総合病院	0467-46-1717	3939	〒247-8533 鎌倉市岡本1370-1

1－5 災害協力病院（横須賀・三浦保健医療圏）

名 称	電話番号	防災行政 通信網	住 所
	FAX番号		
横須賀市総合医療 センター	0570-032630 046-884-1305		〒239-8567 横須賀市神明町1番地8

1-6 神奈川県警察

部署等名	課等名	電 話	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号		
警察本部 危機管理対策課	第 一 係 (風水害)	045-211-121 (5771~3)	2655 2656 2657	〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4
		045-212-0796		
	第 二 係 (地震・火山・津波)	045-211-1212 (5781~3)		
		045-212-0796		
	第 四 係 (事故災害等)	045-211-1212 (5775~6)		
		045-212-0796		
三崎警察署	警備課	046-881-0110(461)		〒238-0221 三浦市三崎町六合3
		046-881-0110		
	生活安全課	046-881-0110(261)		
		046-881-0110		

1-7 消防機関

機 関 等 名		電 話	防 災 行 政 通 信 網	住 所
		F A X 番 号		
横須賀市消防局（総務課）		046-821-6454	3041	〒238-8550
		046-823-8405	2042	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 5 階
横 須 賀 市	中央消防署	046-820-0119		〒238-0011
		046-823-3921		横須賀市米が浜通 2-15
	北消防署	046-861-0119		〒237-0076
		046-823-3938		横須賀市船越町 1-59
	南消防署	046-836-0119		〒238-0023
		046-833-1250		横須賀市森崎 1-8-30
	三浦消防署	046-884-0119		〒238-0111
		046-884-0123		三浦市初声町下宮田 5-11
鎌倉市消防本部		0467-44-0119	2062	〒247-0056
			3061	鎌倉市大船 3-5-10
逗子市消防本部		046-871-4325	2102	〒249-0005
			3346	逗子市桜山 2-3-31
葉山町消防本部		046-876-0119	2200	〒240-0112
			3203	三浦郡葉山町堀内 2050-10

1－8 自衛隊

部 隊 名	室 課 名	電 話	夜間・休日 連絡先	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号			
陸上自衛隊 東部方面総監部	防衛部 防衛課	048-460-1711 (2256・2257)			〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町
		048-460-1711 (2739)			
陸上自衛隊 第1師団司令部	第3部	03-3933-1161 (2753)		2807 2808 4808	〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1
		03-3933-1161 (2759)			
陸上自衛隊 東部方面混成団本部	第3科	046-856-1291 (448)		2809 3800	〒238-0392 横須賀市御幸浜1-1
		046-856-1291 (404・728)			
陸上自衛隊 第31普通科連隊	第3科	046-856-1291 (634)		3804 3805	〒238-0392 横須賀市御幸浜1-1
		046-856-1291 (614・690)			
陸上自衛隊 高等工科学学校 (武山駐屯地司令)	企画室	046-856-1291 (206)			〒238-0392 横須賀市御幸浜2-1
		046-856-1291 (259)			
陸上自衛隊 第4施設群	第3科	046-253-7670 (2235)		2812 2813 3802	〒252-0362 相模原市南区新戸2958
		046-253-7670 (2666)			
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部 第3幕僚室	046-822-3500 (2543)	046-822-3500 (2222)	2814	〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地
		046-823-1009	046-823-1009		
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部	防衛部	042-953-6131 (2233)			〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山2-3
神奈川地方協力本部	総務課	045-662-9426			〒231-0023 横浜市中区山下町253-2
		045-662-9426 (9498)			

1－9 海上保安庁

部 隊 名	室 課 名	電 話	夜間・休日 連絡先	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号			
第3管区海上保安部 横浜海上保安部	警備救難課	045-671-0118		2804 2805	〒231-0001 横浜市中区新港1-2-1
		045-671-0118			
第3管区海上保安部 横須賀海上保安部	警備救難課	046-862-0118		2801 2802 2803	〒237-0071 横須賀市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎2～3F

1-10 防災関係機関

番号	機 関 等 名		住 所	電話番号	
1	関東総合通信局電波監理部		三浦市初声町高円坊1691	046-888-2181	
2	関東農政局神奈川拠点(地方参事官室)		横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-0584	
3	横浜地方気象台		横浜市中区山手町99	045-621-1999	
4	日 本 郵 便 (株)	三浦郵便局	三浦市三崎町諸磯43-1	046-881-5322	
5		南下浦郵便局	三浦市南下浦町上宮田3391-1	046-888-2244	
6		城山郵便局	三浦市城山町10-7	046-882-6454	
7		松輪郵便局	三浦市南下浦町松輪1617-1	046-886-0310	
8		三崎郵便局	三浦市三崎町5丁目245-7	046-882-3311	
9		初声郵便局	三浦市初声町入江52-1	046-888-3180	
10	東日本電信電話(株)神奈川事業部整備部災害対策室		横浜市中区山下町198	045-212-8945	
11	東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社横須賀制御所		横須賀市若松町1-17	046-826-2560 (非常体制時)	
12	東京ガス(株)横浜支社		横浜市中区羽衣町1-2-1	045-253-5428	
13	京浜急行バス(株)三崎営業所		三浦市東岡町11-63	046-882-6020	
14	京浜急行電鉄(株)三浦海岸駅		三浦市南下浦町上宮田1497	046-888-0231	
15	三浦危険物安全協会		三浦市初声町下宮田5-11	046-884-0119	
16	三浦市医師会		三浦市三崎町六合32	046-881-2376	
17	三浦市薬剤師会		三浦市初声町入江76-1	046-888-1511	
18	横須賀市歯科医師会		横須賀市日の出町2-9	046-823-0062	
19	(一社)神奈川県トラック協会		横浜市長北区新横浜2-11-1	045-471-5511	
20	(公社)神奈川県LPガス協会 横須賀三浦支部		横須賀市佐原4-4-9	046-830-3012	
21	漁 協	みうら漁業協同組合	本店	三浦市三崎5丁目12-5	046-881-7261
22			南下浦支所金田湾販売所	三浦市南下浦町金田1009	046-888-0525
23			南下浦支所松輪販売所	三浦市南下浦町松輪506	046-886-1746
24		三和漁業協同組合	本店	三浦市初声町三戸1090-3	046-888-2056
25			上宮田支所	三浦市南下浦町上宮田540	046-888-0024
26			城ヶ島支所	三浦市三崎町城ヶ島500-28	046-882-2160
27		諸磯漁業協同組合		三浦市三崎町諸磯1871	046-882-2843
28	農 協	三浦市農業協同組合	本店	三浦市初声町下宮田3204-1	046-888-3145
29			三崎支店	三浦市栄町8-10	046-881-5281
30			上宮田支店	三浦市南下浦町上宮田1491-2	046-888-0155
31	三浦建設業組合		三浦市南下浦町上宮田3040	046-888-5321	
32	三浦建設業協会		三浦市南下浦町金田2131-1	046-886-1525	
33	神奈川県水難救済会		三浦救難所	三浦市三崎5丁目12-5	046-881-7261
34			南下浦救難所	三浦市南下浦町松輪506	046-886-1434

1-11 災害協定締結先

番号	協定分類	協定の概要	協定締結先	電話番号
1	陸上輸送	物資等の輸送	ヤマト運輸 横浜主管支店	0570-200-000
2		資機材及び物資等の輸送	神奈川県トラック協会	045-471-5511(本部) 045-471-8884(横浜サービスセンター)
3		要配慮者等の移送	特定非営利活動法人 歩	046-888-8375
4			有限会社 One up	046-887-0312
5	海上での救助活動・物資等輸送	救助活動及び物資等の輸送	三和漁業協同組合 城ヶ島支所	046-882-2160
6			松輪釣船部会	046-886-1746
7			三浦沖釣船組合	046-881-0282(えいあん丸)
8			みうら漁協 小網代支所遊漁部会	046-881-4511(やまさ丸)
9		人員・物資等の輸送	トライアングル (神奈川県が締結)	046-825-7144
10	物資配送等	避難所等への物資の配送、荷役作業	佐川急便神奈川支店 (横須賀営業所)	0570 - 01 - 0437
11	生活必需物資の供給等	食料品・飲料水・日用品関係の供給及び運搬	カインズ	046-888-0333(三浦店) 0495-88-7100(代表)
12			ベイシア	046-889-0077(三浦店) 027-210-0001(本部)
13			富士シティオ FUJI 三崎店	046-881-2711
14			クリエイトエス・ディ総務部 三浦海岸店	046-888-2051
15			クリエイトエス・ディ総務部 三浦三崎店	046-881-0400
16			京急ストア 三崎東岡店	046-881-0453
17			京急ストア 三浦海岸店	046-889-0453
18		食料品・飲料水・日用品関係の供給	コープかながわ生活共同組合連合会 ユーコープ事業連合	045-305-6116
19			三浦市農業協同組合	046-888-3145
20			三浦市商店街連合会	046-881-5111(三浦商工会議所内)
21			みうらビーチ商店会	046-881-5111(三浦商工会議所内)
22		総合体育館	ダイドードリンコ 横須賀営業所	046-850-1533
23			ジャパンビバレッジ 磯子営業所	045-774-8911
24			コカ・コーラセントラルジャパン 横須賀支店	046-835-6740
25			大塚製薬 横浜支店	045-314-6391
26			八洋横浜営業所	045-937-6888
27			コカ・コーラセントラルジャパン 横須賀支店	046-835-6740
28			ジャパンビバレッジ 磯子営業所	045-774-8911
29			八洋横浜営業所	045-937-6888
30			コカ・コーラセントラルジャパン 横須賀支店	046-835-6740
31			ダイドードリンコ 横須賀営業所	046-850-1533
32		環境センター、西岩堂埋立地	日本ベプシコーラ販売株式会社	042-352-2125
33	避難所資機材の供給	避難所開設資機材(テント等)の供給	セレスポ	045-473-2555(横浜支店)
34		寝具類の供給・運搬	柴橋商会	045-312-3231
35	霊柩自動車及び葬祭用品の供給	霊柩自動車、棺等葬祭用品の供給	神奈川県葬祭業協同組合	046-888-0347(金子慈光堂) 045-721-8607(本部)
36			全国霊柩自動車協会	046-881-2301(藤屋葬具店) 03-3357-7281(本部)
37	燃料の供給	L P ガス及び機材の供給	神奈川県 L P ガス協会横須賀三浦支部	046-830-3012
38		石油製品等の供給	神奈川県石油商業組合横須賀三浦支部	046-882-4188(三崎石油事務所)
39	施設の提供	避難所としての施設提供	県立三浦初声高等学校 和田キャンパス	046-888-1036
40			県立三浦初声高等学校 入江キャンパス	046-889-1771
41			三浦YMCA ヲロハ°ル・エコ・ヴィレッジ	046-888-2100
42			イズス (晴海町モデルハウス等)	044-711-3348

番号	協定分類	協定の概要	協定締結先	電話番号
43	施設の提供	帰宅困難者等避難所としての施設提供	マホロバ・マインズ	046-889-8911
44		福祉避難所としての施設使用	美山特別養護老人ホーム	046-888-3048
45			特別養護老人ホーム はまゆう・たんぽぽ	046-881-6700
46			介護付有料老人ホーム 油壺エデンの園	046-881-2150
47			社会福祉協議会 暖館	046-881-7770
48			生活介護事業所 三浦創生舎	046-874-5851
49			三浦幼稚園	046-888-3124
50			上宮田小羊保育園	046-888-5414
51			椿の御所幼稚園	046-881-5305
52			介護老人福祉施設 ケアホーム三浦	046-888-5877
53			特別養護老人ホーム 遊楽の丘	046-888-8000
54			ルナランド あんじゅ三崎口・あんじゅ三浦海岸	046-887-1670
55		津波避難ビルとしての施設使用	県営初声シーサイドタウン 県住宅営繕事務所	045-311-8080
56			はなことば三浦 (事業者：ブラウドライフ)	046-880-0170(はなことば三浦) 044-589-2713(事業者)
57			三崎水産会館	046-881-7251
58			香山第3ビル	046-881-5226
59			ツクイ・サンシャイン三浦 (南洋水産)	046-880-3300
60			マホロバ・マインズ	046-889-8911
61	設備の提供	二町谷岸壁のヘリポートとしての使用	神奈川県東部漁港事務所	046-882-1233
62		物資受入場所として施設を提供	三浦市農業協同組合	046-888-3145
63	設備の提供	避難所等への特設公衆電話の設置	東日本電信電話 神奈川支店	045-212-8945
64		簡易トイレの提供	三浦みかん狩り組合	046-888-3151(事務局：三浦市農協)
65		区保有地及び発電所電源の使用	東京都世田谷区	03-5432-1111
66	医療活動への協力	医療救護活動への協力	三浦市医師会	046-881-2376
67			横須賀市歯科医師会	046-823-0062
68		医薬品等の供給	三浦市薬剤師会	046-888-1511(佐藤薬局)
69	応急対策活動への協力	道路啓開・建築物の解体撤去等への協力	三浦建設業認可組合	046-881-5111 (三浦商工会議所(袖山))
70			三浦市建設業土木協会	046-881-6020(遠藤土木)
71			三浦市建設業協会	046-886-1525
72		被災者救援・障害物撤去等	神奈川県自動車整備振興会 横須賀支部	046-933-7901(県自動車商工組合)
73		仮設住宅の建設等	三浦建設業組合	046-888-5321
74		本庁舎の応急処置、復旧改修等	三浦半島建物改修工事業協会	046-830-5481(富士防)
75		応急給水・復旧、復旧資器材供出	日本水道協会神奈川支部	044-200-3096
76		応急給水活動への協力	三浦市管工事協同組合	046-882-5092
77		防潮門扉の開閉	神奈川県横須賀土木事務所	046-853-8800(河川砂防課)
78		自転車の提供及び整備	神奈川県自転車商協同組合	046-881-3243(ハッ星モータース) 045-311-6168(本部)
79	被災者支援への協力	災害ボランティアセンターの設置運営	三浦市社会福祉協議会	046-888-7347
80		人的支援及び車両・物資等の提供	ジェイコム湘南・神奈川 横須賀局	046-801-2111
81		被災者支援及び防災意識啓発活動等	日本防災士会湘南支部	防災関連部署が把握(個人情報)
82	被害認定調査への協力	家屋被害認定調査への協力	神奈川県土地家屋調査士会	045-312-1177
83		損害調査結果の提供	三井住友海上火災保険株式会社	045-274-8917(横浜第三支社)
84	相互応援	県内市町村の総合的な相互応援	神奈川県内市町村	
85		三浦半島市町村の総合的な相互応援	横須賀・鎌倉・逗子・三浦・葉山	
86		遠隔市町との総合的な相互応援	長野県須坂市	026-248-9000(総務課)
87			宮城県南三陸町	0226-46-2600(代表)
88		生鮮食料品の提供・運搬等の相互応援	全国公設地方卸売市場協議会	0565-33-3421(事務局)

番号	協定分類	協定の概要	協定締結先	電話番号
89	廃棄物処理	一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理	横須賀市・鎌倉市・逗子市・葉山町	
90		廃棄物の処理	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	廃棄物関連部署が把握
91		廃棄物の処理	三浦市一般廃棄物協同組合	廃棄物関連部署が把握
92	情報協力	公共土木施設の被害状況等の情報共有	国土交通省関東地方整備局	048-601-3151
93		停電復旧見込、被害状況等の情報共有	東京電力パワーグリッド 藤沢支社	0466-51-1247
94		市内居住会員による災害情報等の提供	神奈川県隊友会 武山三浦支部	防災関連部署が把握(個人情報)
95		損害調査結果の提供	三井住友海上火災保険 神奈川支店	045-274-8917(横浜第三支社)
96		災害情報の発信等	ヤフー	03-6898-8200
97			ジェイコム湘南・神奈川 横須賀局	046-801-2111
98		災害情報管理システム ネットワークへの対応	神奈川県	045-210-3441
99		防災関連表示付電柱看板の提供	東電タウンプランニング 神奈川総支社	045-393-9200
100	その他	包括的な連携	損害保険ジャパン	046-824-9144(横須賀支社)
101			総合警備保障	045-682-0650(横浜支社)
102			日本郵便	0570-096-656

2 情報伝達

2-1 気象警報・注意報の種類及び発表基準（三浦市）

横浜地方気象台発表（令和6年5月23日）							
三浦市	府県予報区		神奈川県				
	一次細分区域		東部				
	市町村等をまとめた地域		三浦半島				
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	22			
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	93			
	洪水			流域雨量指数基準			
				複合基準（※1）	—		
				指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風			平均風速	陸上	25m/s	
					東京湾	25m/s	
					相模湾	25m/s	
	暴風雪			平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
					東京湾	25m/s 雪を伴う	
					相模湾	25m/s 雪を伴う	
	大雪			降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪			有義波高	東京湾	3.0m(※2)	
					相模湾	5.0m(※3)	
	高潮			潮位	東京湾	1.4m	
					相模湾	1.2m	
注意報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16			
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	53			
	洪水			流域雨量指数基準			
				複合基準（※1）	—		
				指定河川洪水予報による基準	—		
	強風			平均風速	陸上	12m/s	
					東京湾	12m/s	
					相模湾	12m/s	
	風雪			平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
					東京湾	12m/s 雪を伴う	
					相模湾	12m/s 雪を伴う	
	大雪			降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪			有義波高	東京湾	1.5m	
					相模湾	2.0m	
	高潮			潮位	東京湾	1.2m	
					相模湾	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	融雪						
	濃霧			視程	陸上	100m	
					東京湾	500m	
		相模湾	500m				
乾燥	最小湿度35%実効湿度55%						
なだれ							
低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下						
霜	最低気温4℃以下 晩霜期						
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合						
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm			
※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。							
※2 神奈川県が定める基準水位観測所（横須賀）における高潮特別警戒水位（1.65m）への潮位の到達状況を考慮しこれによらず高潮警報を発表する場合があります。							
※3 神奈川県が定める基準水位観測所（油壺）における高潮特別警戒水位（1.10m）への潮位の到達状況を考慮しこれによらず高潮警報を発表する場合があります。							

2-2 気象庁震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。		
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が目覚める。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2-3 津波警報・注意報、津波予報の種類と解説

【津波警報・注意報】

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	○巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ○沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	○標高の低いところでは津波が襲い浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ○沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記しない	○海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ○海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

【津波情報】

種 類	内 容																
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	○各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 (※)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によってはこの時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。																
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	○主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。																
津波観測に関する情報	○沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。 ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。 ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため最大波の観測値については大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。 <table><tr><th>警報・注意報の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報を発表中</td><td>1 m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr><tr><td>1 m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報を発表中</td><td>0.2 m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0.2 m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報を発表中</td><td>すべての場合</td><td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td></tr></table> ※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ		大津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報を発表中	0.2 m以上	数値で発表	0.2 m未満	「観測中」と発表	津波注意報を発表中	すべての場合	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ																
大津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表															
	1 m以下	「観測中」と発表															
津波警報を発表中	0.2 m以上	数値で発表															
	0.2 m未満	「観測中」と発表															
津波注意報を発表中	すべての場合	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)															
沖合の津波観測に関する情報	○沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。 ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。 ・最大波の観測値及び推定値については沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して津波が到達中であることを伝えます。																

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。
(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。)

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

2-4 南海トラフ地震に関連する情報

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上(※1)の地震(※2)が発生 ・1カ所以上のひずみ計(※3)での有意な変化(※4)と共に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※2)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でのゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど、発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

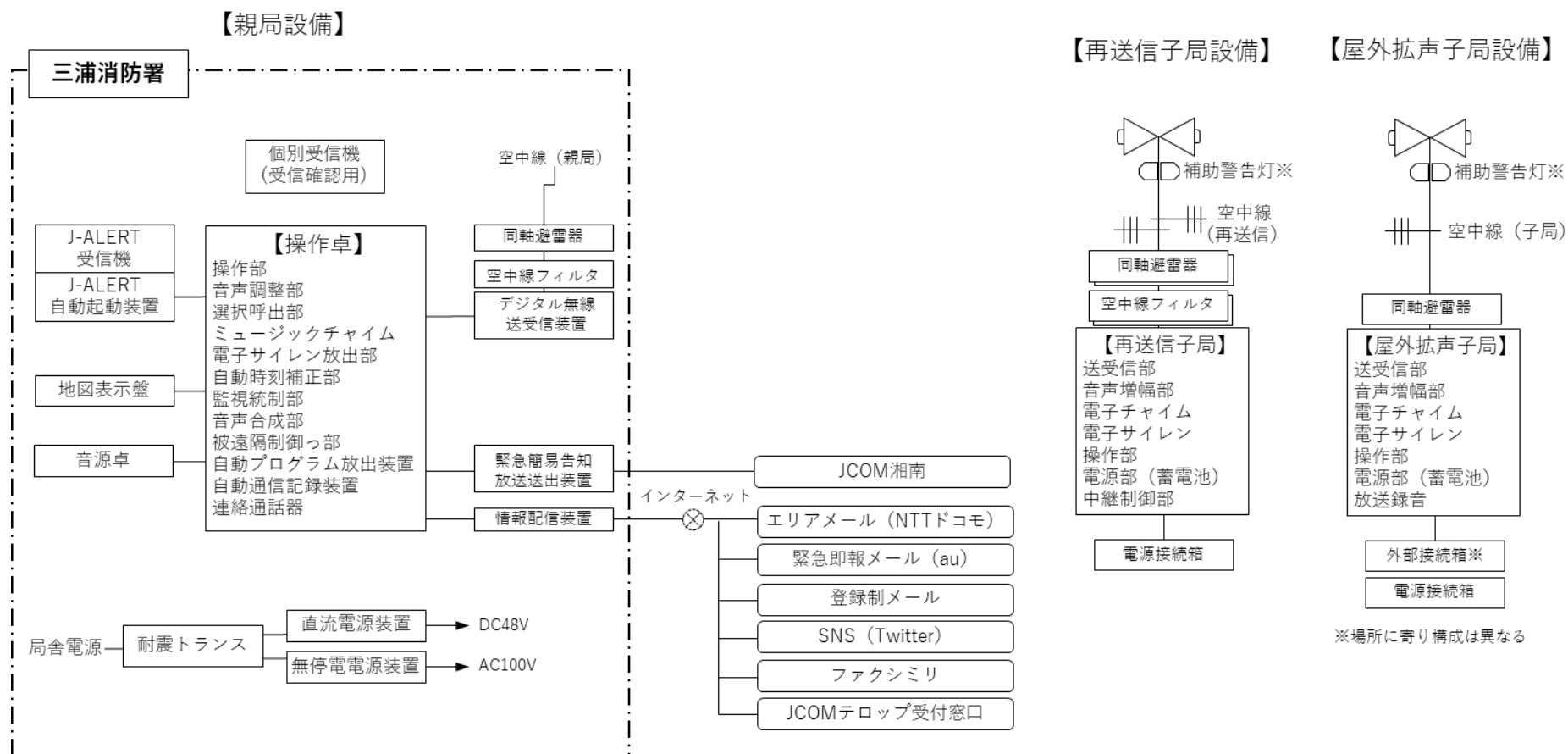
※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

2-5 防災情報関連サイト

種 別	名 称	QRコード・URL
三浦市の情報	三浦市役所 公式ホームページ	三浦市公式ホームページのトップページ  https://www.city.miura.kanagawa.jp/
	三浦市防災情報 ポータルサイト	 三浦市の防災に関する情報のトップページ https://www.city.miura.kanagawa.jp/kurashi/anzen_anshin/6/1/index.html
	避難所の開設 ・混雑状況	リアルタイムで三浦市内の避難所となる施設の場所、開設状況、混雑状況等を提供  https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/bosaikikitaaisakushitsu/zyunbi/767.html
気象庁の情報	気象庁ホームページ	 気象警報・注意報、天気予報、ナウキャスト(雨雲・雷・竜巻)、雨量予測、潮位データ、気象観測データ、地震・津波・火山等、防災気象情報全般について提供 https://www.jma.go.jp/jma/index.html
	横浜地方気象台 ホームページ	防災気象情報全般、天気予報、地震・火山等の情報を提供  https://www.jma-net.go.jp/yokohama/
	キキクル	 リアルタイムで土砂災害、浸水被害、洪水被害の危険度について提供 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#lat:36.066862/lon:139.899902/zoom:5/colorddepth:normal/elements:land
神奈川県の情報	神奈川県 災害情報ポータル (気象注意報等)	気象情報、土砂災害、地震、津波、火山、避難発令、避難所等の情報を提供  https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/
	神奈川県 土砂災害情報ポータル	 土砂災害のおそれのある地域、降雨開始以降の土砂災害の危険度及び雨量の情報、土砂災害警戒情報の発表状況を提供 https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html
	神奈川県 e-かなマップ	神奈川県内の地図情報(くらし、防災と安全、地震被害想定調査結果、環境、文化、産業、県土・まちづくり)を提供  https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/Portal

2-6 三浦市防災行政無線

【システム系統図】

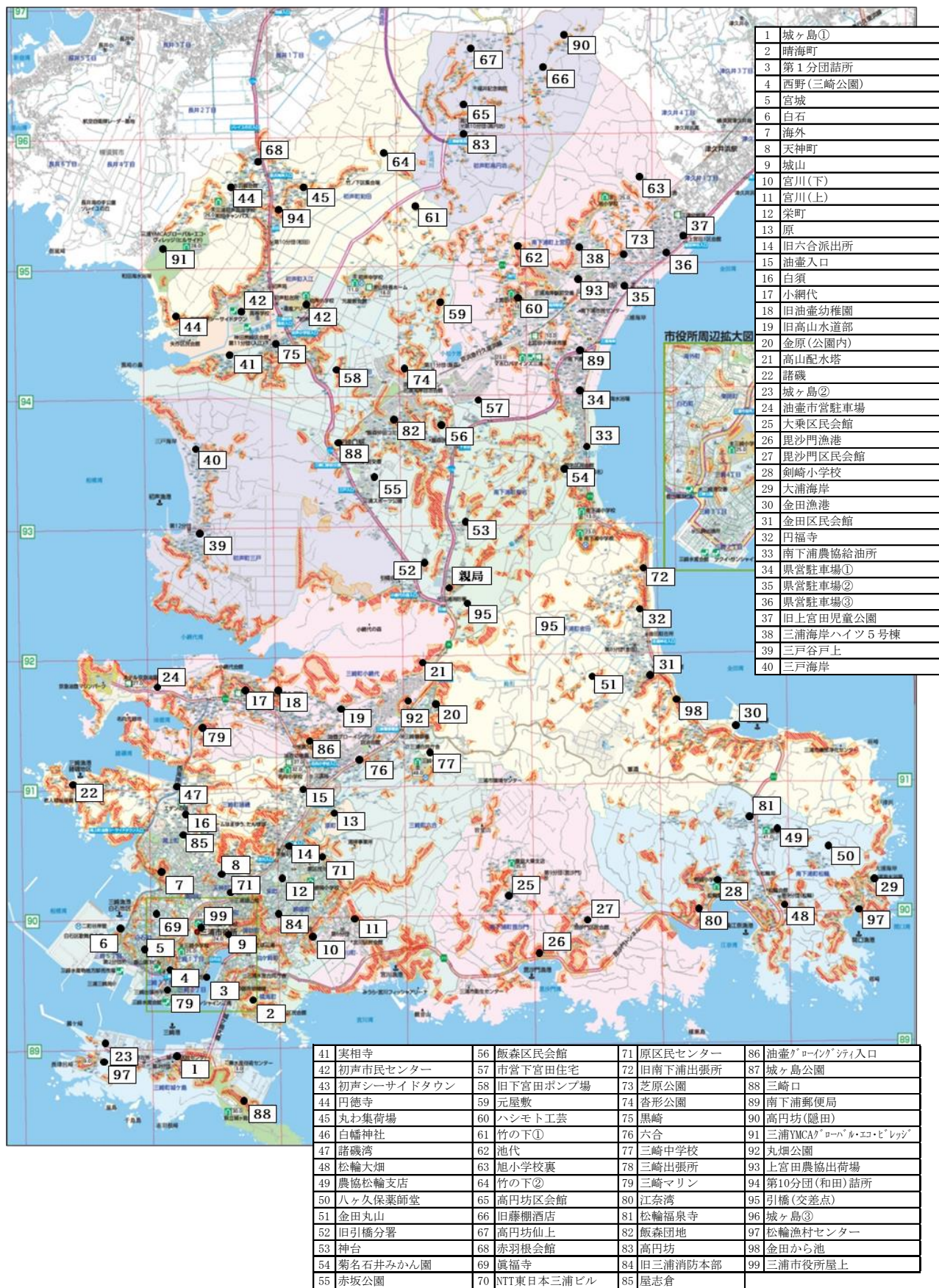


【防災行政無線設備群セレコール一覧表（屋外子局）】

[illegible]

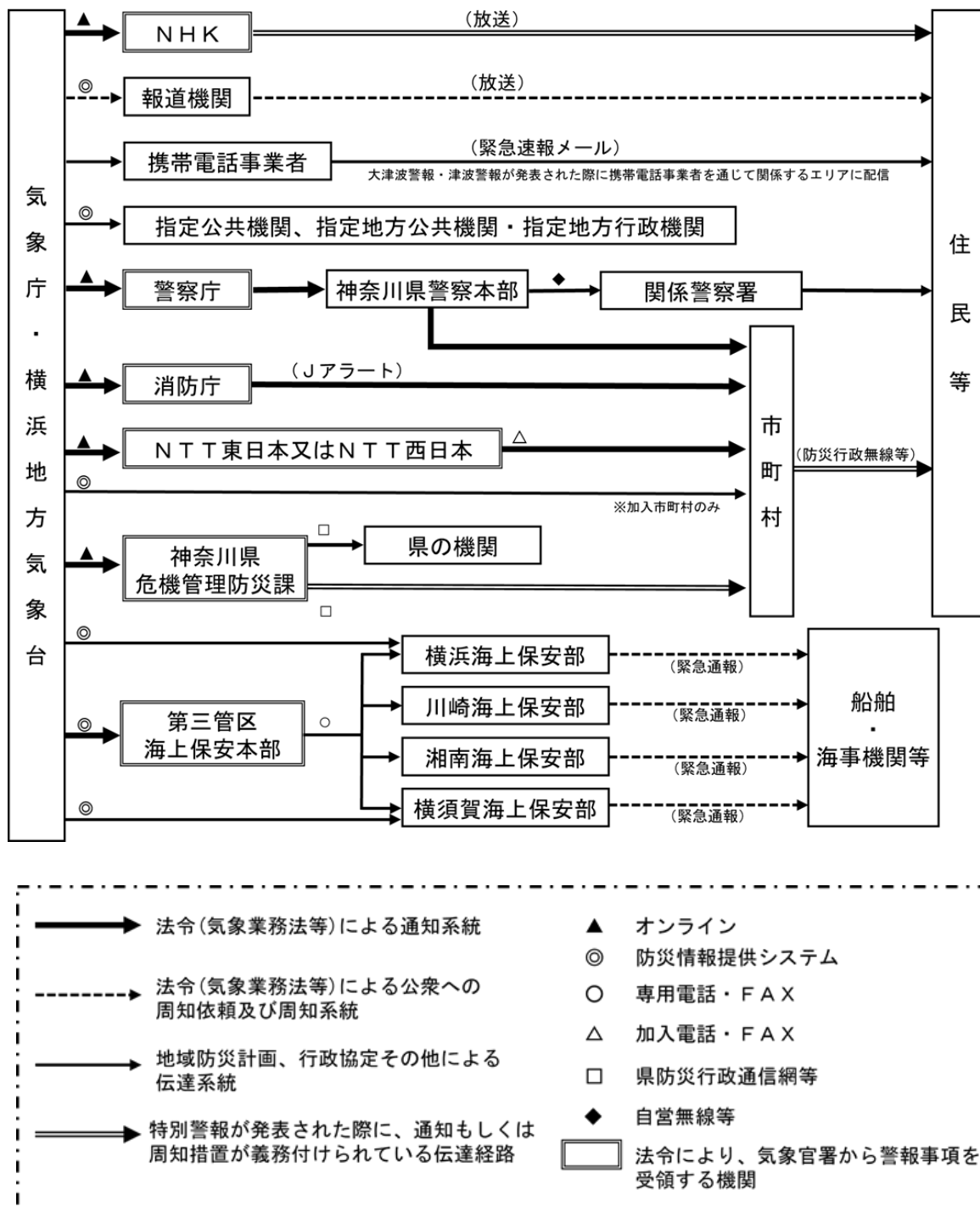
管理番号	子局名称	緊急一括	一括放送	分割		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	40	47	48	49	50													
				A（1回目放送）	B（2回目放送）																																																
48	松輪大畑	○	○	○			○								○				○			○									○												○										
40	農協松輪支店	○	○	○			○								○				○			○										○																					
50	ハヶ久保薬師堂	○	○	○			○								○				○			○										○																					
51	金田丸山	○	○	○			○								○				○			○										○																					
52	旧引橋分署	○	○	○				○								○				○		○												○																			
53	神台	○	○		○		○	○							○				○			○										○																					
54	菊名石井みかん園	○	○	○			○								○				○			○										○																					
55	赤坂公園	○	○		○			○								○				○		○												○																			
56	飯森区民会館	○	○	○				○								○				○		○												○																			
57	市営下宮田住宅	○	○		○			○								○				○		○												○																			
58	旧下宮田ポンプ場	○	○		○			○								○				○		○												○																			
59	元屋敷	○	○	○				○								○				○		○													○																		
60	ハシモト工芸	○	○		○		○	○								○			○	○	○	○									○																						
61	竹の下①	○	○	○				○								○				○		○											○																				
62	池代	○	○	○			○						○						○		○	○																															
63	旭小学校裏	○	○		○		○							○					○		○	○										○																					
64	竹の下②	○	○	○				○								○				○		○												○																			
65	高円坊区会館	○	○		○			○								○				○		○												○																			
66	旧藤棚酒店	○	○	○				○								○				○		○												○																			
67	高円坊仙上	○	○		○			○								○				○		○												○																			
68	赤羽根会館	○	○	○				○								○				○		○												○																			
69	眞福寺	○	○		○	○												○				○			○																												
70	NTT 東日本三浦ビル	○	○	○		○												○						○																													
71	原区民センター	○	○	○		○			○	○									○			○					○																										
72	旧南下浦出張所	○	○	○			○								○					○			○																														
73	芝原公園	○	○	○			○												○		○	○																															
74	杵形公園	○	○	○				○								○				○		○													○																		
75	黒崎	○	○	○				○												○		○													○																		
76	六合	○	○		○	○						○	○					○				○					○	○																									
77	三崎中学校	○	○		○	○						○							○			○					○	○																									
78	三崎出張所	○	○	○		○			○									○				○	○																														
79	三崎マリン	○	○		○	○					○								○			○					○	○																									
80	江奈湾	○	○		○		○									○				○		○																															
81	松輪福泉寺	○	○		○		○									○				○		○																															
82	飯森団地	○	○	○				○								○					○														○																		
83	高円坊	○	○	○				○								○				○		○													○																		
84	旧三浦市消防本部	○	○	○		○				○									○			○						○																									
85	屋志倉	○	○		○	○			○			○								○		○			○			○																									
86	油壺グロインゲシティ入口	○	○	○		○						○							○			○						○																									
87	城ヶ島公園	○	○	○		○			○											○		○				○																											
88	三崎口	○	○	○				○								○				○		○														○																	
89	南下浦郵便局	○	○	○			○						○							○		○									○	○																					
90	高円坊（隠田）	○	○		○			○												○		○													○																		
91	三浦 YMCA グロバール・エコ・リイェンジ	○	○		○			○								○				○		○													○																		
92	丸畑公園	○	○	○		○					○							○				○						○																									
93	上宮田農協出荷所	○	○		○		○					○	○						○		○	○																															
94	第10分団（和田）詰所	○	○		○			○								○				○		○													○																		
95	引橋（交差点）	○	○		○		○	○						○																																							

【三浦市防災行政無線局固定系子局位置図】



2-7 地震情報等の伝達系統

【津波警報等の伝達系統図(神奈川県地域防災計画マニュアル資料より抜粋)】



3 被害状況の報告

3-1 被害の分類認定基準

被害状況を報告する際の人、住家その他の被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

1 人的被害

死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのもの。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

【用語の解説】

住 家：現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

損 壊：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

住家の主要な構成要素：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。 ○住家全部が倒壊、流失、埋没したもの。 ○住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 ・住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの。 ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 ○住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 ・損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの。 ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの（ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。）。
床上浸水	・住家の床より上に浸水したもの。 ・全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物

非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する

4 その他

田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
畑の流失・埋没 冠水	田の流失、埋没、冠水に準ずる。
学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

公立文教施設	公立の文教施設とする。	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

3-2 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（2）「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

（3）「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

（4）「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原

則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、電子メールにより報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は電子メールが使用不能になるなど、当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、「ア火災等即報」、「イ救急・救助事故等即報」を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。（以下同じ。））

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2即報基準」又は「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に

迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア)建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に伝わったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準

に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（３）社会的影響基準

（１）一般基準、（２）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１ 火災等即報

（１）交通機関の火災

第２の１の（２）のアの（ウ）に同じ。

（２）石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の（２）のイの（ア）、（イ）に同じ。

（３）危険物等に係る事故（（２）の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第２の１の（２）のウの（ア）、（イ）に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（４）原子力災害等

第２の１の（２）のエに同じ。

（５）ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

（６）爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力

攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア)死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ)火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア)発見及び通報の状況

(イ)延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ)焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ)り災者の避難保護の状況

(オ)都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア)火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ)林野の植生

(ウ)自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ)空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア)車両、船舶、航空機等の概要

(イ)焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難指示の発令状況

・避難所の設置状況

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
- ・不審物（爆発物）の有無
- ・立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

（1）第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

4 避 難

4－1 地区別避難先一覧

【用語の解説】

区 分	概 要
緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための場所で、災害の種類ごとに市が指定した場所
指定避難所	災害によって自宅に住めなくなってしまった場合などに避難生活を送る場所として市が指定した施設
福祉等避難所	指定避難所への避難者のうち、高齢者や障がい者、妊産婦など、避難所での生活に特別な配慮が必要と判断された方が指定避難所から移り避難生活を行うために市が指定した福祉施設

【南下浦地区】

番号	名 称	所在地	電話番号	緊急避難場所					避 難 所	
				土砂災害	風水害	地震	津波	大規模な火事	指定避難所	福祉等避難所
1	上宮田小学校	南下浦町上宮田3040	888-0053	○	○	○	○	○	○	
2	旭小学校	南下浦町上宮田950	888-2020	○	○	○	○	○	○	
3	南下浦小学校	南下浦町菊名1096	888-0545	○	○	○	○	○	○	
4	南下浦中学校	南下浦町金田206	888-0914	○	○	○	○	○	○	
5	旧剣崎小学校	南下浦町松輪1710		○	○	○		○	○	
6	農協松輪支店	南下浦町松輪1287	886-1552	○	○	○	○			
7	農協大乘支店	南下浦町毘沙門1567-1	881-4553	○	○	○	○			
8	毘沙門区民会館	南下浦町毘沙門694		○	○					
9	上宮田第1区会館	南下浦町上宮田516-2		○	○					
10	南下浦コミュニティセンター	南下浦町上宮田3258-4	887-0550	○	○					
11	菊名区民会館	南下浦町菊名162-1		○	○					
12	金田区民会館	南下浦町金田1018-2		○	○					
13	松輪区民会館	南下浦町松輪1185	886-0317	○	○					
14	三浦創生舎	南下浦町上宮田360	874-5851						○	○ 障害者
15	三浦幼稚園	南下浦町上宮田479	888-3124						○	○ 乳幼児
16	上宮田小羊保育園	南下浦町上宮田3190-1	888-5414						○	○ 乳幼児
17	マホロパマインズ三浦	南下浦町上宮田3231	889-8900	○	○	○	○		○	○ 帰宅困難者
18	特養ホーム 遊楽の丘	南下浦町上宮田3451	888-8000						○	○ 高齢者
19	あんじゅ三浦海岸	南下浦町上宮田3368-1	874-8012						○	○ 高齢者

【三崎地区】

番号	名 称	所在地	電話番号	緊急避難場所					避難所	
				土砂災害	風水害	地震	津波	大規模な火事	指定避難所	福祉等避難所
1	三崎小学校	三崎1丁目20-32	881-6191	○	○	○	○		○	
2	三浦市役所第2分館	城山町5-1	882-1111	○	○	○	○		○	
3	岬陽小学校	岬陽町10-1	881-6181	○	○	○	○	○	○	
4	名向小学校	三崎町諸磯65	881-6141	○	○	○	○	○	○	
5	三崎中学校	三崎町六合45-1	881-5243	○	○	○	○	○	○	
6	三浦市社会福祉協議会 暖館	三崎町小網代1369-1	888-7347						○	○ 高齢者・乳幼児・障害者
7	県立城ヶ島公園	三崎町城ヶ島52	881-6640	○	○	○	○	○		
8	白石区歌舞島会館	白石町21-31	882-1883	○	○					
9	原区民センター	原町3-13	882-6577	○	○					
10	宮川区民会館	宮川町12-6		○	○					
11	通り矢区民会館	晴海町16-17		○	○					
12	老人福祉保健センター	三崎町諸磯1870	882-6788	○	○					
13	小網代会館	三崎町小網代1286-47	881-0161	○	○					
14	小網代グロージングシティ自治会館	三崎町小網代54-37	881-2294	○	○					
15	城ヶ島区民センター	三崎町城ヶ島411	882-0801	○	○				○	
16	特養ホームはまゆう、たんぽぽ	三崎町諸磯1411-1	881-0167						○	○ 高齢者
17	介護付有料老人ホームエデンの園	三崎町諸磯1500	881-2150						○	○ 高齢者
18	三浦市民ホール	三崎5丁目3-1	881-6721	○	○				○	
19	香山第3ビル	三崎5丁目2-1				○	○			
20	ソクイ・サンシャイン三浦	三崎2丁目21-14	880-3300			○	○			
21	三崎水産物地方卸売市場	三崎5丁目245-7	882-1111			○	○			
22	はなことば三浦	諏訪町3-5	880-0170			○	○			
23	椿の御所幼稚園	向ヶ崎町11-1	881-5305	○	○	○	○		○	○ 乳幼児
24	津波避難階段(小網代)	三崎町小網代1454付近				○	○			
25	津波避難階段(城ヶ島)	三崎町城ヶ島658-3付近				○	○			
26	津波避難階段(晴海町)	晴海町9-1付近				○	○			

【初声地区】

番号	名 称	所在地	電話番号	緊急避難場所					避 難 所	
				土砂災害	風水害	地震	津波	大規模な火事	指定避難所	福祉等避難所
1	初声小学校	初声町下宮田3728	888-3120	○	○	○		○	○	
2	初声中学校	初声町下宮田3622	888-1150	○	○	○	○	○	○	
3	県立三浦初声高等学校(和田キャンパス)	初声町和田3023-1	888-1036	○	○	○	○	○	○	
4	三浦スポーツ公園（管理棟）	初声町下宮田437-2	888-8189			○	○	○	○	
5	三浦YMCAクラブ・ホール・エコ・ウレッシュ・ヒルサイト	初声町和田3136	888-2100	○	○	○	○		○	
6	引橋会館	初声町三戸22-3		○	○					
7	飯森区集会所	初声町下宮田326-2		○	○					
8	飯森仲田コミュニティハウス	初声町下宮田602-2		○	○					
9	京急ニュータウン三浦海岸自治会館	初声町下宮田891-21		○	○					
10	元屋敷会館	初声町下宮田1844-1		○	○					
11	初声市民センター	初声町入江200	888-6111	○	○					
12	神田黒崎区民会館	初声町入江242		○	○					
13	矢作区民会館	初声町入江275-5		○	○					
14	高円坊区会館	初声町高円坊1092		○	○					
15	竹ノ下区集会場	初声町和田1381		○	○					
16	赤羽根会館	初声町和田2752-14	888-0014	○	○					
17	美山特養ホーム	初声町下宮田1846	888-3048	○	○				○	○ 高齢者
18	県営初声シーサイトタウン(1号棟・8号棟)	初声町入江274-2				○	○			
19	三浦市総合体育館(潮風アリーナ)	初声町入江169	889-0404			○	○		○	
20	県立三浦初声高等学校(入江キャンパス)	初声町入江274-2	889-1771	○	○					
21	ケアホーム三浦	初声町下宮田3516-1	888-5877						○	○ 高齢者
22	あんじゅ三崎口	初声町下宮田601-6	888-2661						○	○ 高齢者

4-2 避難情報

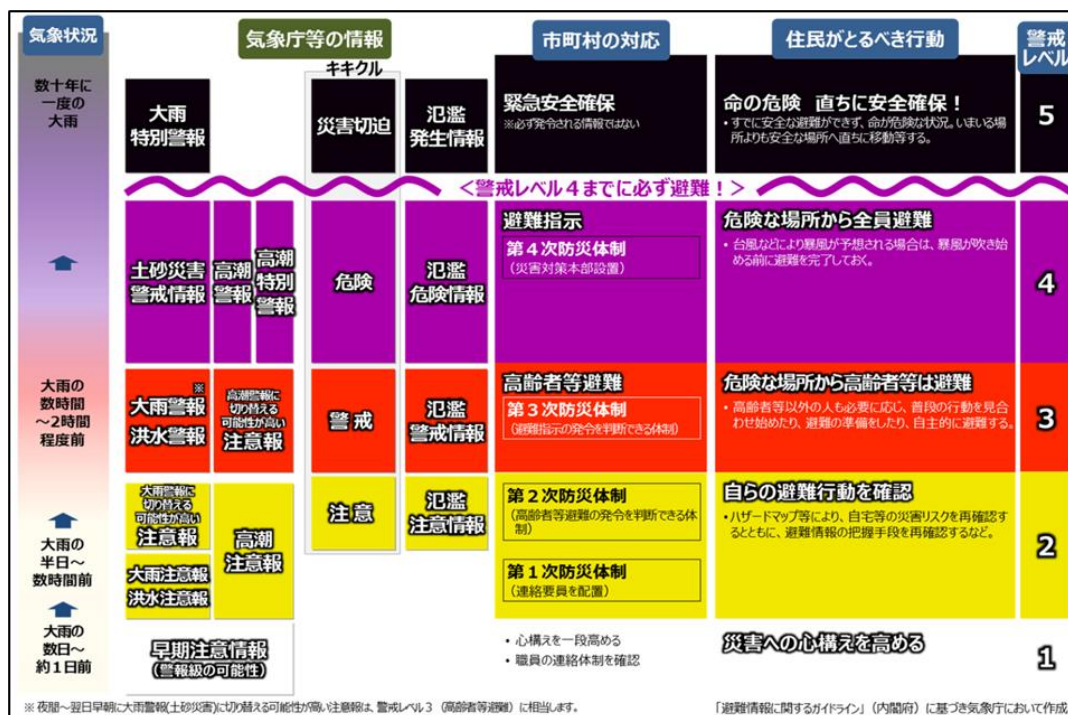
1 避難指示等

避難指示等は、災害から身を守るため、危険度に応じて市が発令する情報で、このうち警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報です。

避難指示は災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。

2 気象情報に基づく避難情報

【段階的に発表される防災気象状況と対応する行動】



【大雨・土砂災害に関する避難情報】

発令区分	発令基準
高齢者等避難	1. 大雨警報が発表され、かつ、その後も激しい雨が降り続く見込みがある場合 2. 大雨警報や暴風警報の発表が予想される台風や低気圧などが夜間から明け方に接近又は通過することが見込まれる場合
避難指示	1. 大雨警報が発表され、かつ、その後も激しい雨が降り続き土砂災害警戒情報の発表が見込まれる場合 2. 大雨警報が発表されている状況で記録的短時間大雨情報 ^{※1} が発表された場合 3. 土砂災害警戒情報が発表された場合 4. 以下の土砂災害の前兆現象が確認された場合 ①斜面の亀裂 ②斜面のはらみ ③擁壁の亀裂 ④道路等の亀裂
緊急安全確保	1. 土砂災害警戒警報が発表されている状況で記録的短時間大雨情報が発表された場合 2. 大雨特別警報 ^{※2} が発表された場合 3. 土砂災害が発生した場合 4. 以下の土砂災害の前兆現象が確認された場合 ①地鳴り・山鳴り ②斜面からの水の噴出 ③斜面の崩壊 ④落石

※1 記録的短時間大雨情報：雨量100mm/1時間に達した場合(大雨警報発表中にキキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表

※2 大雨特別警報：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

【高潮に関する避難情報】

発令区分	発令基準
高齢者等避難	1. 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性の高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況のときに発表） 2. 高潮注意報が発表されている状況において台風情報で台風の暴風域が市にかかると予想されている、または、台風が市に接近することが見込まれる場合 3. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間か明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 伊勢湾台風級（中心気圧300hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示	1. 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2. 高潮注意報が発表され、夜間から翌日早朝までに当該注意報を警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 3. 高潮注意報が発表され、当該注意報を警報に切り替える可能性が言及されている状況で暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合
緊急安全確保	（災害が切迫） 1. 水門、陸門の異常が確認された場合 2. 潮位が高潮警戒特別水位を超え、浸水が発生したと推測される場合 3. 高潮氾濫発生情報が発表された場合 （災害発生を確認） 4. 海岸堤防等が倒壊した場合 5. 異状な越波・越流が発生した場合 6. 高潮氾濫が発生した場合

【津波情報に基づく避難情報】

避難情報	判断基準
避難指示	津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合 ※遠地震による場合は、津波到達予想時刻まで2時間未満となった場合

5 医療・救護等

5-1 市内医療機関一覧

【病院・診療所】

診療科目 凡例		外：外科 内：内科 整外：整形外科 リハ：リハビリテーション科 精：精神科 皮：皮膚科 性：性病科 リウ：リウマチ科 膠：膠原病内科 アレ：アレルギー科 消：消化器科 消内：消化器内科 小：小児科 神：神経科 神内：神経内科 脳神：脳神経外科 産：産婦人科 婦：婦人科 眼：眼科 耳：耳鼻咽喉科 麻：麻酔科 泌：泌尿器科 気管：気管食道科 循内：循環器内科 漢：漢方内科 心内：心療内科 歯：歯科 形：形成外科 美外：美容外科 糖内：糖尿病内科 内分泌：内分泌代謝内科 呼内：呼吸器内科			
番号	地区	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
1	三 崎	三浦市立病院	内・神内・外・整外・脳神・産・小・眼・ 耳・麻・泌・皮・リハ	岬陽町4-33	882-2111
2		飯島医院	内・リウ・整外・リハ	東岡町10-1	881-5265
3		田中内科医院	内・消内	栄町7-11	881-4678
4		矢島内科医院	内・小	天神町9-16	881-2467
5		クリニック油壺	内・リウ・膠・アレ	尾上町18	883-3804
6		はまゆう診療所	内	三崎町諸磯1411-1 はまゆう壮	881-6700
7		油壺エデンの園附属診療所	内・リハ・整外・精・皮	三崎町諸磯1500	881-2150
8		こだまクリニック	内・循内	三崎町小網代1543-1	880-0358
9	南 下 浦	三浦シーサイドクリニック	人工透析	南下浦町上宮田3384-1	888-1235
10		みなみ湘南医院	内・整外・消内・リハ・泌	南下浦町上宮田1528-102	889-1211
11		三浦中央医院	内・糖内・内分泌	南下浦町上宮田1738-1	888-5010
12		徳山診療所	内・泌・小	南下浦町上宮田2785-1	888-5115
13		塩崎産婦人科	産・婦・内	南下浦町上宮田2994-6	889-1103
14		栗原耳鼻咽喉科医院	耳・気管	南下浦町上宮田3111-2	889-1133
15		斉田皮フ科	皮	南下浦町上宮田3125-1	888-3401
16		マホロバクリニック	美外・形外	南下浦町上宮田3231 マホロバマインズ内	889-2234
17		三浦海岸つばさクリニック	内・漢内・小・皮	南下浦町上宮田3202-14	887-3555
18		石田整形外科クリニック	整外・リハ	南下浦町上宮田3257-5	888-5252
19		桜井眼科病院	眼	南下浦町上宮田3291-3	888-1555
20		三浦診療所	内・整外	南下浦町上宮田3263-1	889-3388
21		遊楽の丘診療所	内	南下浦町上宮田3451	888-8000
22	初 声	あさい内科クリニック	内・消・循・小	初声町入江76-1	888-2217
23		福井記念病院	精・神・心内・歯・脳神	初声町高円坊1040-2	888-2145
24		三浦メディカルクリニック	内・呼科・皮	初声町下宮田5-16 ベイシア三浦店内	888-0505
25		美山養護老人ホーム診療室	内	初声町下宮田1846	888-3048
26		ケアホーム三浦診療所	内	初声町下宮田3516-1	888-5877

【歯科診療所】

番号	地区	医療機関名	診療科目	所在地
				電話番号
1	三崎	沢田歯科クリニック	歯科	三崎3-7-14BSビル2F 881-7700
2		三上歯科医院	歯科・矯正・小児歯科・口腔外科	三崎町諸磯50 882-1801
3		おおさこ歯科医院	歯科	三崎町小網代44-1 882-0041
4		医療法人今村歯科医院	歯科・矯正	栄町5-2 882-0682
5		医療法人社団有心会 ゆうき総合歯科三崎診療所	歯科、矯正、小児歯科、口腔外科	栄町8-5 874-7855
6		医療法人社団南州会 井上クリニック	歯科・矯正・口腔外科	天神町4-17 882-4111
7		鈴木歯科クリニック	歯科	岬陽町2-30 881-7874
8		油壺歯科診療所	歯科	尾上町18 881-7881
9	南下浦	永塚歯科クリニック	歯科	南下浦町上宮田511-2 889-4182
10		西崎歯科医院	歯科・矯正・小児歯科	南下浦町上宮田1098 888-4618
11		森田歯科医院	歯科	南下浦町上宮田1387-2コスモ三浦海岸2F 888-8993
12		弓削歯科医院	歯科・矯正	南下浦町上宮田3166-21 889-0640
13		医療法人社団 石井歯科医院	歯科・矯正・小児歯科・口腔外科	南下浦町上宮田3182-5メゾナール石井101号 889-3047
14		医療法人港会 三浦みなと歯科診療所	歯科	南下浦町上宮田3182-5メゾナール石井 889-0647
15		石橋歯科医院	歯科	南下浦町上宮田3258 888-4323
16		医療法人社団 三浦歯科医院	歯科・矯正・小児歯科	南下浦町上宮田木の間1486-1 888-6481
17	初声	三浦海岸歯科医院	歯科・小児歯科・口腔外科	南下浦町上宮田3256-1 888-8800
18		医療法人社団hasse-family 初声歯科クリニック	歯科・矯正・小児歯科	初声町下宮田489 888-6308
19		大石歯科医院	歯科	初声町下宮田466-1 888-1529
20		医療法人駿英会 みさき歯科クリニック	歯科・小児歯科・口腔外科	初声町下宮田字仲田601-5 888-5008
21		医療法人社団石渡歯科医院 和田の里歯科診療所	歯科・矯正・小児歯科	初声町和田3037 889-1182
22		医療法人社団啓真会 まさ歯科クリニック	歯科・矯正・小児歯科・歯科口腔外科	初声町入江273-3 889-2588
23		ひきばしファミリー歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・口腔外科	初声町下宮田5-16 845-6866

5-2 市内医薬品取扱業者一覧

番号	地区	薬局名	所在地
			電話番号
1	三崎	佐藤薬局本店	三崎3丁目4-11 881-3577
2		イワノ薬局支店	三崎3丁目6-8 881-2629
3		佐藤日出男薬局	三崎町諸磯964 882-3160
4		マルユウ油壺薬局	三崎町諸磯1290-33 882-6164
5		東岡薬局	東岡町10-38 881-6680
6		天神町薬局	天神町9-12 882-2241
7		みさき薬局	岬陽町3-23 880-1310
8		みうらメロン薬局	岬陽町3-24 880-1771
9		日本調剤油壺薬局	三崎町諸磯1902-1 880-1225
10		みさき薬局 小網代店	三崎町小網代1557-9 874-7752
11	南下浦	たいよう薬局	南下浦町上宮田3125 888-5107
12		ぼーしゅうや薬局	南下浦町上宮田3257 889-0888
13		三浦海岸薬局	南下浦町上宮田3202-4 888-7503
14		リブラ薬局 三浦店	南下浦町上宮田1527-8 889-2121
15		なぎさ薬局	南下浦町上宮田3262-4 889-2421
16	初声	くすだま薬局	初声町下宮田5-16 876-9922
17		佐藤薬局初声営業所	初声町入江76-1 888-1511
18		わかば薬局三浦	初声町高円坊1146 889-0791

6 遺体の処理

6-1 火葬場等

番号	地 域	名 称	所在地
			電話番号
1	三浦市	三浦市火葬場	三浦市三崎町六合1019 881-2491
2	横須賀市	横須賀市立中央斎場	横須賀市坂本町6丁目18 823-9902
3	逗子市	株式会社誠行社 小坪斎場	逗子市小坪7-1216 0467-22-0136
4	神奈川県	神奈川県 健康医療局生活衛生部 生活衛生課(広域火葬連絡調整)	横浜市中区日本大通 1 045-210-5811

7 防 疫

7-1 ごみ処理施設

番号	施設名	所在地	竣工	埋立状況
1	西岩堂埋立地	南下浦町毘沙門1673-1	平成3年3月	埋立面積 : 13,500平方メートル 埋立容量 : 232,150立方メートル 埋立残余量 : 906立方メートル 埋立対象物 : 一般家庭から発生する埋立ごみを主に埋め立てていた。
2	広域処分場埋立地 (クローズド型)	三崎町六合字堂ヶ島1848番1	令和2年3月	貯留槽面積 : 3,610平方メートル 埋立容量 : 48,900立方メートル 埋立残余量 : 46,509立方メートル (令和6年3月15日現在) 埋立対象物 : 横須賀ごみ処理施設の不燃ごみ等選別施設から排出される不燃残渣)

7-2 汚水処理施設

番号	施設名	所在地	処理能力
1	東部浄化センター	南下浦町金田2736-5	全体計画 : 14,700m ³ /日 平成15年度末 : 8,050m ³ /日

7-3 し尿処理施設

番号	施設名	所在地	計画処理量	備 考
1	三浦バイオマスセンター (三浦地域資源ユーズ㈱所有施設)	南下浦町毘沙門字大乘谷2305-6	○し尿・浄化槽汚泥 : 約65K l / 日 ○農作物収穫残渣 : 約20 t / 日 ○水産残渣 : 約0.5 t / 日 ○公共下水道汚泥 : 約4 t / 日	

7-4 し尿収集の委託状況

番号	委託会社	作業区分	収集車両数	作業員	収集区分
1	(有)三浦衛生社	し尿及び浄化槽	5	14	全市域
2	(有)岬興業	し尿及び浄化槽	5	8	
3	(有)美好興業	浄化槽のみ	2	2	

8 ライフライン（給水関連）

8-1 配水池施設一覧

施設名称	所在地	構造	形状 寸法(m)	有効容量 (m ³)
高山配水池	三崎町小網代字高山	鉄筋コンクリート造	円筒型 内径36×深さ5.5	4,100
ずい道配水池	初声町下宮田字入ノ沢 三崎町小網代字水谷戸	鉄筋コンクリート造	馬蹄形 内径 (5.0×5.8) ×長さ750	14,150
小網代配水塔	三崎町小網代字道庭	全溶接鋼板製	円筒型 内径10×高さ28	1,350
松輪配水池	南下浦町金田字鋒	ステンレス鋼板製	円筒型 外12 (内8.4) ×高10 (2層式)	900
合 計	—	—	—	20,500

8-2 鋼板プールによる貯水量・給水範囲

番号	設置場所	所在地	貯水量(ℓ)	給水可能範囲※
1	初声中学校	初声町下宮田3725	450,000	26,000ℓ×16日
2	南下浦中学校	南下浦町金田206	428,000	26,000ℓ×16日
3	三崎中学校	三崎町六合45-1	450,000	26,000ℓ×16日
合 計			1,328,000	78,000ℓ×16日
(※) 給水可能範囲算定基準 ・濾水機の濾過能力： 1,300ℓ/時間 ・濾水機の1日稼動時間： 20時間 ・1日の濾水量 1,300ℓ×20時間=26,000ℓ				

8-3 100トン型飲料水兼用耐震性貯水槽一覧

番号	設置場所	所在地
1	三崎中学校	三崎町六合45-1
2	南下浦コミュニティセンター	南下浦町上宮田3258-4
3	初声中学校	初声町下宮田3622
4	岬陽児童公園	岬陽町26

8-4 応急給水用資機材整備状況一覧

番号	種 別	能 力	数量	保 管 場 所							備 考
				高円坊 倉 庫	高 山 配水池	ずい道 配水池 (出口)	旧上宮田 送水ポン プ所	小網代 配水塔	松 輪 配水池	公用車 駐車場	
1	取水 用機 械	水中モーターポンプ	φ25 30～90ℓ/分 単相100V	2	○	○					
2		汲上用ベビーポンプ	φ50 180～320 ℓ/分 単相100V	1	○						
3		発電機	200V/100V 3.6KVA/36A 単相200V	3	○						
4		発電機	100V15A	1		○					
5		発電機	100V16A	2		○					
6		発電機	100V15A	2		○					
7	給水 用具	給水タンク	1.5t/ステンレス製	1		○	○	○	○		
8		ポリ容器	20L	○	○	○	○		○		
9		ポリ容器	10L								
10		応急給水袋	10L/200袋枚梱包	9,800		○	○	○			
11		自立型給水栓	町野継手65A / 蛇口4栓付	32	○	○	○		○		
12		投光器	100W・500Wハロゲン	18		○	○	○	○		
13		鉄管切断機	エンジンカッター			○					
14	自動給水分配装置		・ 発電機を含む5.0KVA(100V/200V) ・ 0.5ℓ×50袋/分 ・ 1.0ℓ×20袋/分 ・ 1.5ℓ×15袋/分 ・ 3.0ℓ× 8袋/分	1	○						
15	給水 用運 搬車	小型貨物自動車 (1.5tトラック)	1.5tタンク搭載可能	1						○	
16		小型貨物自動車 (1.0tトラック)	1.0tタンク搭載可能	1						○	
17		軽貨物自動車 (軽トラック)	施設巡回車	1						○	
18		軽貨物乗用車	・ バトロール車 ・ ポリ容器搭載可能容器	1						○	
19		軽貨物乗用車	・ 検査車 ・ ポリ容器搭載可能	1						○	
20		軽貨物乗用車	・ 監督車 ・ ポリ容器搭載可能	1						○	

9 物資・復旧資材

9-1 防災備蓄倉庫等一覧

番号	地区	配置場所	所在地	防災倉庫 (設置年度)	防災教室	避難所等指定状況	
						指定避難所	指定避難地
1	三 崎	三崎小学校	三崎1-20-32	● (平成10年度)	●	●	●
2		第2分館 (旧三崎中学校)	城山町5-1	● (平成9年度)			
3		岬陽小学校	岬陽町10-1	● (平成8年度)		●	●
4		名向小学校	三崎町諸磯65	● (平成25年度)		●	●
5		三崎中学校①	三崎町六合45-1	● (令和2年度)		●	●
6		三崎中学校②	三崎町六合45-1	● (令和2年度)		●	●
7		旧三浦市消防本部	栄町24-7	● (平成3年度)			
8		三浦消防署 (三崎出張所)①	三崎3-12-21	● (平成10年度)			
9		三浦消防署 (三崎出張所)②	三崎3-12-21	● (平成13年度)			
10		城山倉庫	城山町6-9	● (令和2年度)			
11		県立城ヶ島公園	三崎町城ヶ島	● (平成25年度)			●
12	南 下 浦	上宮田小学校①	南下浦町上宮田3040	● (平成8年度)	●	●	●
13		上宮田小学校②	南下浦町上宮田3040	● (令和2年度)		●	●
14		旭小学校	南下浦町上宮田950	● (平成11年度)		●	●
15		南下浦小学校	南下浦町菊名1096	● (平成8年度)		●	●
16		南下浦中学校①	南下浦町金田206	● (平成9年度)		●	●
17		南下浦中学校②	南下浦町金田206	● (平成14年度)		●	●
18		剣崎小学校	南下浦町松輪1710		●	●	●
19		農協松輪支店	南下浦町松輪1287	● (平成12年度)			
20		農協大乘支店	南下浦町毘沙門1567-1	● (平成12年度)			
21	初 声	初声小学校	初声町下宮田3728		●	●	●
22		初声中学校①	初声町下宮田3622	● (平成7年度)		●	●
23		初声中学校②	初声町下宮田3622	● (平成14年度)		●	●
24		県立三浦初声高等学校(和田C)	初声町和田3023-1	● (平成7年度)		●	●
25		三浦スポーツ公園(管理棟)	初声町下宮田437-2	● (平成14年度)		●	

9-2 主要備蓄品一覧

※備蓄方式 分散型：各指定避難所施設等に分散して備蓄

集中型：運用の柔軟性を持たせるため市施設に集中的に備蓄

食糧等					
品 目 (単位)	梅がゆ (食)	リゾット (食)	携帯おにぎり (食)	アルファ米 (食)	飲料水(500ml) (本)
数 量	2,240	23,200	13,700	4,500	4,320
	43,640				
備蓄方式	分散型				

避難所構成資材							
品目	毛布	床マット	パーテーション	間仕切り	テント (屋外用)	テント (屋内用)	ダンボールベッド
	パック式	断熱素材	4部屋タイプ	段ボール製	2m×1.8m	2m×2m	
数 量	4,702	608	75	130	100	200	59
備蓄方法	分散型	分散型	集中型	集中型	集中型	集中型	集中型

電源・照明資材					
品目	発動発電機	ガス式発電機	投光器	非常用照明器具	ランタン
	ガソリン	カセットガス	ハロゲンタイプ	蛍光灯タイプ	電池式
数 量	19	10	28	3	64
備蓄方法	分散型	分散型	分散型	分散型	集中型

トイレ					
品 目	ドントコイ	ベンクイックS型	六角バクトイレ	マンホールトイレ	車イス対応型トイレ
	洋式	和式	洋式	洋式	
数 量	42	12	12	17	12
	83				
備蓄方法	分散型				

乳幼児用品							
品 目	紙おむつ	哺乳瓶用ゴム乳首	非常用哺乳瓶	使い捨て哺乳瓶	調乳セット	粉ミルク	液体ミルク
					1セット4回分	出来上がり量（L）	
数 量	14,156	380	190	190	15	179	131
			380			310	
備蓄方法	分散型	集中型	集中型	集中型	集中型	集中型	集中型

紙おむつ・生理用品				
品目	紙おむつ (大人用)	生理用品セット	ナプキン (昼用)	ナプキン (夜用)
数 量	5,118	3,440	10,890	5,400
			16,290	
備蓄方法	分散型	集中型	集中型	集中型

感染症対策用品						
品目	マスク	フェイスシールド	防護服	ニトリル手袋	感染防止用 シューカバー	感染防止用 ゴーグル
数 量	4,000	500	100	200	200	144
備蓄方法	集中型	集中型	集中型	集中型	集中型	集中型

9-3 自主防災隊器具庫一覧

番号	区分	配置場所	所在地	配置年度	備 考
1	三 崎	日の出区防災隊	三崎1丁目3-9（学生堂横）	平成7年度	
2		入船区防災隊	三崎1丁目10-14（大谷呉服店裏）	平成7年度	
3		仲崎区防災隊	三崎2丁目17-5（仲崎苑内）	平成5年度	
4		西浜区防災隊	三崎5丁目19-5（第2分団詰所内）	平成14年度	
5		宮城区防災隊	三崎5丁目7-9（宮城会館付近）	平成6年度	
6		原区防災隊	岬陽町10-39（岬陽児童公園内）	平成6年度	
7		宮川区防災隊	岬陽町28先（フレッシュショップトミ）	平成7年度	
8		田中区防災隊	晴海町3-24（田中区会館内）	平成6年度	
9		向ヶ崎区防災隊	向ヶ崎町8（向ヶ崎公園内）	平成6年度	
10		諏訪区防災隊	諏訪町4-25先（諏訪区民会館前）	平成11年度	
11		東岡区防災隊	天神町11（天神町公園内）	平成3年度	
12		西海上区防災隊	三崎4丁目10-8先（海南神社児童遊園地内）	平成7年度	
13		白石区防災隊	白石町21-31（白石区歌舞島会館）	平成6年度	
14		海外区防災隊	海外町4-11（海外会館前）	平成7年度	
15		諸磯区防災隊	三崎町諸磯1870（諸磯漁業協同組合前）	令和6年度	
16		小網代区	三崎町小網代字鷺野1267-2（都市計画道路西海岸線）	平成6年度	
17		城ヶ島区防災隊	三崎町城ヶ島411（三浦市漁村センター脇）	平成4年度	
18		通り矢区防災隊	晴海町16-17（通り矢区民会館脇）	平成8年度	
19		金原区防災隊	三崎町六合1-121先（金原会館前）	平成7年度	
20		尾上区防災隊	尾上町17（尾上自治会集会場横）	平成8年度	
21		油壺若草区防災隊	三崎町小網代54-37（グローイングシティ会館前）	平成8年度	
22	南下浦	金原西区防災隊	南下浦町金田1617-3先（ウインザーハイム）	平成12年度	
23		上宮田第1区防災隊①	南下浦町上宮田516-2（上宮田区民会館前）	平成3年度	
24		上宮田第1区防災隊②	南下浦町上宮田530（レストランココス前）	平成7年度	
25		上宮田第3区防災隊	南下浦町上宮田2081先（加藤米酒店先空地）	平成6年度	
26		上宮田第4区防災隊	南下浦町上宮田2949（県営上宮田団地12号棟前）	平成7年度	
27		上宮田第5区	南下浦町上宮田1334-12（集会管理棟前）	平成6年度	
28		上宮田第6区	南下浦町上宮田1334-12（集会管理棟前）	平成7年度	
29		上宮田第7区	南下浦町上宮田2611-31先（根辺ヶ谷戸公園内）	平成7年度	
30		コスモ三浦海岸防災隊	南下浦町上宮田1387-12（コスモ三浦海岸敷地内）	平成8年度	
31		菊名区防災隊	南下浦町菊名162（菊名区民会館前）	平成3年度	
32		金田区防災隊①	南下浦町金田236-7（金田区民会館前）	平成11年度	
33		金田区防災隊②	南下浦町金田2020-5（岩浦バス停前）	平成12年度	
34		松輪区防災隊	南下浦町松輪1185（松輪会館前）	平成5年度	
35		毘沙門防災隊	南下浦町毘沙門1458先（第9分団詰所内）	平成6年度	
36		大乘区防災隊	南下浦町毘沙門1935-2（大乘区民会館前）	平成6年度	
37	初 声	三戸神田区防災隊	初声町三戸1067先（民宿やまこ荘前）	平成7年度	
38		三戸北区防災隊	初声町三戸1091（上諏訪神社手前公園内）	平成6年度	
39		三戸上谷戸区防災隊	初声町三戸2554先（田中喜春宅前）	令和6年度	
40		黒崎区防災隊	初声町下宮田242（第11分団詰所脇）	平成5年度	
41		下宮田神田区防災隊	初声町下宮田200（初声市民センター内）	平成5年度	
42		飯森区防災隊	初声町下宮田326-2（飯森区集会所前）	平成6年度	
43		元屋敷区防災隊	初声町下宮田1879先（元屋敷会館前）	平成8年度	
44		高円防東防災隊	初声町高円坊148-3先（野菜共同集出荷場横）	平成6年度	
45		高円防西防災隊	初声町高円坊148-3先（野菜共同集出荷場横）	平成12年度	
46		竹ノ下区防災隊	初声町和田1381（竹ノ下区集会場前）	平成7年度	
47		赤羽根区防災隊	初声町和田2869先（和田公園内）	平成4年度	
48		赤羽根区防災隊	初声町和田2752-1（赤羽根会館敷地内）	平成15年度	
49		和田の里区防災隊	初声町和田2591先（八雲神社内）	平成6年度	
50		矢作区防災隊	初声町和田3523-28先（民宿浜路前）	平成3年度	
51		入江区防災隊	初声町入江274-2先（ｼｰｻｲﾄﾞﾀﾝｸ4号棟脇）	平成7年度	
52		杵形区防災隊	初声町下宮田1079-150先（丸山公園内）	平成9年度	
53		飯森中区防災隊	初声町下宮田652-3先（飯森公園内）	平成9年度	
54		引橋区防災隊	初声町下宮田149（引橋分署内）	平成7年度	
55		三崎口仲田区防災隊	初声町下宮田614-1先（飯森仲田公園内）	平成11年度	

9-4 自主防災隊スタンドパイプ配置一覧

番号	地区名	配備	配備年度	備 考
1	日の出区	○	平成30年度	コミュニティ助成
2	入船区	○	令和5年度	市予算購入
3	仲崎区	○	平成30年度	コミュニティ助成
4	花暮区			
5	西海上区	○	平成30年度	コミュニティ助成
6	西浜区	○	平成30年度	コミュニティ助成
7	宮城区	○	平成30年度	コミュニティ助成
8	原区	○	令和4年度	市予算購入
9	宮川区	○	平成30年度	コミュニティ助成
10	田中区	○	平成30年度	コミュニティ助成
11	向ヶ崎区	○	平成30年度	コミュニティ助成
12	諏訪区			
13	東岡区	○	平成30年度	コミュニティ助成
14	白石区	○	平成29年度	市予算購入
15	海外区			
16	諸磯区	○	平成30年度	コミュニティ助成
17	小網代区	○	平成30年度	コミュニティ助成
18	城ヶ島区	○	平成30年度	コミュニティ助成
19	通り矢区			
20	金原区			
21	金原西区			
22	尾上区			
23	油壺若草区	○	令和6年度	市予算購入
24	上宮田1区	○	平成30年度	コミュニティ助成
25	上宮田2区	○	平成30年度	コミュニティ助成
26	上宮田3区	○	令和4年度	市予算購入
27	上宮田4区	○	平成30年度	コミュニティ助成
28	上宮田5区	○	平成30年度	コミュニティ助成
29	上宮田6区	○	平成30年度	コミュニティ助成
30	上宮田7区			
31	上宮田8区			
32	菊名区	○	平成30年度	コミュニティ助成
33	金田区			
34	松輪区	○	平成30年度	コミュニティ助成
35	毘沙門区			
36	大乘区	○	平成30年度	コミュニティ助成
37	三戸神田区			
38	三戸北区			
39	三戸上谷戸区	○	令和5年度	市予算購入
40	黒崎区	○	平成28年度	消防庁の無償貸付
41	下宮田神田区	○	平成30年度	市予算購入
42	飯森区	○	平成30年度	コミュニティ助成
43	元屋敷区			
44	高円坊東区	○	平成30年度	・コミュニティ助成 ・2区で1基
45	高円坊西区			
46	竹の下区			
47	赤羽根区	○	平成30年度	コミュニティ助成
48	和田の里区	○	令和3年度	市予算購入
49	矢作区	○	平成30年度	コミュニティ助成
50	入江区			
51	沓形区	○	平成30年度	コミュニティ助成
52	飯森中区			
53	引橋区	○	令和2年度	市予算購入
54	三崎口仲田区	○	令和6年度	市予算購入
配置数合計		36		

9-5 広域応援活動拠点施設

三浦市は災害対応に際し、応援部隊等の受け入れが必要であると認めたときは、県立三浦初声高等学校に対して施設の使用について要請を行い、神奈川県内外からの応援部隊等の活動拠点として使用する。

施設名	所在地	電 話	備 考
県立三浦初声高等学校 (入江キャンパス)	三浦市初声町入江274-2	046-889-1771	緊急輸送路第1次路線 (国道134号沿い)

10 緊急輸送

10-1 公用車両一覧

【乗用車・貨物車】

車 種		乗用車								貨物車						二輪車	合 計	備 考	
		マイクロバス		普通・小型乗用車				軽乗用車	小型トラック			軽自動車							
												バン	トラック						
諸元	乗車定員(人)	25	26	9	8	7	6	5	4	3	3	3	4(積載時2)			2	2	合 計	備 考
	最大積載量(kg)	—	—	—	—	—	—	—	2,000	1,500	1,250	350			—				
	広報用スピーカー									●	●		●						
総務部	財産管理課	1				2		1	9			1	3	2			19	軽ダンプ除く。	
防災危機対策室									1				1			1	3	特種車両除く。	
教育部	教育総務課		1														1		
	学校給食課													1			1		
市民部	南下浦出張所													1			1		
	初声市民センター													1			1		
経済部	もてなし課													2			2		
	農産課													1			1		
	海業水産課													1			1		
	市場管理事務所														1		1		
保健福祉部	子ども課					1			1								2		
	健康づくり課												1	1			2		
	高齢介護課								1								1		
都市環境部	土木課													1			1	小型ダンプ及び特殊車両除く	
	廃棄物対策課							1									1		
	環境センター													1	1		2	小型ダンプ及び特殊車両除く	
上下水道部	営業課								1								1		
	給水課									1	1		3				5	小型ダンプ除く	
	下水道課													1			1		
議会事務局	議会総務課							1									1		
市立病院	病院総務課		1	1	1			1	4					1			9		
合 計		1	2	1	1	3	0	4	17	1	1	1	8	14	2	1	57		

【ダンプ・特殊車両】

番号	車 種	諸 元				配置数							
		最 大 積 載 量 (kg)	乗車定員 (人)	AT/MT	広報用 ステッカー	財産管理課	土木課	環境センター	清掃事業所	給水課	合 計		
1	小型ダンプ	1,850	3	AT	●				1		1	9	
2		1,950	3	AT	●				1		1		
3		2,000	3	MT	●				3		3		
4			3	MT				2			2		
5		3,000	3	MT			2				2		
6	小型ダンプ(軽自動車)	350	2	MT	●				2		2	6	
7						1	2			1	4		
8	塵芥車	2,000	3	AT	●				4		4	5	
9		3,300	3		●				1		1		
10	脱着装置付コンテナ専用車	2,000	3	MT				1	1		2	33	
11	公共応急作業車(軽自動車)	350	3	AT			1				1		
12	散水車	1,800	3	MT				1			1		
13	ホイールローダー	－	1	－			1	1			2		
14	油圧ショベル	－	1	－			2	1			3		
15	フォークリフト	900	1	－					1		1		4
16		1,300	1	－					1		1		
17		1,950	1	－					1		1		
18		2,650	1	－					1		1		

10-2 車両給油取扱所一覧

番号	事業所	所在地	電話番号	備 考
1	三浦市農協 三崎給油取扱所	三崎町小網代66-4	882-5782	
2	三浦市農協 南下浦給油取扱所	南下浦町菊名193	888-3164	
3	三浦市農協 初声給油取扱所	初声町入江260-1	888-7012	
4	新港SS / (株)カヤマ	三崎5丁目19-13	881-6115	
5	三崎SS / 三崎石油(株)	原町1-2	881-3456	
6	三崎SS / (有)三和石油商会口	三崎町諸磯8	881-3014	
7	スタシオン三浦海岸SS/(株)シブヤエネックス	南下浦町上宮田3356-1	889-0363	

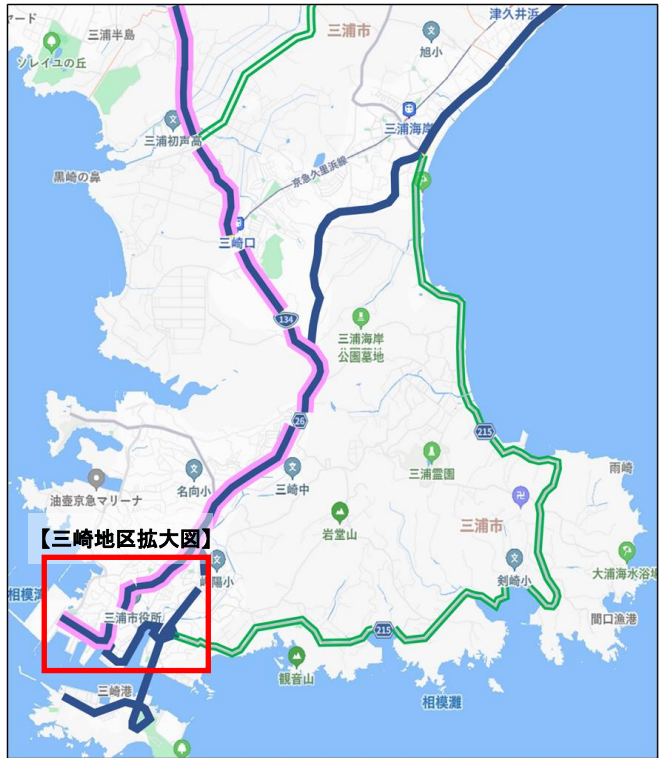
10-3 緊急輸送路

■ 第1次緊急輸送道路
 高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

■ 第2次緊急輸送道路
 第1次緊急輸送道路を補完し、地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

■ 緊急交通路指定想定路
 大規模災害発生時において「緊急交通路」として指定が想定される路線

【三浦市全般図】



【三崎地区拡大図】



番号	区分	路線名	県道路線名	区 間
1	緊急第1次輸送道路	国道134号		全線
2		県道26号	横須賀三崎	全線
3		県道215号	上宮田金田三崎港	県道26号[横須賀三崎]交点(日の出)～城ヶ島取付道路支線交点
4		三浦市道35号		県道26号[横須賀三崎]交点～三崎漁港道路交点
5		城ヶ島大橋取付道路		県道26号[横須賀三崎]交点(城ヶ島入口)～城ヶ島バス停付近
6		城ヶ島大橋取付道路支線		城ヶ島取付道路交点(向ヶ崎)～県道215号[上宮田金田三崎港]交点
7		歌舞島新港輸送道路1号線		市道35号交点(三浦三崎郵便局前)～二町谷臨港道路交点
8		歌舞島新港輸送道路2号線		歌舞島新港輸送道路1号線交点(加工センター前)～歌舞島新港輸送道路1号線交点
9	緊急第2次輸送道路	県道26号	横須賀三崎(三浦縦貫道路)	国道134号交点～国道16号(横浜横須賀道路)交点
10		県道215号	上宮田金田三崎港	城ヶ島取付道路支線交点～国道134号交点(三浦海岸)
11		三浦縦貫Ⅱ期		三浦縦貫道路Ⅰ期区間(有料道路)終点部～市道14号線(三浦縦貫高円坊入口)交差点
12		三浦市道14号		三浦縦貫道交点～国道134号交点

10-4 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線

番号	路線名	区 間
1	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点(平塚市)までの間
2	県道26号(横須賀三崎)	本町交差点から日の出交差点までの間

10-5 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

番号	名 称	所在地	発着場面積		散水設備	備 考
			東西×南北(m)	面積(m ²)		
1	三崎中学校運動場	三崎町六合45-1	100×60	6,000		
2	二町谷岸壁	三崎5丁目地先	25×476	11,900		
3	南下浦中学校運動場	南下浦町金田206	60×100	6,000	○	
4	初声中学校運動場	初声町下宮田3622	70×80□	5,600		
5	三浦市立病院	岬陽町4-33	13×13	169		ドクターヘリ専用

10-6 緊急物資受入施設

番号	名 称	所在地	電話番号	備 考
1	三浦市総合体育館	初声町入江169	889-0404	第1次緊急輸送道路(国道134号)沿い

10-7 船艇等の接岸可能地点一覧



番号	名 称	接岸可能箇所	平均水深 (最低水位)	接岸可能舟艇 の限界総トン数	備 考
①	花暮岸壁	三崎2丁目・3丁目(1号岸壁・2号岸壁)	6 m (4 m)	800 t	
②	新港岸壁	三崎5丁目(－7 m岸壁※、－6 m岸壁)	7 m (5 m)	2,000 t	※神奈川県地域防災計画上の緊急物資受入施設
③	二町谷岸壁	三崎5丁目(－8 m岸壁)	8 m (6 m)	3,000 t	
		三崎5丁目(－10 m岸壁)	10 m (8 m)	5,000 t	
④	向ヶ崎岸壁	向ヶ崎町(1号岸壁、2号岸壁)	5 m (3 m)	600 t	
⑤	城ヶ島岸壁	三崎町城ヶ島(1号けい船岸壁※、2号けい船岸壁)	6 m (4 m)	800 t	※西側84mは耐震強化岸壁

11 条例・要綱

11-1 三浦市防災会議条例

昭和 39 年三浦市条例第 11 号

改正（最終）

平成 29 年三浦市条例第 6 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、三浦市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 三浦市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2） 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （3） 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （4） 横須賀市の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - （5） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6） 教育長
 - （7） 消防団長
 - （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （9） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （10） 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（報酬等）

第 5 条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年三浦市条例第 14 号）の定めるところによる。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

11-2 三浦市防災会議委員名簿

根 拠	役職名	備 考
会 長	三浦市長	
第3条第5項第1号 指定地方行政機関の職員のうちから 市長が任命する者	関東総合通信局電波監理部次長	
	横須賀海上保安部長	
	関東農政局神奈川拠点総括農政推進官	
第3条第5項第2号 神奈川県知事の部内の職員のうちから 市長が任命する者	横須賀三浦地域県政総合センター所長	
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター所長	
	神奈川県東部漁港事務所長	
	神奈川県横須賀土木事務所長	
第3条第5項第3号 神奈川県警察の警察官のうちから 市長が任命する者	三崎警察署長	
第3条第5項第4号 横須賀市の消防吏員のうちから 市長が任命する者	横須賀市三浦消防署長	
第3条第5項第5号 市長がその部内の職員のうちから 指名する者	副市長	
	三浦市政策部長	
	三浦市市長室長	
	三浦市総務部長	
	三浦市防災危機対策室長	
	三浦市都市環境部長	
	三浦市市民部長	
	三浦市立教育部長	
	三浦市経済部長	
	三浦市保健福祉部長	
	三浦市立病院総病院長	
	三浦市都市環境部長	
	三浦市上下水道部長	
第3条5第項6号 教育長	三浦市教育長	
第3条5第項7号 消防団長	三浦市消防団長	
第3条5第項8号 指定公共機関又は指定地方公共機関の 職員のうちから市長が任命する者	東日本電信電話(株)神奈川事業部長	
	東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社横須賀制御所長	
	東京ガス(株)神奈川支社長	
	京浜急行バス(株)三崎営業所長	
	京浜急行電鉄(株)三浦海岸駅長	
第3条第5項第9号 学識経験のある者の中から市長が 任命する者	防衛大学校教授	
第3条第5項第10号 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上 必要と認める者	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科長2中隊長	
	海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長	
	三浦市医師会長	
	三浦危険物安全協会会長	
	三浦市地域婦人団体連絡協議会	
	三浦市子ども会指導者連絡協議会	
	三浦市子ども会指導者連絡協議会	

11-3 三浦市災害対策本部条例

昭和 39 年三浦市条例第 12 号

改正（最終）

平成 24 年三浦市条例第 14 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三浦市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第 4 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

11-4 三浦市災害対策本部要綱

昭和 39 年本部長訓令第 1 号

改正(最終)

令和 4 年三浦市災害対策本部訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、三浦市災害対策本部条例（昭和 39 年三浦市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、三浦市災害対策本部（以下「災対本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部員)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する本部員は、副市長、教育長、総病院長、部長（次条に規定する部長を除く。）、室長及び三浦消防署長をもって充てる。

(部等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により災対本部に次の部を置き、各部に当該部の長（以下「部長」という。）を置く。

- (1) 災対本部運営部
- (2) 災対市民部
- (3) 災対教育部
- (4) 災対経済部
- (5) 災対保健福祉部
- (6) 災対病院部
- (7) 災対都市環境部
- (8) 災対上下水道部

2 前項第 1 号に規定する災対本部運営部に総務担当部長、情報統括担当部長及び報道対応・広報担当部長を置く。

3 第 1 項第 1 号に規定する災対本部運営部に次の班を置き、各班に当該班の長（以下「班長」という。）を置く。

- (1) 調整班
- (2) 物資車両班
- (3) 庶務班
- (4) 避難所支援班
- (5) 避難所班
- (6) 情報システム管理班
- (7) 情報整理班
- (8) 報道・広報班
- (9) 会計班

4 前項に規定するもののほか、応急対策のため本部長が必要と認めるときは、部に班を置き、及び班に班長を置くことができる。

5 第 1 項に規定する部長は部の事務を、第 3 項及び前項に規定する班長は班の事務をそれぞれ掌理する。

(副本部長等)

第 4 条 副本部長には、副市長を充てる。

2 部長（前条第 2 項に規定する総務担当部長、情報統括担当部長及び報道対応・広報担当部長を含む。）に充てる本部員及び班長に充てる者は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(事務分掌)

第5条 第3条第1項に規定する部の事務分掌は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 第3条第2項に規定する班の事務分掌は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 緊急を要する業務が発生し、分担事務が繁忙である場合又は特殊な業務への対応が必要である場合においては、部及び班は相互に援助しなければならない。

4 本部長は、前項の場合において、第3条第3項各号に規定する班の班員に不足を生ずると認めるときは、同条第1項各号に規定する部に充てるべき部員の中から班員に充てる者を指定することができる。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において対策を講ずる必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員その他本部長が指名する職員をもって構成する。

(配備及び動員計画)

第7条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において対策を講ずる必要があると認めるときは、別表第4に定めるところにより、職員の配備及び動員を行うものとする。

2 各部長は、職員の配備及び動員を速やかに実施するため、部の実情に即した配備及び動員計画をあらかじめ定めておかなければならない。

(災害情報の収集)

第8条 各部長は、災害又は応急対策活動の状況について、絶えず正確な情報の収集に努めるとともに、収集した情報は直ちに情報統括担当部長に報告しなければならない。

2 情報統括担当部長は、前項の報告を受けたときは、収集した情報を整理し、分析した上で、速やかに本部長に報告するものとする。

別表第1 (第3条関係)

部長及び班長の名称	部長及び班長に充てる者
災対本部運営部長	防災危機対策室長
災対市民部長	市民部長
災対教育部長	教育部長
災対経済部長	経済部長
災対保健福祉部長	保健福祉部長
災対病院部長	市立病院事務局長
災対都市環境部長	都市環境部長
災対上下水道部長	上下水道部長
総務担当部長	総務部長
情報統括担当部長	市長室長
報道対応・広報担当部長	政策部長
調整班長	防災危機対策室統括課長
物資車両班長	財産管理課長
庶務班長	人事課長
避難所支援班長	法制文書課長
避難所班長	税務課長
情報システム管理班長	デジタル課長
情報整理班長	市長室統括課長
報道・広報班	政策課
会計班長	会計課長

別表第2（第3条関連）

部の名称	部に充てる者	事務分掌
災対本部運営部	防災危機対策室員、総務部員、政策部員、市長室員、会計課員、議会事務局員、監査委員事務局員及び選挙管理委員会事務局員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する市の総合的対策に関すること。 2 災害情報の統括に関すること。 3 各班との連絡調整に関すること。 4 その他応急対策特命に関すること。
災対市民部長	市民部員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する事務のうち市民部の所掌事務に関すること。 2 災害時広報活動の実施に関すること。 3 ボランティア、市民組織等との連絡調整に関すること。 4 遺体の搬送に関すること。 5 その他応急対策特命に関すること。
災対教育部長	教育部員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する事務のうち教育部の所掌事務に関すること。 2 教職員の配備及び動員に関すること。 3 その他応急対策特命に関すること。
災対経済部長	経済部員及び農業委員会事務局員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する事務のうち経済部の所掌事務に関すること。 2 その他応急対策特命に関すること。
災対保健福祉部長	保健福祉部員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する事務のうち保健福祉部の所掌事務に関すること。 2 災害時要援護者への支援に関すること。 3 福祉避難所への移送に関すること。 4 その他応急対策特命に関すること。
災対病院部長	市立病院事務局員	1 災害に関する事務のうち市立病院の所掌事務に関すること。 2 その他応急対策特命に関すること。
災対都市環境部長	都市環境部員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する事務のうち都市環境部の所掌事務に関すること。 2 災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 3 その他応急対策特命に関すること。
災対上下水道部長	上下水道部員（班員に充てられる者を除く。）	1 災害に関する事務のうち上下水道部の所掌事務に関すること。 2 その他応急対策特命に関すること。

別表第3（第3条関連）

班の名称	班員に充てる者	事務分掌
調整班長	防災危機対策室員	1 災対本部の管理に関すること。 2 本部長からの指示及び命令の伝達に関すること。 3 県、横須賀市及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊、警察等への救援要請に関すること。 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請及び救助事務の連絡に関すること。 6 消防活動に関すること。 7 各部等との連絡調整に関すること。
物資車両班長	財産管理課員及び契約課員	1 災害対応に必要な食料、物品、資材その他の物資の調達及び供給に関すること。 2 車両の調達及び管理に関すること。
庶務班長	人事課員	1 災害対応職員の配置に関すること。 2 他の地方公共団体への応援要請に関すること。 3 他の部及び班の所掌に属しない事務に関すること。
避難所支援班長	法制文書課員	1 避難施設の開設に関すること。 2 避難所運営への支援に係る調整に関すること。 3 その他避難者への支援に関すること。
避難所班長	税務課員	1 避難所の開設に関すること。 2 避難所運営に関すること。
情報システム管理班長	デジタル課員	1 情報システムの管理及び運営に関すること。 2 外部との通信手段の確保に関すること。
情報整理班長	市長室員及び財政課員	1 市民から寄せられる情報に関すること。 2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関すること。
報道・広報班	政策課員	1 報道機関との調整及び報道発表に関すること。 2 災害時広報活動の企画及び支援に関すること。
会計班長	会計課員	1 災害に関する事務のうち会計課の所掌事務に関すること。 2 義援金、寄附金等の保管に関すること。

別表第4（第7条関連）

種 別	配備し、及び動員する職員の範囲
第1号	行政職給料表の適用を受ける職員（当該規定を準用し、又はその例によることとされる者を含む。以下同じ。）で職務の級が5級以上であるもの。ただし、状況に応じて局地的災害への対策活動の可能な職員を増員することができる。
第2号	行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上であるもの。ただし、状況に応じて局地的災害への対策活動の可能な職員を増員することができる。
第3号	全職員

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、市立病院に勤務する職員については、市立病院について定める配備及び動員計画による。
- 2 配備及び動員の発令の基準については、別に定める。

11-5 三浦市災害事前体制

【地震災害時】

区 分	設置基準	配備及び動員する職員の範囲	発令者
情報センター	1 三浦市で震度4又は5弱の地震が発生したとき 2 相模湾・三浦半島津波予報区に津波警報又は津波注意報が発表されたとき。	1 防災危機対策室員 2 その他、関係する職員（関係する職員の所属部長等が指名）	防災主管部室長

【風水害等時】

区 分	設置基準	配備及び動員する職員の範囲	発令者
情報センター	1 三浦市に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪及び高潮警報、警報に切り替える可能性の高い高潮注意報のいずれかが発表されたとき。 2 台風接近のおそれがあるとき。 3 その他気象状況等の変動が予想されるとき。	1 防災危機対策室員 2 その他、関係する職員（関係する職員の所属部長等が指名）	防災主管部室長
災害警戒本部	1 上記の状況かつ市内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 富士山に対する噴火警報が発表されたとき。 3 市に影響を及ぼす風水害以外の災害（船舶災害・航空災害等）が発生し、災害応急対策の検討が必要なとき。	1 副市長 2 防災主管部長 3 関係部長 4 災害情報センター構成員 5 その他、関係する職員（関係する職員の所属部長等が指名）	副市長

11-6 三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月三浦市条例第 22 号
改正（最終）
令和元年 9 月三浦市条例第 8 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条において「令第 1 条の災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- （3） 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、当該兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第 5 条 令第 1 条の災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合

にあつては 500 万円とし、その他の場合にあっては、250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る令第 1 条の災害に関し既に第 9 条から第 11 条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 令第 1 条の災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、[法第 4 条](#)の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 令第 1 条の災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市長は、市民が令第 1 条の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が令第 1 条の災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円

- エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350 万円
- 2 前項の規定にかかわらず、被災した住居を建て直す際に、当該住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情があるときは、市長は、同項に規定する貸付限度額のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる貸付限度額とすることができる。
 - (1) 前項第 1 号ウに該当する場合 350 万円
 - (2) 前項第 2 号イに該当する場合 250 万円
 - (3) 前項第 2 号ウに該当する場合 350 万円
- 3 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条及び第 9 条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

11-7 三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 3 日三浦市規則第 11 号
改正（最終）

令和 4 年 8 月 2 日三浦市規則第 37 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年三浦市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（災害弔慰金支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） その他市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（災害障害見舞金支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） その他市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

（借入れの申込）

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込書」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2） 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3） 保証人を立てる場合にあっては、保証人となるべき者に関する事項
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

4 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセント（保証人を立てる場合にあっては、利息を付さない。）とする。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨の決定をしたときは、貸付決定通知書（様式第3号）により、借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨の決定をしたときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書により資金を貸付ける旨の通知を受けた者は、速やかに、資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書及び保証人の印鑑証明書（保証人を立てる場合に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、支払猶予承認通知書（様式第8号）により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除承認通知書（様式第11号）により当該借受人に通知するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）により当該借受人に通知するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）に次の各号に掲げるいずれかの書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）借受人の死亡を証する書類
- （2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- （3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

2 市長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

3 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、償還免除不承認通知書（様式第 15 号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代って、その旨を届け出るものとする。

（委任）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

11-8 三浦市災害見舞金等支給規程

昭和 49 年 12 月三浦市告示第 1 号

改正（最終）

令和 2 年 12 月三浦市告示甲第 24 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、災害により被害を受けた市民に対し、支給する見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 風水害、地震その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発をいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。
- （3） 全壊 災害により家屋の全部が崩壊、埋没、流失又は焼失した場合をいう。
- （4） 半壊 災害により家屋が 2 分の 1 程度破損（流失、焼失を含む。）した場合をいう。
- （5） 床上浸水 前 2 号に該当しない場合であって、災害による浸水が床上に達した場合をいう。
- （6） 負傷 災害により負傷し、3 週間以上の療養を要するものをいう。
- （7） 死亡 災害により死亡（行方不明者で死亡したと認められる者を含む。）したものをいう。

（見舞金等の支給）

第 3 条 市長は、市民が第 1 号から第 4 号までに該当するときは、家屋の所有者又は負傷した本人に見舞金を支給し、第 5 号に該当するときは、その遺族に弔慰金を支給する。

- （1） 全壊の被害を受けたとき。
- （2） 半壊の被害を受けたとき。
- （3） 床上浸水の被害を受けたとき。
- （4） 負傷したとき。
- （5） 死亡したとき。

（弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 弔慰金を支給する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和 2 年三浦市告示甲第 23 号）第 6 条に規定する三浦市パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者及び同要綱第 8 条によって三浦市パートナーシップ宣誓証明書を返還していないが同条各号のいずれかに該当する事情にあった者を除く。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下同じ。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

2 弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- （3） 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、当該兄弟姉妹に対して、弔慰金を支給するものとする。

- 3 前項の場合において、父母及び祖父母に係る順位については、死亡した者の死亡当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に弔慰金を支給することができる。
- 5 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支給申請等)

第5条 見舞金等の支給を受けようとする者は、被災したときから6月以内に災害見舞金等支給申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、見舞金等の支給に関し被災者に対し、前項の申請書のほか必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(見舞金等の額)

第6条 第3条の規定による見舞金等の額は、次に定めるところによる。

種類	区分	支給額
見舞金	全壊	50,000 円
	半壊	30,000 円
	床上浸水	10,000 円
	負傷	1 人につき 10,000 円
弔慰金	生計維持者	200,000 円
	その他の者	1 人につき 100,000 円

(注) 家屋についての適用は、原則として、自らが居住の用に供するものに限る。

- 2 負傷者が負傷に係る見舞金の支給を受けた後その支給事由である負傷に起因して死亡した場合の弔慰金の額は、前項に規定する弔慰金の額から当該見舞金の額を減じた額とする。

(支給制限等)

第7条 市長は、被災者又は受給者が次の各号の一つに該当するとき又は広範囲の災害で特に必要と認めるときは、見舞金等の全額若しくは一部を減額し、又は既に支給した見舞金等を返還させることができる。

- (1) 三浦市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三浦市条例第22号)の適用を受け、災害弔慰金の支給を受けたとき。
- (2) 故意又は過失その他これらに類する行為に起因して被災したと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により見舞金等を受領したとき。
- (4) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条の規定に該当するとき。

(その他)

第8条 災害に起因するもので、この規程に定めがないものについては、そのつど市長がこれを定める。

11-9 三浦市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

平成 9 年 3 月三浦市告示第 20 号

改正（最終）

平成 26 年 5 月三浦市告示甲第 23 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全に対する市民意識の向上をはかり、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、予算の編成及び執行に関する規則（昭和 39 年規則第 4 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）木造住宅 個人所有の木造一戸建ての住宅をいう。
- （2）耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（次号において「協会」という。）が木造住宅の耐震診断及び補強に関し定める方法で、市長が認めるものに基づいて行う耐震診断をいう。
- （3）耐震診断技術者 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士であつて、協会が実施する木造住宅の耐震診断及び補強に係る講習で市長が認めるものを受講し、かつ、修了証を受領した者をいう。

（補助対象）

第 3 条 この要綱の対象となる木造住宅は、市内に存し、現に居住の用に供しているもので、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
- （2）地上 2 階建て以下の在来工法のもの
- （3）この要綱による耐震診断を受けたことのないもの

（補助の対象者）

第 4 条 この要綱による補助を受けることができる者は、本市に住所を有する者で、かつ、次のいずれかに掲げる者のうち、耐震診断技術者に木造住宅の耐震診断の実施を依頼したものとする。

- （1）木造住宅の所有者
 - （2）木造住宅の使用人（当該住宅の所有者からこの要綱に基づく当該住宅の耐震診断の実施につき同意を得ている者に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、この要綱による補助を受けることができない。
- （1）補助金の交付を申請する日の属する年度及び当該年度の前年度の本市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（当該日において納期限が到来しているものに限る。）に滞納があるとき。
 - （2）その者又はその者の同居者が三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第 2 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等であるとき。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、耐震診断に要する経費の 3 分の 2 以内とし、その限度額は、1 件につき 2 万円とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 38 条第 1 項に規定する補助申請書に添付すべき参考書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建物平面図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(変更届出)

第7条 規則第38条第2項の規定により、補助金交付の指令を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を中止し、廃止し、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助の対象となった事業についての報告を求め、又は調査することができる。

(成果報告)

第10条 規則第38条第4項に規定する事業成果報告書に添付すべき参考書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 耐震診断費用に係る支払領収書の写し

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

11-10 三浦市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

平成 19 年 8 月三浦市告示第 95 号

改正（最終）

平成 25 年 5 月三浦市告示甲第 23 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、三浦市予算の編成及び執行に関する規則（昭和 39 年三浦市規則第 4 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 木造住宅 個人所有の木造一戸建ての住宅をいう。
- （2） 一般診断・耐震改修計画 三浦市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 9 年三浦市告示第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する耐震診断（以下「簡易診断」という。）の結果、総合評点が 1.0 未満の木造住宅について、同条第 3 号に規定する耐震診断技術者（以下「耐震診断技術者」という。）が行う耐震診断（以下「一般診断」という。）及びそれに基づき作成する耐震改修計画をいう。
- （3） 耐震改修設計図書 一般診断・耐震改修計画に基づき、耐震診断技術者が作成する耐震改修工事を施工するために必要な設計図書をいう。
- （4） 耐震改修工事に係る監理 耐震診断技術者が耐震改修工事の施工に関し行う確認、検査及び監理に係る報告書の作成をいう。
- （5） 耐震改修工事 一般診断の結果、総合評点が 1.0 未満の木造住宅を総合評点 1.0 以上になるよう改修する補強工事で、耐震改修工事に係る監理が行われ、かつ、施工業者により施工されるものをいう。
- （6） 施工業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可（建築工事業又は大工工事業の許可に限る。）を受けている事業者をいう。

（補助対象）

第 3 条 この要綱の対象となる木造住宅は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
- （2） 地上 2 階建て以下の在来工法のもの
- （3） 簡易診断の結果、総合評点が 1.0 未満のもの

（補助の対象者）

第 4 条 この要綱による補助を受けることができる者は、本市に住所を有する者で、自己が所有し、かつ、自己の居住の用に供する木造住宅について、次条第 1 項各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは、この要綱による補助を受けることができない。
 - （1） 補助金の交付を申請する日の属する年度及び当該年度の前年度の本市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（当該日において納期限が到来しているものに限る。）に滞納があるとき。
 - （2） その者又はその者の同居者が三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第 2 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等であるとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助事業1件につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 一般診断・耐震改修計画の作成 2万5千円
- (2) 耐震改修設計図書の作成 5万円
- (3) 耐震改修工事に係る監理 2万5千円
- (4) 耐震改修工事 30万円

2 前項の規定にかかわらず、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定の適用を受ける耐震改修工事に関して支給する補助金の額については、同条による所得税額の控除額を同項による補助金の額から差し引いた額とする。

(補助申請書の添付書類)

第6条 規則第38条第1項に規定する補助申請書に添付すべき参考書類は、次に掲げる補助事業の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる補助事業 簡易診断結果報告書の写し
- (2) 前条第1項第2号に掲げる補助事業 一般診断結果報告書及び耐震改修計画の写し
- (3) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる補助事業 耐震改修設計図書の写し

(変更等の承認)

第7条 規則第38条第2項の規定により、補助金交付の指令を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は当該事業の遂行が困難となったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業成果報告書の添付書類)

第8条 規則第38条第4項に規定する事業成果報告書に添付すべき参考書類は、次に掲げる補助事業の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる補助事業 一般診断結果報告書、耐震改修計画及び支払領収書の写し
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる補助事業 耐震改修設計図書及び支払領収書の写し
- (3) 第5条第1項第3号及び第4号に掲げる補助事業 耐震改修工事に係る監理関係書類及び支払領収書の写し

(取消し又は返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があったときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に交付された補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整理等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

11-11 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会会則

平成 16 年 7 月

改正（最終）

平成 27 年 6 月

（目的）

第 1 条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 43 条の 6 第の規定に基づく協議会として、三浦半島及び相模湾周辺海域（以下「相模湾」という。）において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生し、又はおそれがある場合の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 この協議会の名称は、「三浦半島・相模湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という）とする。

（主な活動海域）

第 3 条 協議会の主な活動海域は、横須賀港を除く横須賀市、三浦市を経て湯河原町（横須賀海上保安部管轄区域）までの地先海面及びその沖合いとする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認める時は、地理的状況及び施設の設置状況等を勘案して、2 以上の地域に分割することができる。

（協議会の業務）

第 4 条 協議会は、次の業務を行う。

- （1）排出油等の防災に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
なお、防除活動マニュアルには、次の各事項を策定するものとする。
 - イ 連絡系統
 - ロ 人員、船艇、施設、防除資機材の動員計画
 - ハ 出動船艇相互間の通信方法
 - ニ 油等の一時保管場所
- （2）油等の防除に関する技術の調査及び研究
- （3）油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- （4）その他の油等の防除に関する重要事項の協議

（会員）

第 5 条 協議会の会員は、油等の防除に係る関係行政機関、地方自治体、関係団体、民間団体等をもって構成する。

（役員及び任務）

第 6 条 協議会に、次の役員機関を置く。

会長 1 名

副会長 1 名

幹事 4 機関

- 2 会長は、横須賀海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、横須賀海上保安部次長及び湘南海上保安署長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会務を総理する。
- 4 幹事の役員機関は、会長機関の互選とし、会長を補佐し協議会の円滑な運営の任にあたる。

（役員の任期）

第7条 役員（会長及び副会長を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員及び会員から変更の申し出がない場合は、継続するものとする。

（総会）

第8条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

2 総会は、会長が必要と認める場合に開催するものとし、召集は会長が行う。

3 会議の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会員に対しあらかじめ付議事項を通知し、書面による評決を求めることができる。

5 前項の評決の結果、過半数の評決があり、第3項の規定に準じて付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、総会の開催及び決議に代えることができる。

（総会の付議事項）

第9条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

（1）業務報告の承認及び業務計画の審議決定

（2）会則等の改正改廃

（3）幹事の選出、承認

（4）その他協議会の運営に必要な事項

（役員会）

第10条 役員会は、第6条第1項に定める役員機関をもって構成する。

2 役員会の招集は、会長が必要に応じ行う。

3 役員会の議長は、会長が行う。

4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。

5 会長は、必要と認める役員機関を役員会に出席させることができる。

（役員会の任務）

第11条 役員会の任務は、次のとおりとする。

（1）総会に付議すべき事項の検討・立案

（2）総会において決議した事項の執行

（3）防除活動マニュアルに関する企画・立案

（4）訓練の企画・立案及び実施

（5）その他協議会の目的達成のため必要な事項

（資料の提出等）

第12条 会員の機関は、会長が油等の防除の際に必要な次の資料を要請した場合には、速やかに提出するものとする。なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。

（1）船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画

（2）情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）

（3）その他必要な事項

2 会長は、前項の資料を取りまとめ、会員に配布するものとする。

（訓練）

第13条 協議会は、排出油事故発生時における各機関の防除活動に資するため、必要に応じ、情報伝達訓練等を行うものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、三浦半島・相模湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(出動要請及び情報提供)

第15条 会長は、三浦半島・相模湾に係る油等の排出事故が発生した場合において、必要と認められるときは、協議会の全部又は一部の会員に対し防除活動のための出動を要請することができる。

2 会長は、前項の出動要請を行う場合は、当該事故の原因者に対し、できる限り事前にその旨を連絡するものとする。

3 会長は、大量の油等が排出され、又は排出の恐れがある場合は、会員に対しすみやかに事故に関する情報を通知する。

(出動)

第16条 前条第1項の出動要請を受けた会員機関は、速やかに防除活動に当たるものとする。

(総合調整本部の設置)

第17条 会長は、第16条第1項により出動要請を行った場合は、次条に定める業務を行うため、直ちに総合調整本部を設置するものとする。

2 総合調整本部は、会長、副会長、幹事及び会長が必要と認める者により構成し、総合調整本部長は会長が兼務する。

(総合調整本部の業務)

第18条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 会員機関等が行う防除活動の調整
- (2) 会員機関相互の情報交換
- (3) 油等の状況の変化等に伴う出動勢力の調整

(経常的経費の負担)

第19条 総会、役員会、訓練等通常の活動に伴い必要となる経常的経費は、原則として各機関の自己負担とする。

(防除活動に要した経費の求償)

第20条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の求償)

第21条 防除活動に出動した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第22条 協議会の事務局は、横須賀海上保安部警備救難課に置く。

12 消防団

12-1 消防団詰所及び車両等一覧

連番	地区	分団名	詰所所在地	管轄区域	車 両 (台)		
					消防ポンプ車	小型ポンプ+積載車	
						普通自動車	軽自動車
1	三崎下町地区	第 1 分団	三崎1丁目14-16	日の出・入船・仲崎・花暮・田中・向ヶ崎・諏訪・通り矢	1		
2		第 2 分団	三崎5丁目244-2	西浜・宮城・東岡・白石・海外・尾上・西海上	1		
3		第 3 分団	三崎町城ヶ島466-8	城ヶ島		1	
4	三崎上町地区	第 4 分団	三崎町六合658-5	原・諸磯・金原・金原西	1		
5		第 5 分団	三崎町小網代507-23	小網代・油壺若草	1		
6		第 6 分団	宮川町14-36	宮川		1	
7	南下浦地区	第 7 分団	南下浦町上宮田1185-6	上宮田第 1 ～第 8	1		
8		第 8 分団 (菊名)	南下浦町菊名162-4	菊名・金田		1	
9		第 8 分団 (金田)	南下浦町金田549-2			1	
10		第 9 分団 (松輪)	南下浦町松輪351-3	松輪・毘沙門・大乘		1	
11		第 9 分団 (毘沙門)	南下浦町毘沙門1460-2				1
12	初声地区	第10分団 (和田)	初声町和田2619	高円坊東・高円坊西・竹の下・赤羽根・和田の里・矢作・入江		1	
13		第10分団 (高円坊)	初声町高円坊1092				1
14		第11分団 (入江)	初声町入江245-1	黒崎・下宮田神田・飯森・元屋敷・杵形・飯森中・三崎口仲田			1
15		第11分団 (飯森)	南下浦町上宮田2539-4				1
16		第12分団	初声町三戸1090-3	三戸神田・三戸北・三戸上谷戸・引橋		1	
合 計		16	—	—	5	7	4
					16		

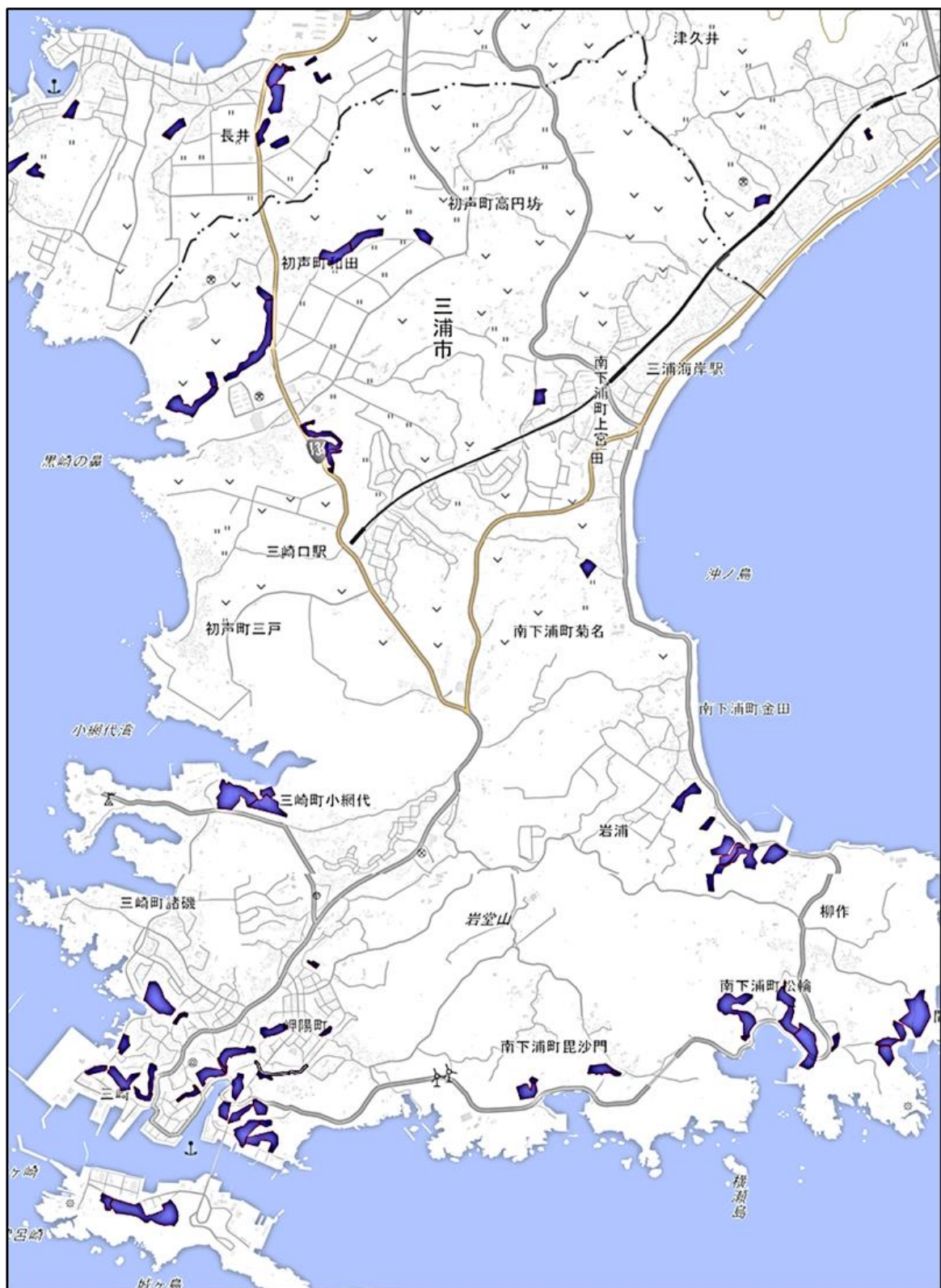
※上記の他、防災学習車1台を保有(所在地:防災危機対策室(三浦消防署内))

13 砂防等

13-1 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

No.	名 称	区域番号	指定日	拡大年月日	面積合計 (ha)	崩壊による 被害棟数	最大高さ (m)
1	三崎 1 丁目 A	0029-01	S45. 9. 11		1. 32	31	15
2	三崎 1 丁目 B	0030-01・0030-02	S45. 9. 11	H6. 3. 31	0. 62	35	11
3	三崎 4 丁目	0031-01	S45. 9. 11		0. 8	27	12
4	三崎 5 丁目	0032-01	S45. 9. 11		1. 51	87	10
5	晴海町 A	0033-01	S45. 9. 11		0. 79	21	15
6	諏訪町	0034-01	S45. 9. 11	H11. 3. 31	1. 88	54	25
7	海外町	0066-01	S46. 3. 30		5. 88	70	15
8	白石町	0067-01	S46. 3. 30		1. 17	15	10
9	晴海町 B	0068-01・0068-02	S46. 3. 30	H22. 3. 16	3. 45	37	16
10	栄町	0069-01	S46. 3. 30		2. 21	56	10
11	城ヶ島	0115-01・0115-02	S46. 5. 28	H17. 3. 1	5. 95	69	17
12	三崎 5 丁目 B	0368-01	S54. 3. 30		0. 57	35	10
13	小網代 A	0369-01・0369-02	S54. 3. 30	H1. 3. 31	2. 45	35	20
14	松輪 A	0370-01	S54. 3. 30	H26. 2. 18	1. 46	20	15
15	小網代 B	0399-01	S55. 3. 25		3. 76	56	15
16	晴海町 C	0400-01	S55. 3. 25		1. 69	28	20
17	和田 A	0425-01・0425-02	S56. 3. 10	H12. 3. 31	3. 77	42	12
18	和田 B	0426-01・0426-02	S56. 3. 10	R5. 12. 26	5. 11	43	20
19	松輪 B	0474-01・0474-02	S57. 3. 31	H7. 3. 31	2. 44	22	26
20	松輪 C	0475-01	S57. 3. 31		2. 8	54	15
21	晴海町 D	0510-01	S58. 3. 31		0. 85	35	15
22	松輪 D	0525-01	S59. 3. 31		3. 64	39	15
23	松輪 E	0564-01	S60. 3. 30		3. 53	26	30
24	白石町 B	0613-01	S61. 3. 31		0. 66	21	18
25	向ヶ崎町 A	0687-01	S63. 3. 31		0. 76	30	22
26	松輪 F	0831-01	H3. 3. 30		1. 12	12	20
27	初声町下宮田	0866-01	H4. 3. 31	H13. 3. 23	2. 19	32	20
28	金田岩浦	0948-01	H5. 3. 31	H21. 7. 24	3. 39	18	26
29	向ヶ崎町 B	1013-01	H6. 3. 31		0. 29	12	12
30	松輪 G	1014-01	H6. 3. 31		0. 45	10	17
31	金田から池	1055-01	H7. 3. 31		1. 86	22	30
32	金田仙神	1091-01	H8. 3. 29		1. 18	16	35
33	和田竹ノ下	1092-01・1092-02	H8. 3. 29	H16. 2. 3	2. 99	15	19
34	菊名 A	1186-01	H11. 3. 31		0. 8	11	15
35	毘沙門	1201-01・1201-02	H12. 3. 31		1	7	20
36	岬陽町	1217-01	H13. 3. 23		0. 3	7	10
37	向ヶ崎町 C	1301-01	H17. 3. 1		1. 09	38	16
38	毘沙門 B	1310-01・1310-02	H17. 3. 29	H22. 4. 2	1. 36	10	30
39	金田鋒	1409-01	H21. 3. 6		1. 72	21	17
40	上宮田	1508-01	H25. 10. 1		0. 76	18	22
41	金田仙神 B	1515-01	H26. 1. 17		0. 48	14	16
42	和田竹ノ下 B	1529-01	H26. 12. 26		0. 77	7	19
43	原町 A	1639-01	R6. 3. 12		0. 22	11	16
44	東岡町 A	1642-01	R6. 3. 29		0. 33	24	11

13-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所図



13-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号
1	南下浦町上宮田及び初声町高円坊	南下浦町上宮田1	210-H21-0101	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
2	南下浦町上宮田及び初声町下宮田	南下浦町上宮田2	210-H21-0102	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
3	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田3	210-H21-0103	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
4	南下浦町上宮田及び横須賀市津久井1丁目	南下浦町上宮田4	210-H21-0104	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
5	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田5	210-H21-0105	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
6	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田6	210-H21-0106	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
7	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田7	210-H21-0107	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
8	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田8	210-H21-0108	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
9	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田9	210-H21-0109	R5. 3. 24	第116号	R5. 3. 24	第116号
10	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田10	210-H21-0110	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
11	南下浦町上宮田及び初声町下宮田	南下浦町上宮田11	210-H21-0111	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
12	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田12	210-H21-0112	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
13	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田13	210-H21-0113	H24. 1. 31	第38号		
14	南下浦町上宮田	南下浦町上宮田14	210-H21-0114	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
15	南下浦町上宮田及び南下浦町菊名	南下浦町上宮田15	210-H21-0115	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
16	南下浦町菊名及び初声町下宮田	南下浦町菊名1	210-H21-0201	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
17	南下浦町菊名	南下浦町菊名2	210-H21-0202	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
18	南下浦町菊名	南下浦町菊名3	210-H21-0203	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
19	南下浦町菊名	南下浦町菊名4	210-H21-0204	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
20	南下浦町菊名	南下浦町菊名5	210-H21-0205	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
21	南下浦町菊名	南下浦町菊名6	210-H21-0206	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
22	南下浦町菊名及び南下浦町上宮田	南下浦町菊名7	210-H21-0207	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
23	南下浦町菊名	南下浦町菊名8	210-H21-0208	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
24	南下浦町菊名	南下浦町菊名9	210-H21-0209	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
25	南下浦町菊名及び南下浦町金田	南下浦町菊名10	210-H21-0210	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
26	南下浦町菊名	南下浦町菊名11	210-H21-0211	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
27	南下浦町菊名及び南下浦町金田	南下浦町菊名12	210-H21-0212	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
28	初声町下宮田及び初声町入江	初声町下宮田1	210-H21-0601	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
29	初声町下宮田	初声町下宮田2	210-H21-0602	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
30	初声町下宮田及び初声町和田	初声町下宮田3	210-H21-0603	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
31	初声町下宮田	初声町下宮田4	210-H21-0604	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
32	初声町下宮田及び南下浦町上宮田	初声町下宮田5	210-H21-0605	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
33	初声町下宮田	初声町下宮田6	210-H21-0606	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
34	初声町下宮田	初声町下宮田7	210-H21-0607	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
35	初声町下宮田	初声町下宮田8	210-H21-0608	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
36	初声町下宮田	初声町下宮田9	210-H21-0609	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
37	初声町下宮田	初声町下宮田10	210-H21-0610	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
38	初声町下宮田	初声町下宮田11	210-H21-0611	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
39	初声町下宮田	初声町下宮田12	210-H21-0612	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
40	初声町下宮田及び南下浦町上宮田	初声町下宮田13	210-H21-0613	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
41	初声町下宮田	初声町下宮田14	210-H21-0614	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
42	初声町下宮田	初声町下宮田15	210-H21-0615	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
43	初声町下宮田	初声町下宮田16	210-H21-0616	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
44	初声町下宮田及び南下浦町菊名	初声町下宮田17	210-H21-0617	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
45	初声町下宮田	初声町下宮田18	210-H21-0618	R5. 3. 24	第116号	R5. 3. 24	第116号
46	初声町三戸及び初声町下宮田	初声町三戸1	210-H21-0701	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
47	初声町三戸	初声町三戸2	210-H21-0702	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
48	初声町三戸	初声町三戸3	210-H21-0703	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
49	初声町三戸	初声町三戸4	210-H21-0704	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
50	初声町三戸	初声町三戸5	210-H21-0705	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号
51	初声町三戸及び三崎町小網代	初声町三戸6	210-H21-0706	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
52	初声町三戸及び初声町下宮田	初声町三戸7	210-H21-0707	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
53	初声町三戸	初声町三戸8	210-H21-0708	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
54	初声町三戸	初声町三戸9	210-H21-0709	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
55	初声町三戸及び三崎町小網代	初声町三戸10	210-H21-0710	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
56	初声町三戸及び初声町下宮田	初声町三戸11	210-H21-0711	H24. 1. 31	第38号		
57	初声町和田	初声町和田1	210-H21-0901	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
58	初声町和田及び横須賀市長井1丁目	初声町和田2	210-H21-0902	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
59	初声町和田及び横須賀市長井1丁目	初声町和田3	210-H21-0903	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
60	初声町和田	初声町和田4	210-H21-0904	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
61	初声町和田及び初声町入江	初声町和田5	210-H21-0905	R6. 3. 19	第157号	R6. 3. 19	第157号
62	初声町和田及び初声町入江	初声町和田6	210-H21-0906	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
63	初声町和田	初声町和田7	210-H21-0907	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
64	初声町和田	初声町和田8	210-H21-0908	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
65	初声町和田	初声町和田9	210-H21-0909	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
66	初声町和田	初声町和田10	210-H21-0910	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
67	初声町和田及び初声町高円坊	初声町和田11	210-H21-0911	R6. 3. 19	第157号	R6. 3. 19	第157号
68	初声町和田	初声町和田12	210-H21-0912	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
69	初声町和田	初声町和田13	210-H21-0913	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
70	初声町和田	初声町和田14	210-H21-0914	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
71	初声町和田	初声町和田15	210-H21-0915	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
72	初声町和田	初声町和田16	210-H21-0916	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
73	初声町高円坊	初声町高円坊1	210-H21-1001	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
74	初声町高円坊	初声町高円坊2	210-H21-1002	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
75	初声町高円坊	初声町高円坊3	210-H21-1003	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
76	初声町高円坊	初声町高円坊4	210-H21-1004	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
77	初声町高円坊	初声町高円坊5	210-H21-1005	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
78	初声町高円坊	初声町高円坊6	210-H21-1006	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
79	初声町高円坊	初声町高円坊7	210-H21-1007	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
80	初声町高円坊	初声町高円坊8	210-H21-1008	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
81	初声町高円坊	初声町高円坊9	210-H21-1009	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
82	初声町高円坊	初声町高円坊10	210-H21-1010	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
83	南下浦町金田	南下浦町金田1	210-H21-0301	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
84	南下浦町金田	南下浦町金田2	210-H21-0302	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
85	南下浦町金田及び南下浦町松輪	南下浦町金田3	210-H21-0303	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
86	南下浦町金田	南下浦町金田4	210-H21-0304	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
87	南下浦町金田	南下浦町金田5	210-H21-0305	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
88	南下浦町金田	南下浦町金田6	210-H21-0306	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
89	南下浦町金田	南下浦町金田7	210-H21-0307	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
90	南下浦町金田	南下浦町金田8	210-H21-0308	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
91	南下浦町金田	南下浦町金田9	210-H21-0309	H24. 1. 31	第38号		
92	南下浦町金田	南下浦町金田10	210-H21-0310	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
93	南下浦町金田	南下浦町金田11	210-H21-0311	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
94	南下浦町金田	南下浦町金田12	210-H21-0312	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
95	南下浦町金田	南下浦町金田13	210-H21-0313	H24. 1. 31	第38号		
96	南下浦町金田及び三崎町六合	南下浦町金田14	210-H21-0314	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
97	南下浦町金田及び南下浦町菊名	南下浦町金田15	210-H21-0315	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
98	南下浦町金田	南下浦町金田16	210-H21-0316	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
99	南下浦町金田	南下浦町金田17	210-H21-0317	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
100	南下浦町金田	南下浦町金田18	210-H21-0318	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号
101	南下浦町金田及び南下浦町松輪	南下浦町金田20	210-H21-0320	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
102	南下浦町松輪	南下浦町松輪1	210-H21-0401	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
103	南下浦町松輪	南下浦町松輪2	210-H21-0402	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
104	南下浦町松輪	南下浦町松輪3	210-H21-0403	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
105	南下浦町松輪	南下浦町松輪4	210-H21-0404	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
106	南下浦町松輪及び南下浦町金田	南下浦町松輪5	210-H21-0405	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
107	南下浦町松輪及び南下浦町毘沙門	南下浦町松輪6	210-H21-0406	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
108	南下浦町松輪	南下浦町松輪7	210-H21-0407	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
109	南下浦町松輪	南下浦町松輪8	210-H21-0408	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
110	南下浦町松輪及び南下浦町金田	南下浦町松輪9	210-H21-0409	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
111	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門2	210-H21-0502	H24. 1. 31	第38号		
112	南下浦町毘沙門及び南下浦町松輪	南下浦町毘沙門5	210-H21-0505	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
113	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門6	210-H21-0506	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
114	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門7	210-H21-0507	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
115	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門8	210-H21-0508	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
116	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門9	210-H21-0509	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
117	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門10	210-H21-0510	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
118	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門11	210-H21-0511	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
119	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門12	210-H21-0512	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
120	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門13	210-H21-0513	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
121	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門14	210-H21-0514	H24. 1. 31	第38号		
122	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門15	210-H21-0515	H24. 1. 31	第38号		
123	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門16	210-H21-0516	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
124	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門17	210-H21-0517	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
125	南下浦町毘沙門及び南下浦町金田	南下浦町毘沙門18	210-H21-0518	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
126	南下浦町毘沙門	南下浦町毘沙門19	210-H21-0519	H24. 1. 31	第38号		
127	三崎町六合及び南下浦町金田	三崎町六合1	210-H21-1201	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
128	三崎町六合	三崎町六合2	210-H21-1202	H24. 1. 31	第38号		
129	三崎町六合、岬陽町、南下浦町毘沙門及び宮川町	三崎町六合3	210-H21-1203	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
130	三崎町六合、南下浦町毘沙門及び宮川町	三崎町六合4	210-H21-1204	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
131	三崎町六合	三崎町六合5	210-H21-1205	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
132	三崎町六合	三崎町六合6	210-H21-1206	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
133	三崎町六合	三崎町六合7	210-H21-1207	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
134	三崎町六合及び三崎町小網代	三崎町六合8	210-H21-1208	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
135	三崎町六合	三崎町六合9	210-H21-1209	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
136	三崎町六合	三崎町六合10	210-H21-1210	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
137	岬陽町及び宮川町	岬陽町1	210-H21-1301	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
138	岬陽町及び宮川町	岬陽町2	210-H21-1302	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
139	原町、三崎町六合及び三崎町諸磯	原町1	210-H21-1401	R6. 3. 19	第157号	R6. 3. 19	第157号
140	三崎町諸磯及び三崎町小網代	三崎町諸磯1	210-H21-1501	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
141	三崎町諸磯	三崎町諸磯2	210-H21-1502	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
142	三崎町諸磯	三崎町諸磯3	210-H21-1503	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
143	三崎町諸磯	三崎町諸磯4	210-H21-1504	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
144	三崎町諸磯及び原町	三崎町諸磯5	210-H21-1505	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
145	三崎町諸磯及び尾上町	三崎町諸磯6	210-H21-1506	H24. 1. 31	第38号		
146	三崎町諸磯	三崎町諸磯7	210-H21-1507	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
147	三崎町諸磯	三崎町諸磯8	210-H21-1508	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
148	三崎町小網代及び初声町三戸	三崎町小網代1	210-H21-1601	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
149	三崎町小網代、初声町下宮田及び初声町三戸	三崎町小網代2	210-H21-1602	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
150	三崎町小網代及び南下浦町金田	三崎町小網代3	210-H21-1603	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示番号	指定年月日	県告示番号
151	三崎町小網代及び南下浦町金田	三崎町小網代4	210-H21-1604	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
152	三崎町小網代	三崎町小網代5	210-H21-1605	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
153	三崎町小網代	三崎町小網代6	210-H21-1606	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
154	三崎町小網代及び三崎町諸磯	三崎町小網代7	210-H21-1607	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
155	三崎町小網代	三崎町小網代8	210-H21-1608	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
156	三崎町小網代	三崎町小網代9	210-H21-1609	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
157	宮川町、三崎町六合及び向ヶ崎町	宮川町1	210-H21-1701	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
158	宮川町及び三崎町六合	宮川町2	210-H21-1702	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
159	晴海町、宮川町及び向ヶ崎町	晴海町1	210-H21-1801	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
160	向ヶ崎町、諏訪町、晴海町及び宮川町	向ヶ崎町1	210-H21-1901	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
161	向ヶ崎町及び宮川町	向ヶ崎町2	210-H21-1902	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
162	城山町、栄町、諏訪町及び三崎1丁目	城山町1	210-H21-2101	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
163	城山町及び東岡町	城山町2	210-H21-2102	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
164	栄町、岬陽町、城山町、諏訪町及び宮川町	栄町1	210-H21-2201	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
165	三崎町城ヶ島	三崎町城ヶ島1	210-H21-2301	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
166	天神町	天神町1	210-H21-2401	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
167	東岡町、海外町、天神町及び三崎4丁目	東岡町1	210-H21-2501	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
168	三崎1丁目、城山町、東岡町及び三崎4丁目	三崎1丁目1	210-H21-2601	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
169	三崎1丁目、三崎2丁目及び三崎4丁目	三崎1丁目2	210-H21-2602	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
170	三崎3丁目	三崎3丁目1	210-H21-2603	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
171	三崎4丁目、白石町、東岡町、三崎1丁目及び三崎2丁目	三崎4丁目1	210-H21-2604	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
172	三崎5丁目及び白石町	三崎5丁目1	210-H21-2605	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
173	三崎5丁目及び白石町	三崎5丁目2	210-H21-2606	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
174	三崎5丁目及び白石町	三崎5丁目3	210-H21-2607	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
175	白石町、海外町及び三崎5丁目	白石町1	210-H21-2701	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
176	白石町、三崎4丁目及び三崎5丁目	白石町2	210-H21-2702	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
177	海外町、尾上町及び天神町	海外町1	210-H21-2801	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
178	海外町及び白石町	海外町2	210-H21-2802	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号
179	尾上町、海外町及び三崎町諸磯	尾上町1	210-H21-2901	R3. 3. 16	第114号	R3. 3. 16	第114号

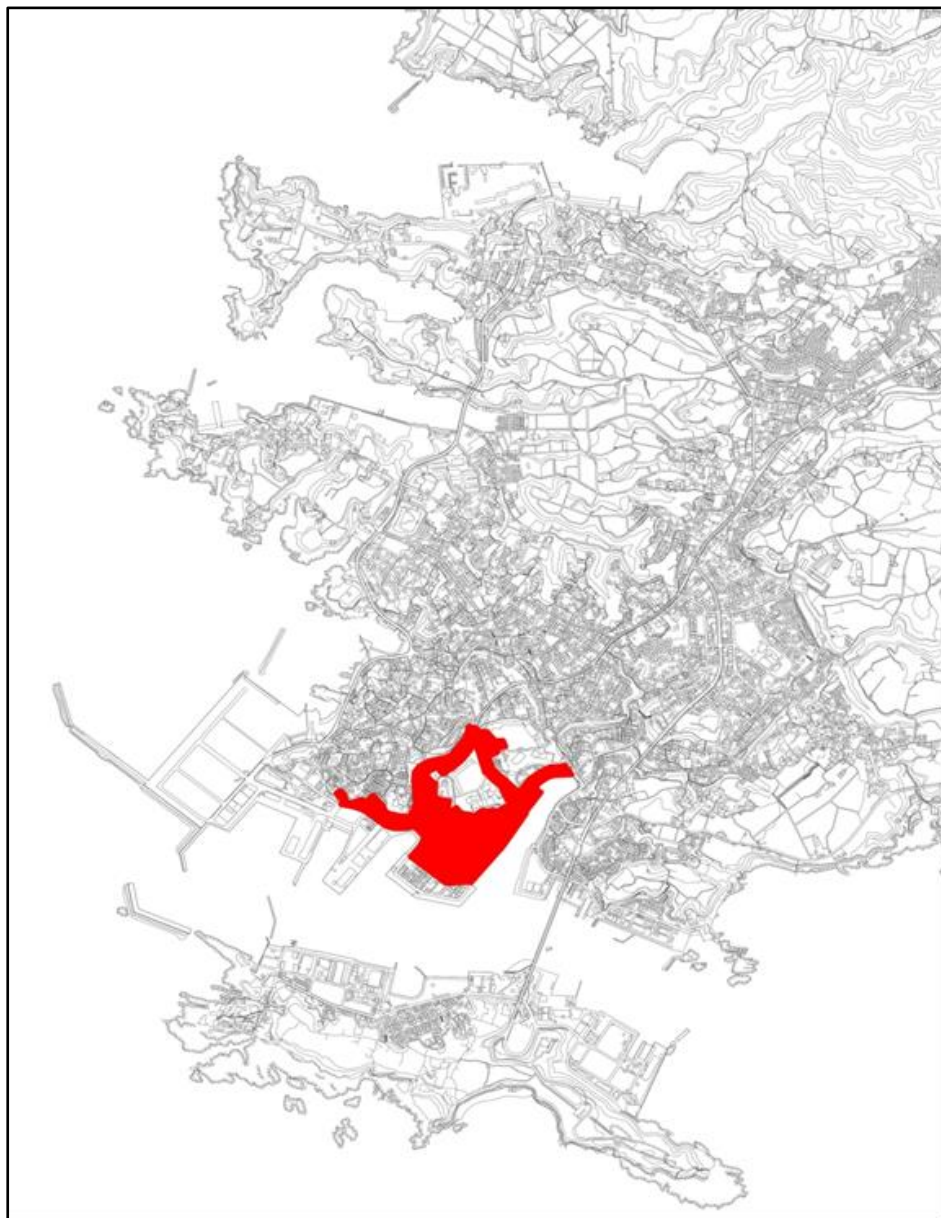
13-4 土砂災害警戒区域図



13－5 砂防指定地

水系名	溪流名	延長 (m)	指定幅
狭 塚 川	狭 塚 川	452	宮川町2642-1上流左右岸10m 宮川町2642-1下流幅杭指定

13－6 準防火地域指定図



決 定 年 月 日 告 示 番 号	位 置	面 積
昭和 45 年 12 月 25 日 三浦市告示第 21 号	三崎 1 丁目、三崎 2 丁目、三崎 3 丁目、三崎 4 丁目、 三崎 5 丁目、城山町、東岡町、白石町の各一部	約 14ha

13-7 過去の浸水被害状況

年(西暦)	月日	種別	被害の概要
昭和50年(1975年)	7月4日	大雨	・初声入江地区 床下浸水 20棟 ・市営白須住宅地区 床下浸水 30棟 ・宮川町宮川橋付近 床下浸水 5棟
昭和51年(1976年)	10月9日	大雨	・市営白須住宅地区 床下浸水 40棟 ・宮川町宮川橋付近 床下浸水 5棟
昭和54年(1979年)	4月8日	大雨	・初声入江地区 床下浸水 20棟
昭和56年(1981年)	10月22日	台風24号	・初声入江地区 床下浸水 4棟 ・市営白須住宅地区 床上浸水 50棟 ・宮川町 床下浸水 10棟
平成2年(1990年)	9月30日	台風20号	・初声入江地区 床下浸水 6棟
平成4年(1992年)	10月9日	大雨	・初声入江地区 床上浸水 5棟 床下浸水 18棟 ・市営白須住宅地区 床上浸水 51棟
平成5年(1993年)	7月5日	大雨	・初声入江地区 店舗内浸水 5棟、床下浸水 7棟
	11月18日	大雨	・初声入江地区 床上浸水 1棟
	9月22日	台風17号	・初声入江地区 床下浸水 1棟
	9月11日	台風15号	・栄町地区 床下浸水 1棟
	10月7日	台風18号	・市営松輪住宅地区 床下浸水 10棟
平成25年(2013年)	10月16日	台風26号	・初声入江地区 浸水 3棟 ・諸磯地区 床下浸水 1棟
平成26年(2014年)	10月5日	台風18号	・小網代地区 床上浸水 1棟
平成29年(2017年)	9月28日	大雨	・初声入江地区 床下浸水 18棟 床上浸水 28棟
	10月22日	台風21号	・市内各所で床上浸水 5棟

13-8 水 防 法 ・ 土砂災害防止法により避難確保計画を作成する要配慮者利用施設

1 水防法により避難確保計画を作成する施設（高潮浸水想定区域）

番号	施設等名称	所在地	サービス等内容
1	認知症高齢者対応型通所介護事業所 ぶらい庵	三崎3-12-6	認知症対応型通所介護
2	そんぼの家 三浦	白石町21-15	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
3	ベストライフ油壺	三崎町諸磯1924-1	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
4	リハビリデイセンター悠みうら	南下浦町上宮田3333-3 サンヨーズマンション1F	通所介護(デイサービス)
5	ワークアウト三浦海岸	南下浦町上宮田527-5 ヒロナガビル2F	障害福祉サービス事業所
6	torio三浦海岸	南下浦町上宮田3322-13	障害福祉サービス事業所
7	クレーアーレ三浦	白石町21-10	障害福祉サービス事業所
8	豊夢 三浦海岸	南下浦町上宮田527-5 ヒロナガビル3F	小規模多機能型居室介護

2 土砂災害防止法により避難確保計画を作成する施設

【学校・保育園等】

番号	施設等名称		所在地	指定状況		
				警戒区域名称	指定区域	種別
1	学 校 等	三崎小学校	三崎1丁目-20-32	三崎1丁目1	警戒区域	急傾斜地
2		名向小学校	三崎町諸磯65	三崎町諸磯4	警戒区域	急傾斜地
3		初声小学校	初声町下宮田3728	初声町下宮田2	警戒区域	急傾斜地
4		放課後児童クラブひまわり(初声小学校内)	初声町下宮田3728	初声町下宮田2	警戒区域	急傾斜地
5		初声中学校	初声町下宮田3622	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地
6		南下浦中学校	南下浦町金田206	南下浦町金田1	警戒区域	急傾斜地
7		三崎中学校	三崎町六合45-1	南下浦町金田13	警戒区域	急傾斜地
8		上宮田小学校	南下浦町上宮田3040	南下浦町上宮田9	警戒区域	急傾斜地
9		学童保育とびうおクラブ(上宮田小学校内)	南下浦町上宮田3040	南下浦町上宮田9	警戒区域	急傾斜地
10		南下浦小学校	南下浦町菊名1096	南下浦町菊名12	警戒区域	急傾斜地
11		旭小学校	南下浦町上宮田950	南下浦町上宮田6	警戒区域	急傾斜地
12		放課後児童クラブ「たんぼぼ」(旭小学校内)	南下浦町上宮田950	南下浦町上宮田6	警戒区域	急傾斜地
13		県立三浦初声高校 和田キャンパス	初声町和田3023-1	初声町和田1	警戒区域	急傾斜地
14	保 育 園 等	城ヶ島保育園	三崎町城ヶ島451	三崎町城ヶ島1-16	警戒区域	急傾斜地
15		三崎二葉保育園	城山町4-4	城山2	警戒区域	急傾斜地
16		椿の御所幼稚園	向ヶ崎町11-1	向ヶ崎1-8	警戒区域	急傾斜地
17		上宮田小羊保育園	南下浦町上宮田3190-1	南下浦町上宮田14	警戒区域	急傾斜地
18		初声保育園	初声町高円坊395-1	初声町高円坊9	警戒区域	急傾斜地

【病院・福祉施設等】

番号	施設等名称		所在地	指定状況			サービス等内容
				警戒区域名称	指定区域	種別	
1	病院	三浦市立病院	岬陽町4-33	栄町1	警戒区域	急傾斜地	
2		福井記念病院	初声町高円坊1040-2	初声町高円坊3	警戒区域	急傾斜地	
3	福祉施設	はなことば三浦	諏訪町3-5	向ヶ崎1-2	警戒区域	急傾斜地	・介護付有料老人ホーム
4		花物語みうら南	三崎町小網代20-1	三崎町小網代4	警戒区域	急傾斜地	・認知症対応型共同生活介護
5		花珠の家みうら	三崎町諸磯1112-17	三崎町諸磯5	警戒区域	急傾斜地	・介護付有料老人ホーム
6		はまゆう	三崎町諸磯1411-1	三崎町諸磯2	警戒区域	急傾斜地	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・地域密着型通所介護（デイサービス）
7		たんぼぼ	三崎町諸磯1411-1	三崎町諸磯2	警戒区域	急傾斜地	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護（ショートステイ）
8		リハビリ＆データービス アーブルヴェール	三崎町諸磯1411-1	三崎町諸磯2	警戒区域	急傾斜地	・地域密着型通所介護（デイサービス）
9		介護付有料老人ホーム 油壺エデンの園	三崎町諸磯1500	三崎町諸磯2	警戒区域	急傾斜地	・介護付有料老人ホーム
10		リフレ油壺	三崎町諸磯1742-1	三崎町諸磯8	警戒区域	急傾斜地	・介護付き有料老人ホーム ・短期入所生活介護（ショートステイ）
11		ベストライフ油壺	三崎町諸磯1924-1	三崎町小網代7	警戒区域	急傾斜地	・介護付有料老人ホーム
12		グループホーム宮川	宮川町17-19	宮川1	警戒区域	急傾斜地	・認知症対応型共同生活介護
13		デイサービス本舗 三崎	城山町15-7	城山1	警戒区域	急傾斜地	・地域密着型通所介護（デイサービス）
14		介護老人保健施設 なぎさ	南下浦町上宮田1308	南下浦町上宮田6	警戒区域	急傾斜地	・介護老人保健施設 ・短期入所生活介護（ショートステイ）
15		花物語みうら	南下浦町上宮田3444	南下浦町上宮田15	警戒区域	急傾斜地	・認知症対応型共同生活介護
16		特別養護老人ホーム 遊楽の丘	南下浦町上宮田3451	南下浦町上宮田15	警戒区域	急傾斜地	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護（ショートステイ）
17		就労支援センターどんまい	南下浦町菊名1258-3	南下浦菊名11	警戒区域	急傾斜地	・障害福祉サービス（就労継続支援事業B型）
18		小規模多機能型居宅介護事業所 はつらつ	南下浦町菊名1258-3	南下浦菊名11	警戒区域	急傾斜地	・通所介護（デイサービス）
19		小規模多機能型居宅介護事業所 ゆごころ	南下浦町菊名1258-3	南下浦菊名11	警戒区域	急傾斜地	・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
20		三浦市総合福祉センター グループホーム	南下浦町菊名1258-3	南下浦菊名11	警戒区域	急傾斜地	・認知症対応型共同生活介護
21		三浦市総合福祉センター グループホーム第2	南下浦町菊名1258-3	南下浦菊名11	警戒区域	急傾斜地	・認知症対応型共同生活介護
22		ケアセンター南下浦羊の家	南下浦町上宮田3195-1	南下浦町上宮田14	警戒区域	急傾斜地	・通所介護（デイサービス）
23		ルナランド デイサービス	南下浦町上宮田3368-1	南下浦町上宮田14	警戒区域	急傾斜地	・通所介護（デイサービス）
24		あんじゅ三浦海岸	南下浦町上宮田3368-1	南下浦町上宮田14	警戒区域	急傾斜地	・サービス付き高齢者向け住宅
25		花物語はまゆう南	初声町高円坊1452	初声町高円坊1	警戒区域	急傾斜地	・認知症対応型共同生活介護
26		美山ホーム（養護老人ホーム）	初声町下宮田1846	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地	・養護老人ホーム
27		美山特養ホーム	初声町下宮田1846	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地	・特別養護老人ホーム
28		美山ユニット特養ホーム	初声町下宮田1846	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地	・特別養護老人ホーム
29		美山短期入所サービスセンター	初声町下宮田1846	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地	・短期入所生活介護（ショートステイ）
30		美山短期ユニットサービスセンター	初声町下宮田1846	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地	・短期入所生活介護（ショートステイ）
31		美山通所介護サービスセンター	初声町下宮田1846	初声町下宮田3	警戒区域	急傾斜地	・通所介護（デイサービス）
32		有料老人ホーム サニーライフ三浦	初声町下宮田2764-1	初声町下宮田1	警戒区域	急傾斜地	・特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム
33		ゆあはうすかしこ	初声町下宮田169-1	初声町三戸11	警戒区域	急傾斜地	・障害者共同生活援助
34		ソーシャルインクルーホーム三浦初声	初声町和田2986	初声町和田1	警戒区域	急傾斜地	・日中支援型障がい者グループホーム
35		かしこ三崎口	初声町下宮田169-1	初声町三戸11	警戒区域	急傾斜地	・有料老人ホーム

14 危険物等事業所関連

14-1 危険物貯蔵施設（横須賀市消防局 令和7年3月現在）

貯蔵所						
屋内	屋外	タンク				
		屋外	屋内	地下	簡易	移動
8	3	9	1	22	2	20
		54				
65						

取扱所				
給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	移送取扱所	一般取扱所
12	-	-	1	9
22				

14-2 液化石油ガス事業所数（県くらし安全防災局消防保安課 令和5年3月現在）

高圧ガス保安法					液化石油ガス法			
事業所		販売事業所	貯蔵所		販売事業所	保安機関事業所	液化石油ガス設備工事事業所	貯蔵施設
第一種	第二種		第一種	第二種				
0	1	5	1	0	11	12	22	0

14-3 高圧ガス保安法対象事業所数（県くらし安全防災局消防保安課 令和5年3月現在）

製造事業所							
一般則		一般・液石則		液石則		冷凍則	
一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種
0	10	0	0	0	1	2	14
27							

販売事業所				第一種貯蔵所			第二種貯蔵所		
一般	一般液石	液石	冷凍	一般	一般液石	液石	一般	一般液石	液石
27	0	5	0	0	0	1	1	0	1

14-4 火薬類事業所数（県くらし安全防災局消防保安課 令和5年3月現在）

火薬類製造所	火薬類販売所			火薬庫		屋外貯蔵庫
	煙火	紙雷管	その他	棟数	最大貯蔵量	
0	0	1	2	0	0	3

15 教育

15－ 1 市内学校一覧

番号	名 称		住 所	連絡先	備 考
1	市立学校	三崎小学校	三崎1丁目20-32	881-6191	
2		岬陽小学校	岬陽町10-1	881-6181	
3		名向小学校	三崎町諸磯65	881-6181	
4		上宮田小学校	南下浦町上宮田3040	888-0053	
5		旭小学校	南下浦町上宮田950	888-2020	
6		南下浦小学校	南下浦町菊名1096	888-0545	
7		初声小学校	初声町下宮田3728	888-3120	
8		三崎中学校	三崎町六合45 - 1	881-5243	
9		南下浦中学校	南下浦町金田206	888-0914	
10		初声中学校	初声町下宮田3622	888-1150	
11	県立学校	三浦初声高校(入江キャンパス)	初声町入江274-2	889-1771	
12		三浦初声高校(和田キャンパス)	初声町和田3023-1	888-1036	
13	専門学校	日本さかな専門学校	三崎5丁目-255-10	876-7200	

15－ 2 応急教育実施場所一覧

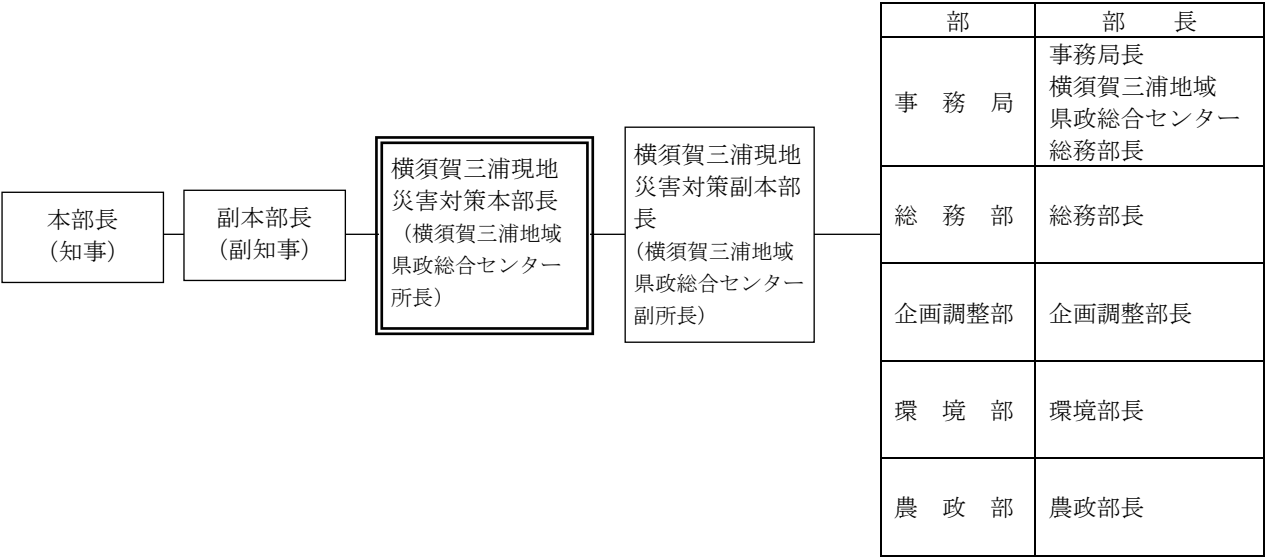
被 災 校	実 施 場 所	備 考
三崎小学校	岬陽小学校	
岬陽小学校	三崎小学校	
名向小学校	岬陽小学校	
南下浦小学校	南下浦中学校	
上宮田小学校	旭小学校	
旭小学校	上宮田小学校	
初声小学校	初声中学校	
南下浦中学校	上宮田小学校	
初声中学校	初声小学校	
三崎中学校	岬陽小学校	

16 市域を所轄する神奈川県機関の防災業務の要約

16-1 横須賀三浦地域県政総合センター

(横須賀三浦現地災害対策本部)

災害対策本部等の組織



横須賀三浦現地災害対策本部 部別分担業務

部 等 の 名 称		構 成 機 関 等 の 名 称	分 担 業 務
事 務 局	統 制 班	横 須 賀 三 浦 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー	(総務課が中心となって実施すること) 1 防災行政通信網等情報連絡手段の維持管理に関すること 2 応急対策活動用車両の確保及び配車に関すること 3 配備要員の動員及び派遣等調整に関すること 4 緊急通行車両の申請確認手続きに関すること(横須賀三浦地域県政総合センターの公用車に限る) 5 職員の応急宿舎・食料・燃料等の調達に関すること 6 負傷者の応急手当に関すること 7 避難住民の対応に関すること 8 被災住宅の再建支援相談に関すること 9 横須賀合同庁舎の建物・設備の維持管理に関すること 10 文書の収受、発送及び保存に関すること 11 予算の経理に関すること 12 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営に関すること 13 職員の出勤状況の把握と安否確認に関すること (県民・防災課が中心となって実施すること) 1 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告に関すること 2 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町等との調整に関すること 3 所管区域内の市町の支援ニーズの把握及び県災害対策本部への報告に関すること 4 現地災害対策本部の各部が行う災害応急対策の連携及び協力に関すること 5 所管区域内の市町及び関係機関等との連絡調整に関すること 6 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関すること 7 防災資機材の貸出業務に関すること 8 緊急通行車両の申請確認手続きに関すること(横須賀三浦地域県政総合センターの公用車を除く) 9 原子力施設による災害発生時の要員派遣に関すること 10 その他必要な災害応急対策に関すること 【市町連絡員】 1 管内市町の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告に関すること 【広域防災活動備蓄拠点担当】(鎌倉三浦地域児童相談所) 1 広域防災活動備蓄拠点の開設に関すること 2 自衛隊等の応援部隊への防災資機材の貸出しに関すること 3 ヘリコプター臨時離着陸場(不入斗公園)の運営の応援に関すること
	広 域 防 災 活 動 拠 点 班 (横須賀工業高等学校)		1 広域防災活動拠点の開設・運営に関すること ① 広域防災活動拠点の開設 ② 市町等への防災資機材の貸出し ③ 拠点内貯水槽の管理及び応急給水設備の運用 ④ 救援物資の受入・集積・配分 ⑤ 国及び他県等からの応援部隊の受入 【ヘリコプター臨時離着陸場担当】(不入斗公園) 1 ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関すること
	総 務 部	横 須 賀 三 浦 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー (総務部)	1 災害ボランティアとの連携に関すること 2 災害時における臨時県民相談等に関すること 3 その他他部の業務に属さない業務に関すること

部 等 の 名 称	構 成 機 関 等 の 名 称	分 担 業 務
企 画 調 整 部	横 須 賀 三 浦 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー (企画調整部)	1 災害広報活動の実施に関する事 2 管内商工業の被害調査に関する事 3 中小企業に対する被害融資の相談に関する事 4 観光施設の被害調査に関する事 5 現地災害対策本部事務局の業務の応援に関する事
環 境 部	横 須 賀 三 浦 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー (環境部)	1 公害・廃棄物関連施設被害状況把握に関する事 2 有害物質の流出並びに有害ガスの放出による公害の発生に係る 情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事（公害関係事 故等発生時の調査・改善指示） 3 廃棄物等に係る許認可等に関する事 4 公害関連法令等に係る許認可等に関する事 5 し尿収集・処理等に関する事 6 災害廃棄物等の処理に関する事 7 災害時における一般廃棄物の処理に関する事 8 大気汚染防止法の施行に関する事 9 フロン排出抑制法等に係る登録等に関する事 10 各種リサイクル法等に係る許認可等に関する事 11 県管理地の被害調査及び応急対策に関する事 12 現地災害対策本部事務局の業務の応援に関する事
農 政 部	横 須 賀 三 浦 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー (農政部)	1 農作物等の被害調査及び農作物種苗、生産資材、家畜飼料等のあ っせんにに関する事 2 農地、用排水路等農業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関 する事 3 家畜施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 木材等のあっせんにに関する事 5 治山等に係る応急対策及び林地等の被害調査に関する事 6 土地改良施設の被害調査に関する事 7 現地災害対策本部事務局の業務の応援に関する事

16-2 鎌倉保健福祉事務所三崎センター

所 長：総括責任者（現地災害対策本部員）

副所長：副統括責任者

所長（総責任者）又は副所長兼管理企画課長（副総責任者）の参集時に編成班を検討し、班編成を終えた段階で本格的な活動体制とする。

班名	主な業務	備 考
調整班 (内部支援、リエゾン)	【責任者】 管理企画課長 【所管課】 管理企画課 ・職員の参集状況、安否確認 ・現地対策本部連絡員 ・所内調整会議設営 ・所内のローテーション編成 ・DHEATの受入れ ・医療ボランティア受入調整 ・庁舎被害状況確認 ・職員の宿舍手配 ・職員の給食手配等 ・上記以外の管理企画課の所管事項	①DHEAT ②医療ボランティア ③その他リエゾン
災害医療班 (医療、薬剤調達、医療機関の被災状況、稼働状況の情報収集等)(※)	【責任者】 管理企画課長 【所管課】 管理企画課 ・関係機関との連絡調整、情報の整理・共有 ・市町村、医療機関等の被害状況把握 ・鎌倉保健福祉事務所との連絡調整 ・管内医療資源（医薬品等を含む）の状況把握 ・不足する医療資源（医薬品等を含む）に係る支援及び応援要請 ・DMA Tからの情報の引継ぎ ・派遣された救護班の受入れ及び管内への派遣 ・小児・周産期及び人口透析に係る調整 ・管内及び管外への医療搬送に係る調整 ※三崎センターに本部は置かない。鎌倉保健福祉事務所の地域災害医療対策会議の設置された場合には三崎センターには災害医療班は立ち上げず、会議で調整する。会議の設置がない場合は三崎センターに災害医療班を立ち上げる。	①救護班 ②JMAT ③日本赤十字社救護班 ④薬剤師チーム ※②③は各団体内調整となる場合あり
保健福祉課 (保健活動、歯科医療、口腔ケア、栄養支援)	【責任者①】 保健福祉課長 【所管課】 保健福祉課○ ◎社会福祉施設の情報収集、提供 ◎管内避難所等の状況把握 ◎本県の保健師活動チームチームによる被災市町村保健師活動の支援調整 ◎保健師等派遣チームの受入れ及び管内への派遣 ◎本県及び他都道府県の歯科医療救護班の受入れ及び管内への派遣 ◎本県及び他都道府県の栄養士チームの受入れ及び管内への派遣	⑤保健師活動チーム・保健師等派遣チーム ⑥歯科医療救護班 ⑦栄養士チーム
(精神保健、防疫)	【責任者②】 保健予防課長 【所管課】 保健予防課○ ○DPATからの情報引継ぎ ○感染症対応及び防疫活動 ○医療的ケアが必要な要配慮者への支援 【共通】 ・ ・上記以外に係る保健福祉課、保健予防課の所管事項	①DPAT ②災害時感染症制御支援チーム

班名	主な業務	備 考
生活衛生班 (環境衛生、食 品衛生、薬事衛 生)	【責任者】生活衛生課長 【所管課】生活衛生課 ・避難所、被災地域の衛生管理 ・避難所の食糧供給体制、営業者の被害状況等の情報収集 ・薬局被災状況情報収集 ・毒劇物流出漏洩事故状況情報収集 ・浴場等被災状況情報収集 ・旅館業施設被災状況情報収集 ・管内避難所等の状況把握 ・避難所での衛生指導 ・動物関連業務 ・上記以外に係る生活衛生課の所管事項	

16-3 東部漁港事務所

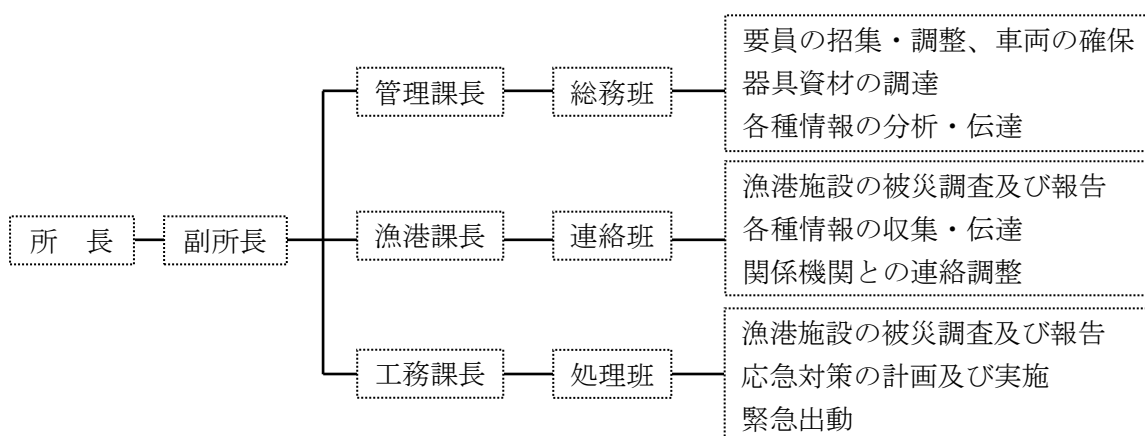
1 目 的

この計画は、県の配備編成計画に則り、防災事務及び災害応急対応活動の円滑化を期するために必要な事項を定め、漁港利用者及び庁舎利用者の安全確保と漁港施設及び庁舎の保全を図るとともに、機能的な災害対策を実施することを目的とする。

2 区 域

三崎漁港区域内の水域及び陸域並びに三浦水産合同庁舎とする。

3 組織及び分担業務



4 配備体制

(1) 地震・津波・火山災害

区 分	体 制	配 置 基 準	参 集 職 員
本部未設置	警戒体制	- 三浦市震度4かつ県内最大震度4の観測 - 津波注意報の発表 - 箱根山、富士山に関する火口周辺警報の発表 - 伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報の発表	- なし（各自情報収集） 〔三浦市震度4以上で 協定業者によるパト ロール実施〕
	第1次応急体制	- 県内最大震度5弱以下の観測 - 津波警報の発表	第1次応急要員
	第2次応急体制	- 県内最大震度5強の観測 - 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表 - 協定業者によるパトロール等により所管施設に異常が確認されたとき※配備編成計画外	第2次応急要員 (全職員)
本部設置	第1次本部体制	県内に大規模な災害が発生	全職員
	第2次本部体制	- 県内最大震度6弱以上の観測 - 大津波警報の発表 - 県内に大規模な災害が発生（火山災害）	全職員

(2) 風水害その他の災害

区 分	配備体制	配 置 基 準	参 集 職 員
本部未設置	警戒体制	・大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮の気象警報の発表	・なし(各自情報収集)
	第1次応急体制	・平均風速が20m/s超の強風、大雪、暴風雪等により、城ヶ島大橋の通行を規制する可能性があるとき※配備編成計画外 ・港内の油漏れ事故、交通事故、積雪、倒木処理等※配備編成計画外	・担当月配備要員
		・大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮の気象警報が発表され、災害が拡大するおそれがあるときらし安全防災局長が判断し、局の指示が出たとき	・第1次応急要員
本部設置	第1次本部体制	・大雨、暴風、大雪、暴風雪、高潮の特別警報が発表又は発表される見込みがあるとき ・県内に大規模な災害が発生したとき	・全職員
	第2次本部体制	・県内全域に大規模な災害が発生したとき	・全職員

(3) 南海トラフ地震対応

区 分	配備体制	配 置 基 準	参 集 職 員
本部未設置	第1次応急体制	・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表	・第1次応急要員
本部設置	第1次本部体制	・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表	・第2次応急要員(全職員)

(4) 国民保護措置対応

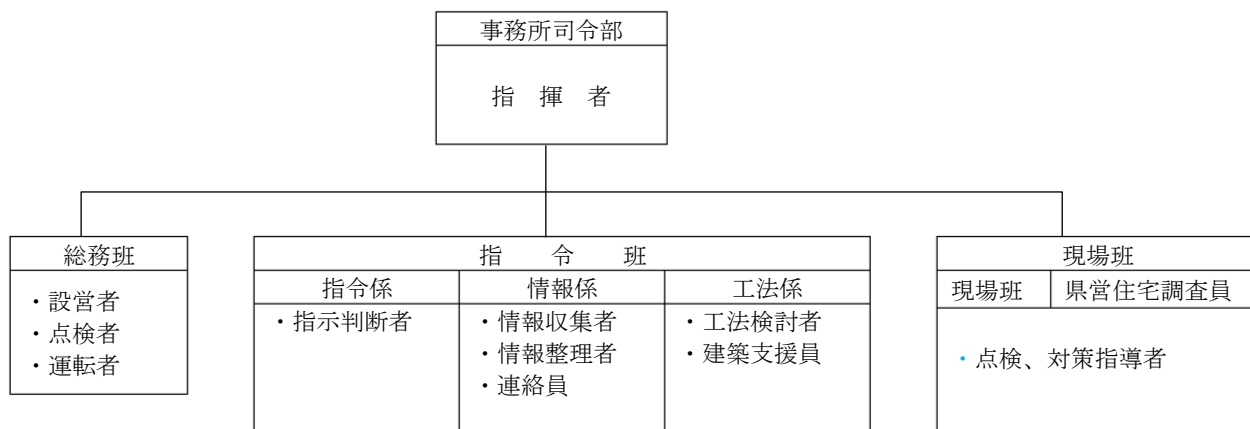
区 分	配備体制	配 置 基 準	参 集 職 員
事態認定前	非常配備体制	・事態認定につながる可能性がある事案が発生する恐れがあり、初動対応を行う必要があるとき	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
	危機管理対策本部体制	・国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）設置に準じた対応を行う必要があるとき	・全職員
事態認定後	＜本部未設置＞ 非常配備体制	・初動対応を行う必要があるとき （事態の状況等に応じ参集職員を決定）	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
	＜本部未設置＞ 危機管理対策本部体制	・国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）設置に準じた対応を行う必要があるとき	・全職員
	＜本部設置＞ 国民保護対策本部体制 （緊急対処事態対策本部体制）	・県が国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）設置の通知を受けたとき	・全職員

(5) 原子力災害

区 分	配備体制	配 置 基 準	参 集 職 員
本部未設置	警戒体制	・モニタリングポストにおいて毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
	第2次応急体制	・原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けたとき	・全職員
本部設置	第2次本部体制	・モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	・全職員

16－4 横須賀土木事務所

1 横須賀土木事務所現地災害対策本部の組織



※建築支援員は市町村支援に関する具体的役割が決定した後、配置

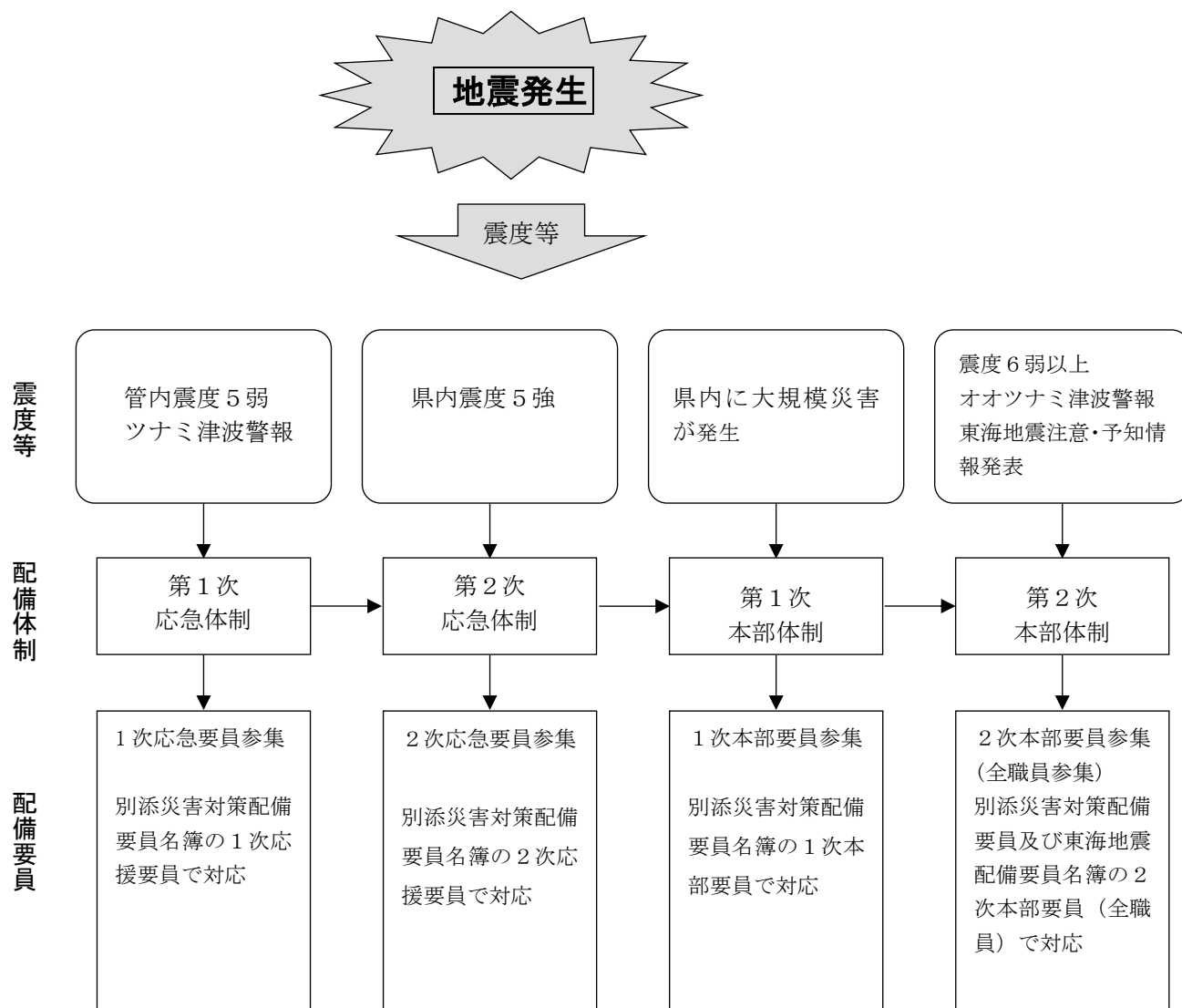
2 災害対策非常配備及び地震警戒配備の担当業務及び配備要員

令和6年6月1日現在

() 内は時間内配備

班 名	担当事務		配備要員			
			1 次 応急	2 次 応急	1 次 本部	2 次 本部
指令部	・事務所の指揮・統括。 ・災害対策本部県土整備部、横三地域県政総合 C、市町村災害対策本部との協議。		(1) 1 名	(3) 2 名	(3) 2 名	(4) 2 名
総務班	・横須賀土木事務所現地災害対策本部の運営維持。 ・職員の動員・緊急自動車等の確保。 ・事務所建物等の設備の点検。 ・災害応急復旧資機材の確保。 ・災害対策事務の取りまとめ、及びその他の班に属さない事項。		(2) 2 名	(4) 4 名	(4) 4 名	(10) 8 名
指令班	時間内において、工務部長は指令班統括業務を行う		(4) 4 名	(18) 17 名	(18) 17 名	(25) 40 名
	指令係	・協定締結建設団体・業者等への復旧指示。 ・復旧等に対する措置判断、建設業協会への復旧の指示。 ・現場班への出動の指示及び、措置状況の把握、調整。 ・指令部の補助。 ・警報等の発表。		(2) 3 名	(2) 3 名	(2) 3 名
情報係	情報収集者	・土木施設（道路・河川・海岸・港湾・砂防・地すべり・急傾斜・公園・県営住宅）の災害及び対策情報の収集、取りまとめ。 ・関係機関（市町村・警察・占用者・ボランティア等）からの情報収集。		(4) 3 名	(4) 3 名	(5) 12 名
		情報整理者	・上記情報の整理。	(4) 3 名	(4) 3 名	(5) 9 名
	連絡員	・現地対策本部県土整備部などへの状況等報告。 ・現地災害対策本部などへの連絡員の派遣。 ・現場班への連絡調整。	(4) 3 名	(4) 3 名	(5) 12 名	
工作係	工法検討者		(2) 2 名	(2) 2 名	(3) 6 名	
	建築支援員		(2) 2 名	(2) 2 名	(4) 3 名	
現場班			(2) 2 名	(10) 10 名	(10) 10 名	(18) 30 名
	現場班	・緊急輸送路等における障害物の除去。 ・現地での調査、措置及び事務所への報告。 ・災害対策及び応急復旧対策に関する現地指導。		(10) 10 名	(10) 10 名	(18) 30 名
			(9) 9 名	(35) 33 名	(35) 33 名	(57) 80 名

3 震度別配備体制



16-5 水産技術センター

神奈川県水産技術センターにおける 漁業無線を利用した防災計画

1 目的

この計画は、災害発生時において漁船の安全を確保するため、通信施設の保全を図るとともに、地震、津波、台風、火災等により有線通信が不通又はその使用が著しく困難となった場合（以下、「非常事態」という。）において、漁業者、県民、隣接都県民等の生命、財産を災害から守り災害発生後の被害拡大を防ぐため、通信施設と通信技術を活用して、情報の収集及び伝達に努めることを目的とする。

2 対象

(1) 保全施設

水産技術センターの漁業指導用海岸局施設（以下「通信施設」という。）とする。

(2) 情報収集伝達区域

海上、県下全域及び隣接都県とする。

3 所掌

関係機関との連絡、通信施設の応急対策の実施、情報の収集伝達、非常通信体制の確立、通信施設の被災状況の調査報告。

4 配備活動体制

(1) 活動体制は、別表1「漁業無線を利用した防災計画フローチャート」によるものとする。

(2) 配備体制及び要員は、下記及び別表2「配備体制別配備要員」によるものとする。なお、船舶課長が不在の場合は、緊急参集した職員のうち、上席の者がその職務を代行する。

- | | | |
|---|---------|--|
| ア | 第1次応急体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 県内最大震度5弱の観測・ 津波警報の発表・ 気象警報が発表（大雨、暴風、暴風雪、大雪及び高潮）され災害が拡大するおそれがあるとき・ 安全防災局長が判断したとき・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 |
| イ | 第2次応急体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 県内最大震度5強の観測・ 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表・ 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けたとき |
| ウ | 第1次本部体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 県内に大規模な災害が発生・ 特別警報の発表（大雨、暴風、暴風雪、大雪及び高潮）または発表される見込みがあるとき・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 |
| エ | 第2次本部体制 | <ul style="list-style-type: none">・ 県内最大震度6弱以上の観測・ 大津波警報の発表・ 県内全域に大規模な災害が発生・ モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき・ 非常事態（大規模災害により有線通信が不通又は著しく利用困難な事態）が発生した場合 |

(3) 非常事態が発生した場合（第2次本部体制）における活動体制は、通信施設の被災状況によって次の区分により対応する。

ア 通信所から無線設備等の遠隔制御が可能な場合は、これらの通信施設等を使用して活動する。

なお、通信所から無線設備等の遠隔制御が不可能な場合は、送受信所で集中制御監視装置を用いて通信施設等を使用して活動する。（非常体制A）

イ 通信施設が使用不可能な場合は、県所有船を利用して活動する。（非常体制B）

5 活動指標

(1) 情報の収集・伝達

ア 非常事態に至っていない場合

(7) 大規模地震・暴風雨等の警報及び関連情報等を収集し漁船へ伝達する。

(4) 漁船及び各漁港の被害状況を収集し、漁船へ伝達する。

イ 非常事態（第2次本部体制）

(7) 大規模地震・暴風雨等の警報及び関連情報等を収集し漁船へ伝達する。

(4) 漁業無線を活用して漁船から次の情報を収集し、漁船、救助機関へ伝達する。

- ・人命の安全にかかわること
- ・漁船や各漁港の状況や被害に関すること
- ・その他災害、救援に関すること

(7) 必要に応じて、神奈川県災害対策本部（県水産課）、現地災害対策本部（横須賀三浦地域県政総合センター）及び三浦市災害対策本部等へ情報を伝達する。

(5) 情報の収集及び伝達経路は、別表3「情報の収集・伝達系統図」によるものとし、災害対策本部等との情報伝達には、防災行政通信網を使用するものとする。ただし、防災行政通信網が使用不能の場合は、他県漁業無線局等の非常通信協議会構成局による中継等、実行可能な手段で伝達する。

(2) 通信施設の保全を図る。

(3) 配備活動体制に応じて非常通信体制を確立する。

(4) 通信施設や活動の状況を報告する。

(5) 状況に応じて関係機関との連絡を確保する。

6 使用電波等

使用電波は、通常無線通信用のほか非常無線通信用の電波等適宜その状況による。また、船舶への情報等の放送は、別表4「防災情報等の放送電波」による。ただし、非常体制Bにあっては可能な限りこれに準ずる。

7 休日、夜間等の処置

勤務時間外、休日等において、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合は、神奈川県災害対策本部要綱第14条により、配備要員は直ちに緊急参集し、前各項に定める体制をとるものとする。

8 附則

この計画は平成22年8月20日から適用する。

この計画は平成26年5月21日から適用する。

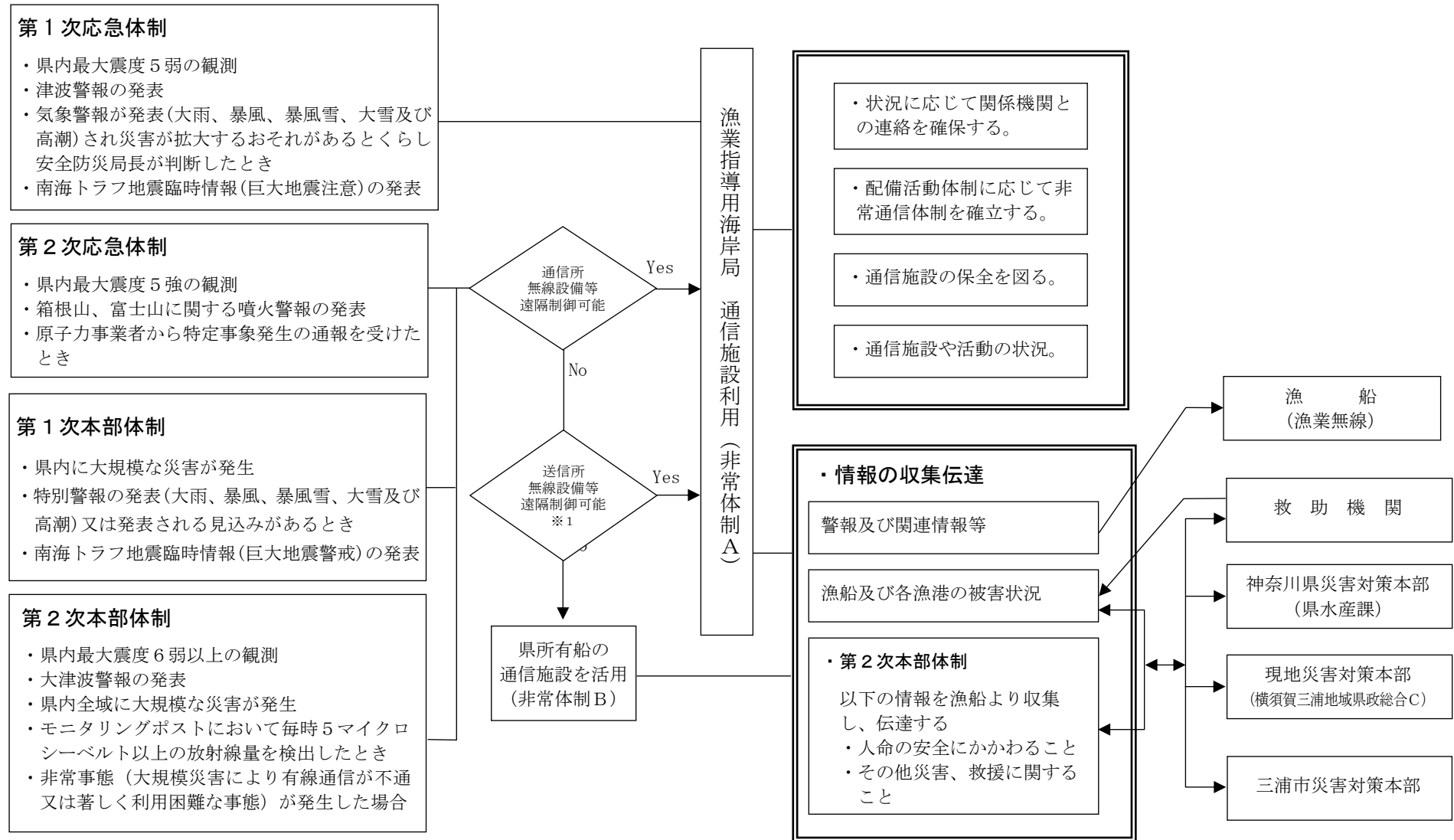
この計画は平成29年5月16日から適用する。

この計画は平成30年12月6日から適用する。

この計画は令和4年3月28日から適用する。

この計画は令和7年3月21日から適用する。

漁業無線を利用した防災フローチャート



※1 送受信所における無線設備等の制御は集中制御監視装置にて行うものとします。

※2 非常体制Bにあつては、他県海岸局経由で情報伝達するものとします。

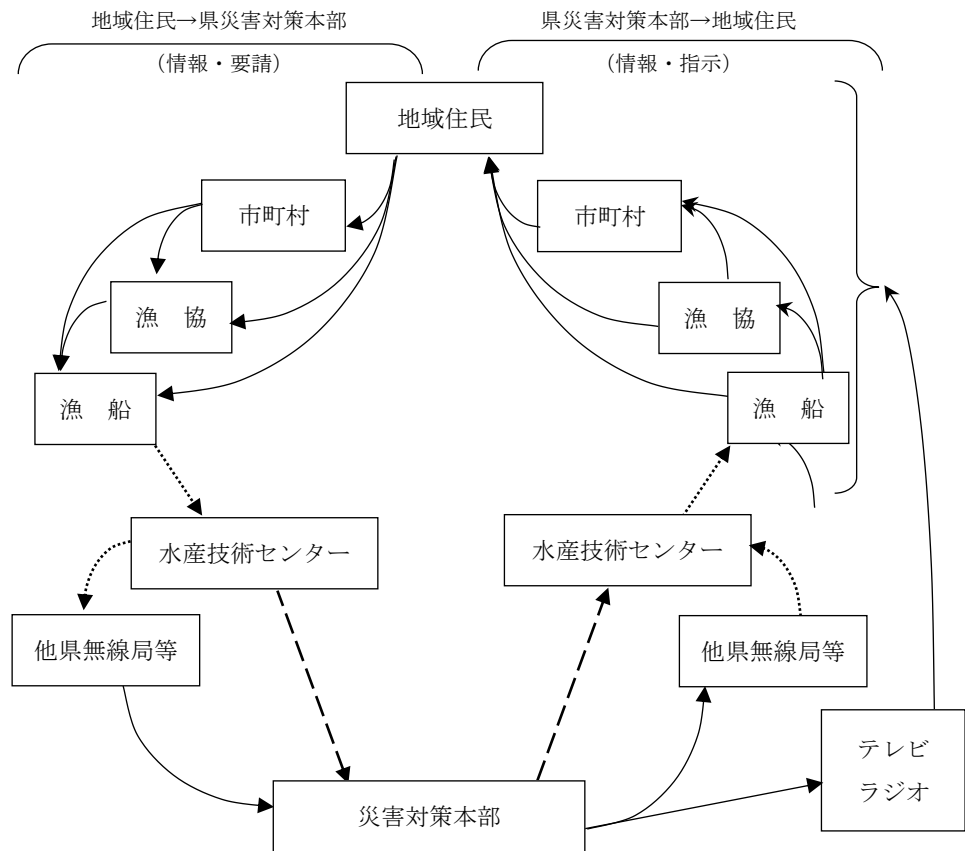
配備体制別配備要員

班 員 配 置 状 況			
第1次応急体制	第2次応急体制	第1次本部体制	第2次本部体制
職	職	職	職
	副 技 官	副 技 幹 主 査	船舶課長 副 技 幹 主 査 技 師 技 師 技 師 技 師 技 師
計 0人 (うち2時間以内 0人)	計 1人 (うち2時間以内 1人)	計 2人 (うち2時間以内 2人)	計 8人 (うち2時間以内 2人)

情報の収集・伝達系統図

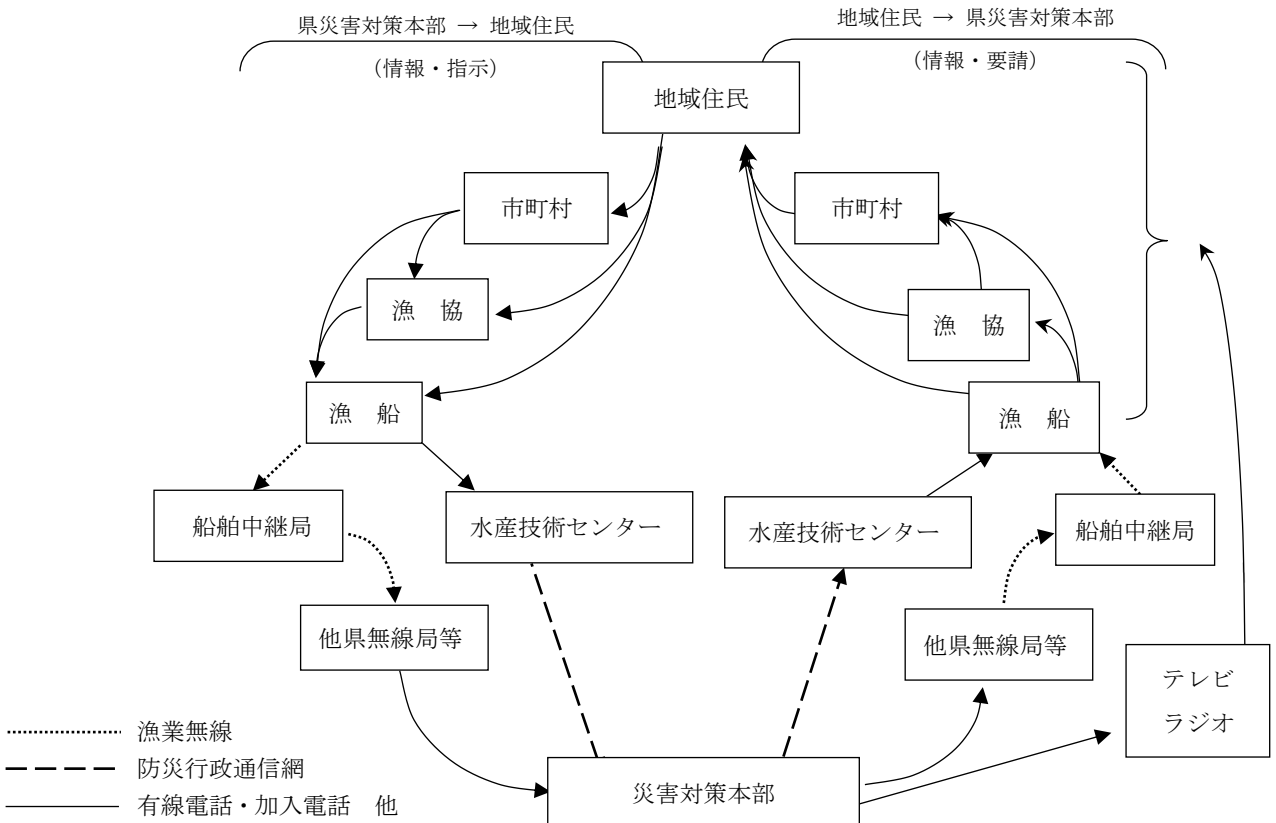
非常体制 A

漁業無線の施設が
使用できる（送受
信所での無線設備
制御を含む）場合



非常体制 B

漁業無線の施設が
使用できない場合



防災情報等の放送電波

同じ情報を、下表の電波を切り替えて放送する。

1 回目

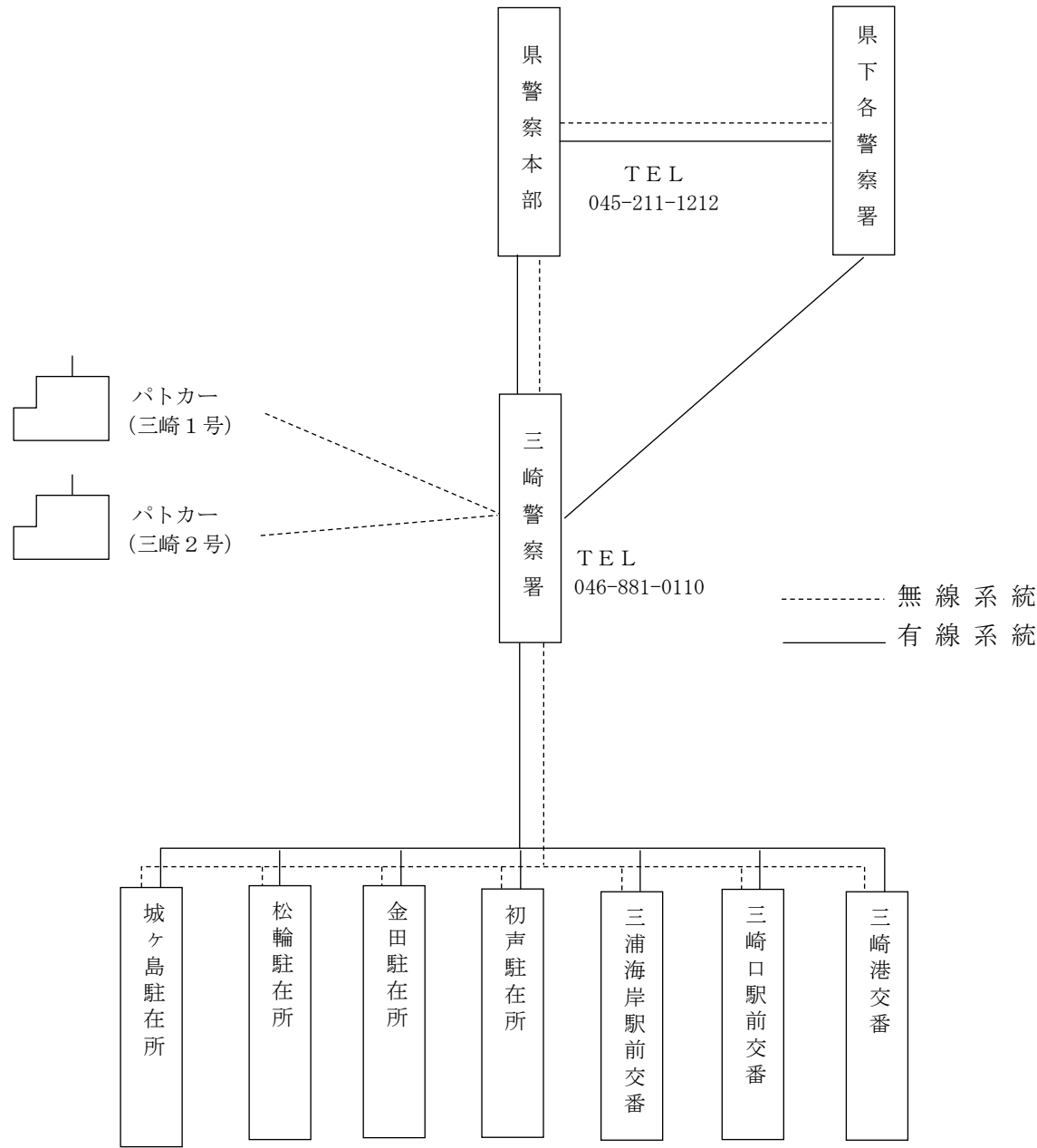
周波数帯	電波の型式	周 波 数
中短波帯	J 3 E	中短波帯の運用周波数、割当てのない時間帯は欠射。
26/27 MHz	J 3 E	27,454.5 kHz
	A 3 E	27,884 kHz 27,572 kHz
40 MHz	A 3 E	Ch. 111 (39.088 MHz) (セルコール一斉呼出し (0101) 送出)

2 回目

周波数帯	電波の型式	周 波 数
中短波帯	J 3 E	中短波帯の運用周波数、割当てのない時間帯は欠射。
26/27 MHz	J 3 E	27,402.5 kHz
	A 3 E	27,828 kHz 26,768 kHz
40 MHz	A 3 E	Ch. 111 (39.088 MHz) (セルコール一斉呼出し (0101) 送出)

16-6 神奈川県警察 三崎警察署

通 信 系 統



17-1 様式（被害状況調査等）

【様式第1号】住家・非住家等被害調査票

住家・非住家等被害調査票

番号			
調査年月日		令和 年 月 日	受信時刻 月 日 時 分
調査員氏名		所 属 課	
被 災 場 所		三浦市 番 号	T E L ()
世帯主（事業主）氏名		生年月日	年 月 日生
世帯人員（従業員）数		計 人（男 人、女 人）	
人 的 被 害		1 有 2 無 *有の場合は人的被害調査表様式第4号を作成	
建物の種別 (階数)	区 分	1 住家 2 非住家 3 その他	
	構造・面積	造 建 葺 延 m ²	
	1 一戸建 () 2 連戸建 () 3 共同住宅 () 4 店舗 ()		
	5 店併住宅 () 6 事務所 () 7 工場 () 8 倉庫 ()		
	9 物置 () 10 車庫 () 11 その他		
	所有者住所		
所有者氏名		T E L ()	
被害程度	区 分	1 床下浸水 2 床上浸水 3 倒壊 4 流失 5 損壊 6 がけ崩れ 7 火災 8 その他	
		1 全壊 2 半壊 3 一部 4 浸水 (c m・m ²) 5 その他 ()	
	道路・交通等障害	1 有 2 無	
避 難 状 況		1 有 2 無 *有の場合は避難状況・救護所開設状況様式を作成	
要望事項	1 ごみ処理 2 汲取り 3 消毒 4 生活物資 5 応急資材 6 その他	備考	

【様式第2号】市有建物被害調査表

市 有 建 物 被 害 調 査 表

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所 属 課	
-------	-------------------	-------	--	-------	--

区 分 施 設 名		調査時刻 時 分	建物の被害状況			内部の状況		施設内の人的被害 (有の場合第4号様式作成)		
			損壊の程度	傾き	窓・壁の破損	避難所等の 使用の可否	左の 内容	死 者	負傷者	措置
1			全・半・一部	1 有 2 無		可・一部可・不 可		名	名	
2			全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
3			全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
4			全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
5			全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
6			全・半・一部	1 有 2 無				名	名	

【様式第 3 号】その他の被害状況調査表

その他の被害状況調査表

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所 属 課	
-------	-------------------	-------	--	-------	--

被害種別	1	田畑	2	道路	3	橋りょう
	4	ガス	5	鉄道	6	がけ崩れ
	7	電気	8	水道	9	防潮堤等
	10	電話	11	その他（		）

	被害種別	発生日時	発生場所	被害状況	復旧見積額
1		月 日 時 分	三浦市 番 号		千円
2		月 日 時 分	三浦市 番 号		千円
3		月 日 時 分	三浦市 番 号		千円
4		月 日 時 分	三浦市 番 号		千円
5		月 日 時 分	三浦市 番 号		千円
6		月 日 時 分	三浦市 番 号		千円

【様式第 4 号】 人的被害状況調査表

人的被害状況調査表

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所 属 課	
-------	-------------------	-------	--	-------	--

	発生日時	死傷の程度	性 別	住所・氏名等	原 因	収容先	応急手当の 有 無	備 考
1	月 日 時 分	1 死 亡 2 重 傷 3 中等症 4 軽 症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1 有 2 無	
2	月 日 時 分	1 死 亡 2 重 傷 3 中等症 4 軽 症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1 有 2 無	
3	月 日 時 分	1 死 亡 2 重 傷 3 中等症 4 軽 症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1 有 2 無	
4	月 日 時 分	1 死 亡 2 重 傷 3 中等症 4 軽 症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1 有 2 無	
5	月 日 時 分	1 死 亡 2 重 傷 3 中等症 4 軽 症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 (歳) 職業			1 有 2 無	

行方不明者搜索届出書

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

不明者	本 籍				
	現住所				
氏 名					
性別・年齢	性 別	男	女	年 齢	才
身 長	c m				
着 衣					
特 徴 (具体的に)					

上記の通り届出します。

令和 年 月 日

市災害対策本部長 殿
(市 長)

【様式第 6 号】死体処理台帳

死体処理台帳

処理年月日	死 体 発 見 の 日時及び場所	死亡者の 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一 時 保存料	検案料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

【様式第7号】埋葬台帳

埋 葬 台 帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行ったもの		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	氏 名	死 亡 者 との関係	棺 (付属 品 を 含 む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入する。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

【様式第 8 号】避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

令和 年 月 日

市災害対策本部長 殿
(市長)

所在地 _____
 名 称 _____
 管理者 _____
 氏 名 _____

	施設名称	別 種	開設期間	実人員 (延)	物品使用状況		備 考
					品 名	数 量	
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			
			月 日 ～ 月 日	()			

【様式第9号】避難所収容者名簿報告書

避難所収容者名簿報告書

令和 年 月 日

市災害対策本部長 殿
(市長)

所在地 _____
 名 称 _____
 管理者 _____
 氏 名 _____

[illegible]

17-2 様式（火災・災害即報等）

【第1号様式（火災）】

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市町村（消防本部名）	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 人		死 者 の 生 じ た 理 由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽 症 人					
建 物 の 概 要	構 造 階 層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼 損 程 度	焼損 程度	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 計 棟 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部（署） 台 消 防 団 台 その他（消防防災ヘリコプター等） 台・機				人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

（注）第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

【第2号様式（特定の事故）】

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市町村（消防本部名）	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他（ ）				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 〕		
発 生 日 時 （ 覚 知 日 時 ）	月 日 時 分 （ 月 日 時 分 ）	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮火時間 （ 処 理 完 了 ）	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他（ ）		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他（ ）				
施 設 の 概 要		危険物施設の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者（性別・年齢） 人	負傷者等	人（ 人）		
		重 症	人（ 人）		
		中等症	人（ 人）		
		軽 症	人（ 人）		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防署		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

【第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）】

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市町村（消防本部名）	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要救助者数（見込）		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を朱書きで記入すること。

（注）第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

【第4号様式（その1）】

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

【第4号様式（その2）】

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県			区 分		被 害		区 分		被 害		災 害 等 の 対 策 本 部 状 況	都道府県	市町村	
災 害 名	災害名	第 報	田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	農 林 水 産 業 施 設	千円	公 共 土 木 施 設				千円
報 告 番 号	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没 <td>ha</td> <td>小 計 <td>千円 <td>公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 <td>団体 <td>農 産 被 害 <td>千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td> </td></td></td></td></td></td>	ha	小 計 <td>千円 <td>公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 <td>団体 <td>農 産 被 害 <td>千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td> </td></td></td></td></td>	千円 <td>公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 <td>団体 <td>農 産 被 害 <td>千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td> </td></td></td></td>	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数 <td>団体 <td>農 産 被 害 <td>千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td> </td></td></td>	団体 <td>農 産 被 害 <td>千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td> </td></td>	農 産 被 害 <td>千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td> </td>	千円 <td rowspan="5">災 害 救 助 法</td> <td rowspan="5">計</td> <td rowspan="5">団体</td>	災 害 救 助 法	計	団体
報 告 者 名			学 校	冠 水 <td>ha</td> <td>そ の 他</td> <td>千円 <td>畜 産 被 害 <td>千円 <td>水 産 被 害 <td>千円 </td></td></td></td></td>	ha	そ の 他	千円 <td>畜 産 被 害 <td>千円 <td>水 産 被 害 <td>千円 </td></td></td></td>	畜 産 被 害 <td>千円 <td>水 産 被 害 <td>千円 </td></td></td>	千円 <td>水 産 被 害 <td>千円 </td></td>	水 産 被 害 <td>千円 </td>	千円			
区 分	被 害		病 院	冠 水 <td>ha</td> <td>農 工 被 害 <td>千円 <td>商 工 被 害 <td>千円 <td>そ の 他 <td>千円 </td></td></td></td></td></td>	ha	農 工 被 害 <td>千円 <td>商 工 被 害 <td>千円 <td>そ の 他 <td>千円 </td></td></td></td></td>	千円 <td>商 工 被 害 <td>千円 <td>そ の 他 <td>千円 </td></td></td></td>	商 工 被 害 <td>千円 <td>そ の 他 <td>千円 </td></td></td>	千円 <td>そ の 他 <td>千円 </td></td>	そ の 他 <td>千円 </td>	千円			
人 的 被 害	死 者	人	道 路	清 掃 施 設	箇所	そ の 他	千円 <td>被 害 船 隻</td> <td>隻</td> <td>水 道 戸</td> <td>戸 </td>	被 害 船 隻	隻	水 道 戸	戸			
	うち災害関連死者	人	橋 り よ う	崖 く ず れ	箇所	電 話	回線	電 気	戸	ガ ス	戸			
	行 方 不 明 者	人	河 川	鉄 道 不 通	箇所	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	火 災 発 生	火災発生	火災発生	火災発生			
	負 傷 者	人	港 湾	被 害 船 隻	隻	そ の 他	千円 <td>建 物</td> <td>物件</td> <td>危 険 物</td> <td>物件</td>	建 物	物件	危 険 物	物件			
住 家 被 害	全 壊	棟	砂 防	水 道 戸	戸	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	自衛隊の災害派遣	その他	
	半 壊	棟	清 掃 施 設	崖 く ず れ	箇所	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	一 部 破 損	棟	崖 く ず れ	鉄 道 不 通	箇所	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水	棟	被 害 船 隻	水 道 戸	戸	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
非 住 家	公 共 建 物	棟	床 下 浸 水	人	人	火 災 発 生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生			
	そ の 他	棟	火 災 発 生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生	火災発生			

三浦市地域防災計画（資料編）

令和 7 年 4 月改訂

発行 三浦市防災会議
編集 三浦市防災危機対策室

〒238-0111 三浦市初声町下宮田 5 番地 11
TEL : 046 (882) 1111 番(代) FAX : 046 (864) 1161 番
E-mail : gyouseikanri1001@city.miura.kanagawa.jp